

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月28日
【事業年度】	第8期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
【会社名】	株式会社日本政策金融公庫
【英訳名】	Japan Finance Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役総裁 細川 興一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番4号
【電話番号】	03－3270－7440
【事務連絡者氏名】	企画管理本部 財務部長 阿部 吉憲
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番4号
【電話番号】	03－3270－7440
【事務連絡者氏名】	企画管理本部 財務部長 阿部 吉憲
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月		平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
経常収益	(百万円)	857,197	665,597	788,255	503,386	613,879
経常利益又は経常損失(△)	(百万円)	△290,430	△285,856	△35,817	△214,092	50,441
当期純利益又は当期純損失(△)	(百万円)	△295,408	△286,268	△35,936	△134,789	50,570
持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失(△)	(百万円)	△48	△2	15	26	52
資本金	(百万円)	4,366,709	3,455,015	3,709,538	3,855,086	3,904,645
発行済株式総数	(千株)	9,751,486,407	10,374,342,407	10,733,565,407	10,987,913,407	11,097,473,257
純資産額	(百万円)	6,142,730	4,184,472	4,507,759	4,627,306	4,787,276
総資産額	(百万円)	38,250,634	25,421,145	24,653,427	23,608,940	22,324,554
貸出金残高	(百万円)	29,420,809	21,232,320	20,660,457	19,648,688	18,339,799
1株当たり純資産額	(円)	0円62銭	0円40銭	0円41銭	0円42銭	0円43銭
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)	(円)	△0円3銭	△0円2銭	△0円0銭	△0円1銭	0円0銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	16.1	16.5	18.3	19.6	21.4
自己資本利益率	(%)	—	—	—	—	1.1
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△2,838,529	△707,374	△331,502	△682,892	602,352
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	597,130	201,063	△192,136	426,855	△11,548
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	2,022,520	620,572	357,136	253,066	108,419
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	779,717	418,118	251,615	248,645	947,840
従業員数	(人)	8,148	7,325 [910]	7,153 [914]	7,151 [930]	7,199 [1,058]

(注) 1. 当公庫は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
3. 平成24年4月1日付けで国際協力銀行が当公庫から分離しております。
4. 第5期以降の発行済株式総数は、国際協力銀行業務に係る1,291,000,000千株を含んでおります。国際協力銀行業務に係る資本金1,291,000百万円は減額して整理しております。
5. 株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第47条に基づき配当を実施していないので、1株当たり配当額及び配当性向については記載しておりません。
6. 潜在株式が存在しないので、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については記載しておりません。
7. 当公庫は銀行法（昭和56年法律第59号）の適用を受けておらず、自己資本比率は、期末純資産の部の合計を期末資産の部の合計で除しております。
8. 当公庫株式は非上場であるので、株価収益率については記載しておりません。
9. 第4期から第7期においては、当期純損失を計上しているので、自己資本利益率については記載しておりません。
10. 従業員数は、当公庫から社外への出向者を除き、社外から当公庫への出向者を含みます。また海外の現地採用者を含み、臨時従業員を含みません。
なお、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載し、従業員数の100分の10未満である第4期においては、記載を省略しております。

2【沿革】

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「公庫法」という。）に基づき、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行（国際金融等業務）の一切の権利及び義務について、国が承継する資産を除き承継し、平成20年10月1日に設立されました。その後、平成23年4月28日に、株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）が可決・成立し、同5月2日に公布・施行されたことを受け、平成24年4月1日付けで国際協力銀行が当公庫から分離し、株式会社国際協力銀行が発足しております。

なお、参考として、統合前の国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫の「沿革」についても記載しております。

年月	事項
平成17年12月	「行政改革の重要方針」が閣議決定
平成18年5月	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が成立
6月	「政策金融改革に係る制度設計」が政策金融改革推進本部にて決定
平成19年5月	「株式会社日本政策金融公庫法」及び駐留軍再編促進金融業務を規定する「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」が成立
平成20年10月	「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、株式会社日本政策金融公庫を設立 国民生活金融公庫（現 国民生活事業）、農林漁業金融公庫（現 農林水産事業）、中小企業金融公庫（現 中小企業事業）及び（旧）国際協力銀行（うち国際金融等業務）（現 株式会社国際協力銀行）の一切の権利及び義務について、国が承継する資産を除き承継 「株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」に基づき、当公庫設立後も駐留軍再編促進金融業務は国際協力銀行の行う業務として承継 危機対応円滑化業務を創設
平成22年4月	駐留軍再編促進金融業務にかかる特別勘定（駐留軍再編促進金融勘定）を設置
平成22年8月	特定事業促進円滑化業務にかかる特別勘定（特定事業促進円滑化業務勘定）を設置
平成23年4月	「株式会社国際協力銀行法」が可決・成立、平成24年4月1日に国際協力銀行が当公庫から分離することが決定
平成23年7月	事業再構築等促進円滑化業務を開始
平成24年3月	「沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律」が可決・成立、平成34年度以降に沖縄振興開発金融公庫が当公庫に統合することが決定
平成24年4月	国際協力銀行が分離 国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務を株式会社国際協力銀行に移管
平成26年1月	事業再編促進円滑化業務を開始

（政策金融改革の経緯）

政策金融改革については、「特殊法人等整理合理化計画」（閣議決定：平成13年12月19日）において、①民業補完、②政策コスト最小化、③機関・業務の統合合理化の原則の下、抜本的な検討を行った上で、公的金融の対象分野、規模、組織の見直しを行うこととされ、「政策金融改革について」（経済財政諮問会議：平成14年12月13日）により、不良債権集中処理期間（平成16年度末まで）、あるべき姿に移行するための準備期間（平成17年度から平成19年度まで）を経て、政策金融機関は平成20年度以降速やかに新体制に移行すること等が決定されました。

その後、「行政改革の重要方針」（閣議決定：平成17年12月24日）において、「政策金融改革の基本方針」（経済財政諮問会議：平成17年11月29日）及び「政策金融改革について」（政府・与党合意：平成17年11月29日）に基づき、政策金融の抜本的改革を行い、平成20年度から新体制に移行することとされました。

平成18年5月26日には、「行政改革の重要方針」に沿って作成された「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号。以下「行政改革推進法」という。）が成立し、「政策金融改革に係る制度設計」（政策金融改革推進本部決定及び行政改革推進本部決定：平成18年6月27日）において、新政策金融機関の在り方等が示され、これらに基づき、公庫法が平成19年5月18日に成立し、平成20年10月1日に当公庫が設立されました。

(参考)

国民生活金融公庫（現国民生活事業）

年月	国民金融公庫に係る事項	年月	環境衛生金融公庫に係る事項
昭和24年6月 昭和42年10月	国民金融公庫設立 環境衛生金融公庫設立に伴い同公庫からの 受託業務を開始	昭和42年9月 昭和47年7月 昭和57年1月	環境衛生金融公庫設立 民間金融機関に対し業務の直接委託を開始 直接貸付による業務開始
年月	国民生活金融公庫に係る事項		
平成9年9月 平成11年5月	環境衛生金融公庫と国民金融公庫の統合を含む「特殊法人等の整理合理化について」が閣議決定 「国民生活金融公庫法」（国民金融公庫法の一部を改正する法律）が成立		
平成11年10月 平成20年10月	「国民生活金融公庫法」に基づき、国民金融公庫が国民生活金融公庫に改称 解散した環境衛生金融公庫の一切の権利及び義務を承継 「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、株式会社日本政策金融公庫に統合、国が承継する資産を除 き一切の権利及び義務を承継（国民生活事業）		

農林漁業金融公庫（現農林水産事業）

年月	事項
昭和28年4月 昭和33年9月 平成14年7月 平成20年10月	農林漁業金融公庫設立。委託貸付により業務を開始 直接貸付による業務開始 農業法人投資育成会社への出資事業創設 「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、株式会社日本政策金融公庫に統合、国が承継する資産を除 き一切の権利及び義務を承継（農林水産事業）

中小企業金融公庫（現中小企業事業）

年月	中小企業金融公庫に係る事項	年月	中小企業信用保険公庫に係る事項
昭和28年8月 9月 昭和30年10月	中小企業金融公庫設立 代理貸付による業務開始 直接貸付による業務開始	昭和33年7月 昭和59年10月 平成10年12月	中小企業信用保険公庫設立（中小企業庁か ら中小企業信用保険事業及び信用保証協会 に対する融資事業を承継） 通商産業省から機械類信用保険事業を承継 破綻金融機関等関連特別保険等業務の開始
		年月	中小企業総合事業団に係る事項
		平成11年7月 平成15年4月	中小企業総合事業団設立（中小企業信用保 険公庫等の事業を承継） 機械類信用保険業務の機械保険経過業務へ の移行
平成16年7月 平成20年10月	「中小企業金融公庫法」の一部改正に伴う業務範囲拡大（証券化支援業務の開始、中小企業総合事業団 の信用保険事業の承継） 「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、株式会社日本政策金融公庫に統合、国が承継する資産を除 き一切の権利及び義務を承継（中小企業事業）		

3【事業の内容】

当公庫及び当公庫の関係会社は、平成28年3月31日現在、当公庫及び関連会社1社から構成されており、当公庫は、公庫法その他の法令により定められた以下の業務を行っております。

（事業目的）

当公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般（生活衛生関係営業者を含む。）、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的として、公庫法第11条に規定する業務を行っております。

（業務の区分及び各業務の内容）

当公庫は、その目的を達成するため、公庫法その他法令により定められた業務について、以下の業務ごとに区分して運営しております。

（1）国民生活事業

国民一般向け業務

国民一般向け業務は、独立して継続が可能な事業について当該事業の経営の安定を図るための資金の貸付け、小口の教育資金の貸付け、生活衛生関係営業について衛生水準を高めるため及び近代化を促進するために必要な資金等の貸付け及び恩給等を担保とする小口貸付けを行っております。

（2）農林水産事業

農林水産業者向け業務

農林水産業者向け業務は、農林漁業者や食品の製造等の事業を営む者に対し、農林漁業の持続的かつ健全な発展又は食料の安定供給の確保に資する事業について、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、長期かつ低利の資金を供給しております。

また、民間金融機関が行う農業向け融資の証券化支援業務並びに農業法人向け投資育成事業を行う株式会社及び投資事業有限責任組合に対する出資業務を行っております。

（3）中小企業事業

イ 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務は、中小企業の成長発展を支援するため、民間金融機関を補完して長期資金の安定的な供給を行っております。

融資業務には、中小企業者に対する貸付け、中小企業者が発行する社債の取得並びに中小企業投資育成株式会社に対する貸付け等があります。また、当事業年度において、外貨貸付（米ドル）の取扱いを開始しました。

証券化支援保証業務は、民間金融機関等が自ら貸付債権等の証券化に取り組む場合に当公庫が当該貸付債権等の部分保証や証券化商品等の保証を行う業務（保証型）、民間金融機関等が行う中小企業者の売掛金債権証券化等を支援・促進することを目的とし、民間金融機関等による特別目的会社への貸付債権に対しての保証や特別目的会社への貸付けを行う業務（売掛金債権証券化等支援業務）があります。また、中小企業者の海外現地法人等の現地流通通貨建て資金調達を支援する「スタンドバイ・クレジット制度（信用状発行業務）」があります。

ロ 中小企業者向け証券化支援買取業務

中小企業者向け証券化支援買取業務は、証券化手法を活用した民間金融機関等による中小企業・小規模事業者への無担保資金供給の促進及び中小企業・小規模事業者向け貸付債権の証券化市場の育成を目的としております。証券化支援買取業務には、証券化を前提とした中小企業・小規模事業者への無担保貸付債権等を複数の民間金融機関から当公庫が譲り受け証券化する業務（キャッシュ方式）とCDS（クレジット・デフォルト・スワップ）契約を活用し、債権譲渡せずに貸付債権等の信用リスクのみを投資家等に移転させる業務（シンセティック方式）があります。

ハ 信用保険等業務

信用保険等業務は、(イ) 信用保証協会が中小企業者の金融機関からの借入れ又は中小企業者が発行する社債のうち金融機関が引き受けるものに係る債務等の保証をした場合において、その保証金額の総額が保険契約額に達するまで自動的に保険関係が成立する包括保険業務（中小企業信用保険）、(ロ) 信用保証協会に対して行う、その保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき長期資金と保証債務の履行を円滑にするために必要な短期資金の貸付業務、(ハ) 成立している機械類（プログラムを含む。）に係るリース契約及び割賦・ローン保証販売契約についての保険に関する保険金の支払い、回収金の収納等の業務（機械保険経過業務）及び(ニ) 信用保証協会が破綻金融機関等の融資先である中堅事業者の金融機関からの借入れによる債務の保証をした場合において、その保証金額の総額が保険契約額に達するまで自動的に保険関係が成立する包括保険業務（破綻金融機関等関連特別保険等）を行っております。

(4) 危機対応等円滑化業務

イ 危機対応円滑化業務

危機対応円滑化業務は、主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、主務大臣が指定する指定金融機関に対して一定の信用の供与を行っております。

危機発生時においては、一般の事業者の信用リスクが上昇するため、民間金融機関による資金供給が十分になされない事態が想定されます。このような事態に対処するため、当公庫は指定金融機関への信用の供与を通じて、指定金融機関による事業者への円滑な資金供給を促進しております。

具体的な業務については以下のとおりであります。

(イ) 貸付け：当公庫が財政融資資金の借入れ等により調達した資金を指定金融機関に対し貸付けするもの。

(ロ) 損害担保：当公庫が指定金融機関が行う貸付け等に損失が発生した場合において、一定割合の補填を行うもの。

(ハ) 利子補給：当公庫による信用供与を受けて指定金融機関が行った貸付け等について、当公庫が指定金融機関に対し利子補給金を支給するもの。

ロ 特定事業等促進円滑化業務

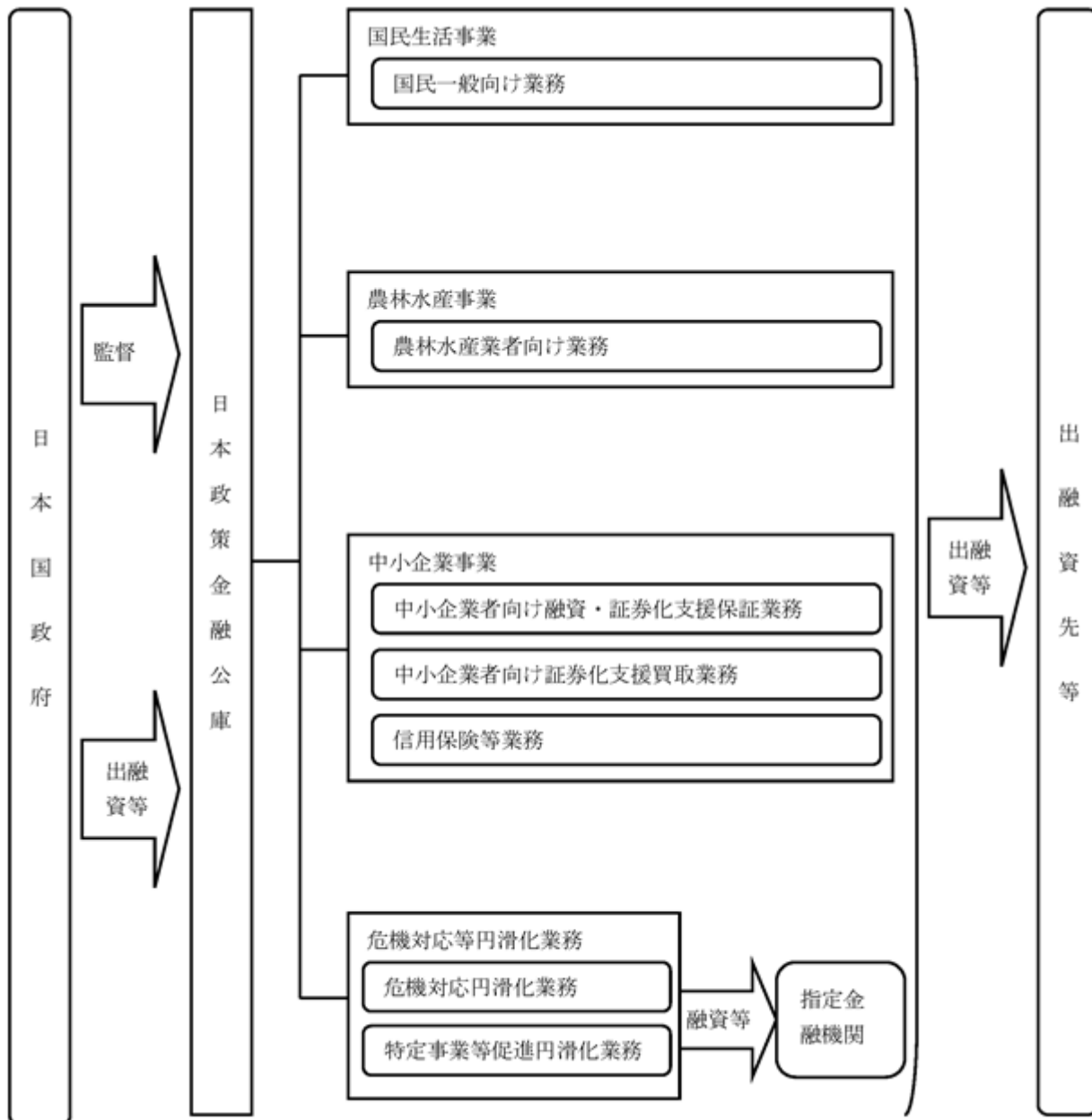
(イ) 特定事業促進円滑化業務

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成22年法律第38号）に基づき、主務大臣が認定した特定事業を実施しようとする認定事業者に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けを行っております。

(ロ) 事業再編促進円滑化業務

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づき、主務大臣が認定した事業再編又は特定事業再編を実施しようとする認定事業者等に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けを行っております。

(当公庫の事業系統図)



(経理の特徴)

(1) 区分経理

当公庫は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定（以下「業務勘定」という。）を設けて整理を行うこととされております（公庫法第41条）。

（注） 以下に特段の記載のない限り、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定による特定事業促進円滑化業務、産業競争力強化法第39条第2項の規定による事業再編促進円滑化業務及び産業競争力強化法附則第13条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第24条の3第2項の規定による事業再構築等促進円滑化業務についても公庫法の規定が適用されます。

また、当公庫が政府出資、借入れ及び社債発行により調達した資金は、かかる経理の区分に従って、各業務勘定ごとに整理することとなります（公庫法第4条及び第51条）。収入支出予算も、業務別（ただし中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務は同一区分）に区分され（公庫法第31条）、予算の目的外使用の禁止（公庫法第37条）も法定されております。勘定間の資金融通については基本的に想定されておらず、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令（平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第3号）第12条において、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務及び中小企業者向け証券化支援買取業務の間の資金融通（短期のものに限る。）についてのみ定められております。

(2) 予算区分

当公庫の収入支出予算は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け業務（中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務）、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務に区分することとされております（公庫法第31条第4項）。

(3) 剰余金処分及び国庫納付

当公庫の剰余金の額の計算は、区分経理を行っているそれぞれの勘定において会社法（平成17年法律第86号）第446条を準用することとされております（公庫法第42条第1項）。

当公庫は、毎事業年度の決算において計上した各業務勘定の剰余金の額が、

イ 零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3カ月以内に国庫に納付しなければならないとされております（公庫法第47条第1項）。

ロ 零を下回るときは、準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないとされております（公庫法第47条第2項）。

当公庫の剰余金の処分はイ又はロのほか、経営改善資金特別準備金への戻入（公庫法第47条第6項）以外の方法をもって処分・配当を行ってはならないとされております（公庫法第47条第7項）。

なお、会社法第448条（準備金の額の減少）、会社法第449条（債権者の異議）、会社法第828条（会社の組織に関する行為の無効の訴え）第1項第5号及び第2項第5号は、上記の準備金の積み立て又は取り崩しの場合を除き、各業務勘定の準備金について準用され、当公庫全体としての準備金には適用されません。会社法第447条（資本金の額の減少）についても同様の扱いとなります（公庫法第42条第2項及び第3項）。

(日本国政府との関係)

(1) 株式の政府保有

当公庫の発行済株式については、政府がその総数を常時保有することとされております（公庫法第3条）。

(2) 日本国政府による監督等

イ 監督

主務大臣（財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣。以下本イにおいて同じ。）は、当公庫を、公庫法等の定めるところに従い監督し、当公庫に対してその業務に関し監督上必要な命令をすることができます（公庫法第58条）。また、主務大臣は、必要があると認めるときは、当公庫（資金の貸付けの業務等を委託した法人並びに危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務に関しては指定金融機関を含む。）に対して報告を求め、又はその職員に、当公庫を検査させることができます（公庫法第59条）。

なお、特定事業等促進円滑化業務については経済産業大臣及び財務大臣の監督下で実施することとなります（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条、産業競争力強化法第39条第2項及び産業競争力強化法附則第13条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第24条の3第2項）。

また、主務大臣は検査権限の一部を内閣総理大臣に委任することができ、内閣総理大臣は当該委任を受けた権限を金融庁長官に委任します（公庫法第60条）。

ロ 役員の選任及び解任等

当公庫の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、主務大臣（財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣。以下本ロ及びハにおいて同じ。）の認可を受けなければ、その効力は生じません（公庫法第6条第1項）。また、当公庫の代表取締役の選定及び解職の決議についても、主務大臣の認可を受けなければ、その効力は生じません（公庫法第6条第2項）。

なお、主務大臣は、これらの認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣と協議する必要があります（公庫法第65条）。

ハ 定款の変更の決議

当公庫の定款の変更の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません（公庫法第61条）。

なお、主務大臣は、上記の認可をしようとするときには、あらかじめ、厚生労働大臣と協議する必要があります（公庫法第65条）。

ニ 合併、会社分割、事業譲渡、解散等

当公庫を当事者とする合併、会社分割、事業譲渡、解散等については、当公庫が独自で決定することはできず、法律によって定められることになっております（公庫法第62条）。

(3) 財務面の関与

イ 予算及び決算

(イ) 予算

当公庫の予算は、政府関係機関予算として、主務大臣（財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣。以下本イ、ハ及びヘにおいて同じ。）を経由して財務大臣に提出し、閣議決定後に国の予算の議決の例によって、国会において議決されます（公庫法第29条、第30条及び第33条）。

また、事業計画、資金計画（財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸付金等）についても、予算に添付して国会に提出されます。

(ロ) 決算

当公庫は、財産目録を作成し、会社法第435条の規定に基づき作成する貸借対照表、損益計算書及び事業報告とともに、主務大臣を経由して財務大臣に提出しております（公庫法第40条）。

また、貸借対照表、損益計算書及び財産目録（以下「貸借対照表等」という。）の提出をした後は、予算の区分に従い決算報告書を作成し、監査役の意見を付して主務大臣を経由して財務大臣に提出しております。決算報告書は、財務大臣により貸借対照表等を添えて内閣に送付され（公庫法第44条）、会計検査院の検査を経て国会に提出されます（公庫法第45条及び第46条）。

ロ 政府からの借入れ及び政府保証債の発行
当公庫は、政府から借入れをすることができます（公庫法第48条）。
また、政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和21年法律第24号）第3条の規定にかかわらず、予算をもって定める金額の範囲内において、当公庫の社債に係る債務について、保証契約をすることができます（公庫法第55条）。

ハ 借入金及び社債発行の制限
当公庫（信用保険等業務を除く。）は、主務大臣の認可を受けて、政府からの借入れ及び社債（政府保証債を含む。）の発行をことができ、資金繰りのため必要がある場合に主務省令で定める金融機関から短期借入金の借入れをすることができます。（公庫法第48条及び第49条）。
なお、信用保険等業務については、社債を発行してはならないとされております（公庫法第49条第4項）。
政府からの借入れ及び社債の発行の限度額については、当公庫の予算において定められております。
また、当公庫の予算における当該限度額について、財務大臣は、予見し難い経済事情の変動等やむを得ない事由により借入金及び社債により調達する資金の増額を必要とする特別の事由がある場合は当初限度額の50%の範囲内で増額できるものと定められております。

ニ 補給金等
当公庫は、各々の政策目的のために政府から補給金等を受け入れております。当公庫に対する補給金等の国からの交付については、毎年度予算措置により行われております。

ホ 出資金
政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、当公庫に出資することができます（公庫法第4条）。
なお、政府からの出資金の受入額は、平成27年3月期が2,543億円、平成28年3月期が1,095億円となっております。

ヘ 検査
（イ）会計検査院の検査
当公庫に対しては、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第20条及び第22条に基づき、会計検査院による検査が行われます。検査結果は、毎年一回会計検査院から内閣を経由して国会に提出されます。

（ロ）主務大臣の検査
当公庫に対しては、主務大臣による検査が行われます（公庫法第59条）。

（ハ）金融庁の検査
当公庫に対しては、金融庁による検査が行われます。主務大臣は、公庫法第59条に規定する検査権限の一部を内閣総理大臣へ委任することができ、内閣総理大臣は当該委任を受けた権限を金融庁長官に委任します（公庫法第60条）。

4【関係会社の状況】（平成28年3月31日現在）

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な 事業の 内容	議決権の 所有割合 （％）	当公庫との関係内容				
					役員の 兼任等 （人）	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
（関連会社） アグリビジネス 投資育成株式会社	東京都 千代田区	4,070 百万円	農業法人に 対する投資 育成業等	49.88	—	—	—	—	—

5【従業員の状況】

当公庫の従業員数

(平成28年3月31日現在)

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
7,199 [1,058]	41.1	18.4	8,235

業務名	従業員数（人）
国民一般向け業務	4,400 [671]
農林水産業者向け業務	853 [100]
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務及び 中小企業者向け証券化支援買取業務	1,651 [265]
信用保険等業務	283 [18]
危機対応円滑化業務	8 [3]
特定事業等促進円滑化業務	4 [1]
合計	7,199 [1,058]

- (注) 1. 従業員数は、当公庫から社外への出向者を除き、社外から当公庫への出向者を含みます。また海外の現地採用者を含み、臨時従業員を含みません。
 なお、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与は、社外から当公庫への出向者及び海外の現地採用者を含んでおりません。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 当公庫の従業員組合は、日本政策金融公庫国民生活事業労働組合、政府系金融機関労働組合、日本政策金融公庫農林水産事業労働組合及び日本政策金融公庫中小企業事業労働組合と称し、組合員数は4,550人であり、労使間においては、特筆すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第8期事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

総括

当事業年度における我が国経済を振り返ると、雇用・所得環境の改善など経済の好循環が着実に回り始めているものの、消費を始めとする支出面の改善テンポには鈍さがみられました。

このような中、当公庫におきましては、お客さまサービスの向上、東日本大震災からの復興支援などセーフティネット機能の発揮及び成長戦略分野等への貢献などに取り組みました。

イ お客さまサービスの向上

お客さまサービスの向上は、内部管理上重点的に取り組むべき6つの分野のひとつとして、経営方針にも取り組みの柱として掲げています。コーポレート・ガバナンス委員会の下に「顧客満足度向上部会」を設置し、公庫全体としてお客さまサービスの向上に向けた取組みを推進しています。

「融資判断に要する時間の短縮」や「お客さまニーズに沿った情報提供」など、お客さまサービスの向上に向けた施策に継続して取り組んでおり、毎年実施している外部コンサルティング会社による「お客さま満足度調査」を通じて、新たな課題やニーズを把握するとともに、その取組みを検証しています。平成27年度は、外部コンサルティング会社を活用した覆面調査を全支店に拡大し（前年度は統合支店のみ実施）、公庫全体として解決すべき支店運営上の課題を抽出するとともに、支店毎の調査結果も併せて還元し、各支店で課題解決に取り組んでいます。

また、各事業本部が連携した取組みとして、引き続き、152の全支店で「総合力発揮推進計画」を策定し、地域が抱える課題に積極的に対応しました。具体的には、複数事業が連携し、地方公共団体が地域活性化のため取り組んでいる地域プロジェクトに積極的に参画し、地域やお客さまのニーズを踏まえた融資支援などに取り組みました。

特に、各地方自治体が策定する「地方版総合戦略」につきましては、全ての地方自治体に接触し、同自治体からの要請等を踏まえ、積極的に策定に参画しました。その間、多くの地方自治体では、支店長等が総合戦略策定委員等に就任し、当公庫の知見などに基づく提案等を行うなど、同戦略の各種施策の立案に貢献しました。さらに、同戦略の実施・推進に当たっては、全国ネットワークを活かしたU I Jターンセミナーの支援などの取組みにより、各般の協力を積極的に行っているところです。

加えて、お客さまや地域のニーズに合致した有益な情報提供に向けて、全国規模による「アグリフードEXPO」及び「全国ビジネス商談会」を継続して開催し、また、各地域におきまして、支店の創意工夫による商談会やセミナーを企画・開催し、事業間連携によるお客さまのマッチングに取り組みました。

また、民間金融機関の補完を旨としつつ、多くの民間金融機関との業務連携を進めており、平成28年3月末時点では492機関と業務連携・協力に係る覚書を締結しています。特に、平成26年度からは、創業や事業再生、農林漁業など民間金融機関から連携をより求められる分野におきまして、その実効性を高めるため、民間金融機関と連携・協調して融資するスキーム作りに重点的に取り組んでいます。こうしたスキームを構築した民間金融機関数は、平成28年3月末時点で452機関となっており、平成27年度の協調融資実績は15,130件、6,071億円となりました。

ロ 東日本大震災からの復興支援

東日本大震災により影響を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者からの融資や返済に関する相談に対して、引き続き、できる限り迅速かつきめ細かく対応しつつ、東日本大震災復興特別貸付などの各種融資等による復興支援に腰を据えて取り組みました。

これらにより、東日本大震災復興特別貸付など震災関連融資の貸付実績は1,835億円となり、震災以降の融資実績は累計で4兆2,057億円となりました。特に、被災地の復興に向けた創業ニーズに対応した支援を行った結果、被災地5県（青森、岩手、宮城、福島及び茨城県）における創業支援数は平成27年度1,693企業となりました。これは震災前の平成22年度と比べ159%です。加えて、東日本大震災復興緊急保証に係る保険引受や危機対応円滑化業務での対応を行いました。

ハ セーフティネット需要への対応

経営環境の悪化などの影響を受けている中小企業・小規模事業者に対して、引き続き、資金繰り支援を行うとともに経営面のアドバイスをを行いました。

また、貸金水準の上昇などの影響により資金繰りに困難を来していたり、台風・大雨・大雪などの自然災害などの影響を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者に対しては、特別相談窓口を設置し、融資相談及び返済相談に迅速かつきめ細かく対応しました。

ニ 成長戦略分野等への貢献

日本経済の成長・発展への貢献を念頭に、政府の成長戦略等に基づき、中小企業・小規模事業者の創業・新事業、事業再生、ソーシャルビジネス、海外展開及び農林水産業の新たな展開などの支援に積極的に取り組みました。その際、各事業本部がそれぞれの融資制度、審査ノウハウ、融資後の支援ノウハウ、顧客ネットワークなどの共有を図り、連携してサービス強化に努めました。

当事業年度の損益の状況につきましては、経常収益は6,138億円（前事業年度比1,104億円増加）、特別損益を含めた当期純利益は505億円（前事業年度は当期純損失1,347億円）となりました。

〔国民一般向け業務〕

当事業年度の国民一般向け業務におきましては、引き続き、東日本大震災の影響を受けた小規模事業者からの融資や返済の相談に対して迅速かつきめ細かく対応を行い、被災地の復興を支援しました。

厳しい経営環境に直面している小規模事業者に対しては、経営計画策定からフォローアップまでを一貫して支援する伴走型の融資制度を活用し、資金面と情報面の両面から支援を行い、的確にセーフティネット機能を発揮しました。

成長戦略分野等への対応につきましては、創業、ソーシャルビジネス、海外展開、事業再生の分野における支援に積極的に取り組むとともに、各分野において関係機関と連携した支援を推進しました。

創業支援につきましては、創業前及び創業後1年以内の方を対象に一律に金利を引き下げる「創業支援貸付利率特例制度」を活用するとともに、各地域の自治体や商工会、民間金融機関、大学などの創業支援機関と連携して創業支援ネットワークを構築し、資金供給だけでなく、創業計画の立案や販路開拓など、幅広い相談にワンストップで対応しました。

若年層に対する起業マインドの向上を図るために実施している「高校生ビジネスプラン・グランプリ」は今年度で3回目を迎え、前回の207校を上回る264校から応募があり、出張授業や新設したオンライン講座を通じてビジネスプランの作成をサポートしました。実現性の高いプランが増えるとともに、エントリー方法も多様化し複数の高校の生徒で構成されたグループによる応募もありました。

ソーシャルビジネス支援におきましては、平成27年2月に導入した「ソーシャルビジネス支援資金」を活用するとともに、地方公共団体や中間支援組織と連携してソーシャルビジネスを支援するネットワークの構築を推進し、経営支援セミナーや個別相談会を共催しました。また、介護・福祉事業者への金利優遇措置を拡充しました。

小規模事業者の海外展開支援に対しては、海外展開・事業再編資金を活用して輸出や海外での物産展などへの出店に取り組む小規模事業者を積極的に支援するとともに、引き続き、日本貿易振興機構を始めとする外部機関との連携を強化し、「海外展開セミナー」を共催しました。また、海外への販売強化・生産委託に取り組む事業者を対象に金利を引き下げる制度拡充を行いました。

事業再生支援につきましては、中小企業再生支援協議会や民間金融機関との連携を強化し、経営改善計画の策定支援や貸出条件の緩和による支援を行いました。

また、家計の経済的負担の軽減と教育の機会均等に貢献するため、教育資金の制度内容について学校や企業への周知活動を行ったほか、従来母子家庭を対象としていた金利や保証料の優遇措置を父子家庭へも拡大しました。

これらにより、当事業年度の国民一般向け業務における貸付実績は2兆2,990億円（前事業年度比1,289億円減少）となりました。

国民一般向け業務勘定の当事業年度の損益の状況につきましては、経常収益は1,475億円（同32億円減少）、特別損益を含めた当期純利益は256億円（同537億円減少）となりました。

〔農林水産業者向け業務〕

当事業年度の農林水産業者向け業務におきましては、食料・農業・農村基本法及び食料・農業・農村基本計画、森林・林業基本法及び森林・林業基本計画並びに水産基本法及び水産基本計画などの国の農林水産業における施策を受けて、農林水産業者のニーズ及び地域・業界の実態を把握し、迅速かつ的確に業務を遂行しました。

特に、東日本大震災からの復興支援を始めてとして、梅雨前線による豪雨や度重なる台風、大雪などの自然災害や米価変動などの経営環境変化の影響を受けた農林漁業者へのセーフティネット機能を発揮しました。

成長戦略分野等への対応につきましては、「人・農地プラン」において地域の中心経営体と定められた農業者や国産材の安定供給・利用、水産業の生産体制強化の取組みを支援するとともに、農林漁業者が加工・販売へ進出して事業の多角化及び高度化に取り組む6次産業化に対して関係機関と連携し支援を行いました。

また、新規就農者に対して、青年等就農資金により積極的に支援を行うとともに、大規模な農業参入、急激な規模拡大、新事業の開始といった従来の経営実績のみでは評価が難しい事業について、経営能力や事業性に重点を置いた事業性評価融資を開始し、円滑な資金供給に努めました。

加えて、国産ブランドを担い、魅力ある農産物づくりに取り組んでいる農業者や食品製造業者に広域的な販路拡大の機会を提供するため、東京及び大阪においてアグリフードEXPOを開催しました。東京開催は、10回目の節目を迎えたことから、「第10回記念6次化の先駆者－EXPO仲間大集結－」を開催テーマとし、全国から過去最多の868の農業者、食品製造業者などが参加しました。

また、日本貿易振興機構や貿易商社などと連携し、輸出に取り組む農林漁業者への輸出支援を行いました。

これらにより、当事業年度の農林水産業者向け業務における貸付実績は3,760億円（前事業年度比90億円増加）、民間金融機関が行う農業者向け融資の証券化支援業務における引受実績は11億円（同2億円減少）となりました。また、農業法人へ出資する投資事業有限責任組合（LP）への出資約束金額は1,173百万円（同207百万円減少）、出資履行金額159百万円（同124百万円増加）となりました。

農林水産業者向け業務勘定の当事業年度の損益の状況につきましては、経常収益は482億円（同9億円増加）、特別損益を含めた当期純利益は0円（前事業年度も当期純利益0円）となりました。

〔中小企業者向け融資・証券化支援保証業務〕

当事業年度の中小企業者向け融資業務におきましては、引き続き、東日本大震災からの復興支援に取り組むなどセーフティネット機能を発揮するとともに、成長戦略分野等への対応に積極的に取り組みました。

成長戦略分野等への対応につきましては、新事業、事業再生、海外展開の分野における支援に積極的に取り組むとともに、各分野において、関係機関と連携した支援を推進しました。新事業支援につきましては、東京と大阪に新事業・ベンチャー支援センターを新設することにより新事業室の体制を強化し、ベンチャーキャピタルのほか、民間金融機関や研究開発機関などと一層の連携を図りながら、支援を行いました。

事業再生支援につきましては、経営改善計画書の策定支援や資金繰り円滑化のための貸付条件の変更などを積極的に行ったほか、資本性ローン、DES、DDSなどの手法を活用し、中小企業再生支援協議会や民間金融機関と連携した支援を行いました。

海外展開支援につきましては、海外展開・事業再編資金を拡充して、平成27年4月から外貨貸付（米ドル）の取扱いを開始し、多様化する資金ニーズへの対応を強化しました。海外での現地流通通貨の円滑な調達を支援する「スタンドバイ・クレジット制度（信用状発行業務）」に関しては、新たに台湾の合作金庫銀行と提携を行い、提携先が9機関に拡大したほか、同制度における国内の地域金融機関との連携スキームにつきまして、新たに5機関の地域金融機関と連携し、提携先が58機関に拡大しました。さらに、上海及びバンコクの海外駐在員事務所を活用してASEAN諸国及び中国などの主要都市で交流会を開催したほか、日本貿易振興機構などの海外展開支援機関との連携を推進し、中小企業者の海外展開を支援しました。

これらにより、当事業年度の中小企業向け融資業務の貸付実績は1兆6,720億円（前事業年度比1,057億円減少）となりました。

このほか、中小企業者向け証券化支援保証業務におきましては、後述のCLO（貸付債権担保証券）の組成に関連し、機関投資家向けに販売されるCLOの一部に保証を付したことにより、保証実績は15億円となりました。

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定の当事業年度の損益の状況につきましては、経常収益は1,041億円（同118億円減少）、特別損益を含めた当期純利益は247億円（同525億円減少）となりました。

〔中小企業者向け証券化支援買取業務〕

当事業年度の中小企業者向け証券化支援買取業務におきましては、市場環境の変化などを背景に平成22年度以来5年ぶりにCLOの組成を行いました。当該CLOにおきましては、全国9機関の地域金融機関が参加し、524社の中小企業・小規模事業者に対して121億円の無担保資金の供給を支援しました。

中小企業者向け証券化支援買取業務勘定の当事業年度の損益の状況につきましては、経常収益は354百万円（前事業年度比1百万円減少）、特別損益を含めた当期純利益は157百万円（同163百万円減少）となりました。

〔信用保険等業務〕

当事業年度の信用保険等業務におきましては、引き続き、東日本大震災復興緊急保証に係る保険引受などにより、東日本大震災の被災地域の復興に向けた支援に取り組むとともに、経営安定関連保証や借換保証などに係る保険引受により、厳しい経営環境にある中小企業・小規模事業者の資金繰り支援を行い、セーフティネット機能を的確に発揮しました。

また、成長戦略分野等への対応につきましては、引き続き、創業関連特例などを通じた創業支援や事業再生計画実施関連特例などを通じた再生支援に努めたほか、経営力強化保証に係る保険引受を通じて中小企業・小規模事業者の経営支援を行いました。平成27年10月からはNPO法人も信用保険の対象となりました。

こうした取組みに当たっては、保険業務推進室を中心に、全国51の信用保証協会と意見・情報の交換を積極的に行い、中小企業・小規模事業者のニーズの把握に努めるとともに、信用保証協会に対して支援の強化を働きかけました。

これらにより、当事業年度の信用保険等業務における保険引受額は8兆5,614億円（前事業年度比755億円増加）となりました。

信用保険等業務勘定の当事業年度の損益の状況につきましては、経常収益は2,760億円（同1,217億円増加）、特別損益を含めた当期純利益は111億円（前事業年度は当期純損失2,768億円）となりました。

なお、信用補完制度につきましては、中小企業政策審議会に設置された金融ワーキンググループにおいて、制度見直しの検討が進められ、平成27年12月に「中小企業・小規模事業者の発展に資する持続可能な信用補完制度の確立に向けて中間的な整理（論点整理と方向性）」がとりまとめられました。この間、当公庫としても、実施機関の立場から積極的な情報提供に努めました。

〔危機対応円滑化業務〕

当事業年度の危機対応円滑化業務におきましては、主務大臣により定められた「東日本大震災に関する事案」、「災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の災害に関する特別相談窓口に係る事案」、「デフレ脱却等特別相談窓口に係る事案」などへの取組みに努めました。

これらにより、当事業年度の危機対応円滑化業務における実績は、指定金融機関に対する貸付けが1,052億円（前事業年度比248億円減少）、指定金融機関が行う貸付け等に係る損害担保引受が1兆1,022億円（同1,480億円減少）、指定金融機関に対する利子補給が110億円（同14億円減少）となりました。

危機対応円滑化業務勘定の当事業年度の損益の状況につきましては、経常収益は376億円（同42億円減少）、特別損益を含めた当期純損失は110億円（同38億円減少）となりました。

〔特定事業等促進円滑化業務〕

当事業年度の特定事業促進円滑化業務におきましては、「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」（平成22年法律第38号）に基づき、主務大臣が認定した特定事業を実施しようとする認定事業者に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けを行いました。当事業年度の貸付実績は11億円（前事業年度比17億円減少）となりました。

また、事業再編促進円滑化業務におきましては、「産業競争力強化法」（平成25年法律第98号）に基づき、主務大臣が認定した事業再編又は特定事業再編を実施しようとする認定事業者等に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けを業務としていますが、当事業年度におきましては、貸付実績はありませんでした（前事業年度は200億円）。

特定事業等促進円滑化業務勘定の当事業年度の損益の状況につきましては、経常収益は489百万円（前事業年度比2百万円減少）、特別損益を含めた当期純損失は9百万円（前事業年度は当期純利益10百万円）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度のキャッシュ・フローにつきまして、営業活動によるキャッシュ・フローは、預け金の純増減額の増加等により前事業年度比1兆2,852億円増加して6,023億円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の償還による収入の減少等により前事業年度比4,384億円減少して115億円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、株式の発行による収入の減少等により前事業年度比1,446億円減少して1,084億円の収入となりました。以上の結果、現金及び現金同等物の当事業年度末残高は、前事業年度末比6,991億円増加して9,478億円となりました。

(3) 業務の種類別の業績

イ 業務別の財産及び損益等の状況
(前事業年度)

(単位：百万円)

	国民一般向け 業務	農林水産業者 向け業務	中小企業者向け 融資・証券化 支援保証業務	中小企業者向け 証券化支援買取 業務	信用保険等 業務
経常収益	150,814	47,313	116,011	355	154,255
経常利益又は経常損失 (△)	31,038	△9,750	60,066	313	△280,834
当期純利益又は当期純損失 (△)	79,433	—	77,249	320	△276,895
資本金	1,052,076	381,588	1,439,285	24,476	(注) 2. —
純資産額	700,801	384,243	1,047,136	24,806	1,688,884
総資産	6,976,882	2,645,382	5,848,878	24,846	3,175,190
貸出金残高	6,951,202	2,562,758	6,017,230	—	—
支払承諾 (注) 3. (支払承諾見返)	—	2,426	4,114	—	—
備考	—	—	—	—	(注) 4.

	危機対応円滑化業務	特定事業等 促進円滑化業務	消去	合計
経常収益	41,924	491	△7,781	503,386
経常利益又は経常損失 (△)	△14,917	△7	—	△214,092
当期純利益又は当期純損失 (△)	△14,909	10	—	△134,789
資本金	957,394	267	—	3,855,086
純資産額	781,188	245	—	4,627,306
総資産	4,856,781	82,300	△1,322	23,608,940
貸出金残高	4,035,688	81,810	—	19,648,688
支払承諾 (注) 3. (支払承諾見返)	—	—	—	6,540
備考	(注) 4.	—	—	—

(注) 1. 上記の各業務別の数値は、公庫法第42条第1項により会社法を準用した監査を受けておりますが、金融商品取引法に基づく監査法人の監査は受けておりません。

2. 信用保険等業務においては、日本国政府の出資について資本組入せず、全額を資本剰余金（資本準備金）に計上しております。期末の資本剰余金（資本準備金）残高は1,965,779百万円であります。

3. 当公庫の保証債務にかかる貸借対照表計上額であります。

4. 上記数値以外に、各業務において重要性が高いと考えられる科目は、以下のとおりであります。

(信用保険等業務)

保険契約準備金：保険引受に係る準備金 1,480,020百万円（保険引受残高：27,971,904百万円）

(危機対応円滑化業務)

補償損失引当金：指定金融機関に対する損害担保契約に係る引当金 32,934百万円

(補償引受残高：2,669,136百万円)

(当事業年度)

(単位：百万円)

	国民一般向け 業務	農林水産業者 向け業務	中小企業者向け 融資・証券化 支援保証業務	中小企業者向け 証券化支援買取 業務	信用保険等 業務
経常収益	147,530	48,222	104,150	354	276,048
経常利益又は経常損失 (△)	25,473	1	24,755	157	11,155
当期純利益又は当期純損失 (△)	25,641	—	24,715	157	11,155
資本金	1,064,016	389,239	1,469,185	24,476	(注) 2. —
純資産額	738,383	391,895	1,101,752	24,803	1,760,039
総資産	6,931,399	2,670,507	5,615,576	40,664	3,116,207
貸出金残高	6,862,218	2,583,352	5,744,706	—	—
支払承諾 (注) 3. (支払承諾見返)	—	2,742	6,034	11,809	—
備考	—	—	—	(注) 4.	(注) 4.

	危機対応円滑化業務	特定事業等 促進円滑化業務	消去	合計
経常収益	37,692	489	△610	613,879
経常利益又は経常損失 (△)	△11,090	△9	—	50,441
当期純利益又は当期純損失 (△)	△11,090	△9	—	50,570
資本金	957,462	267	—	3,904,645
純資産額	770,166	235	—	4,787,276
総資産	3,874,051	76,715	△568	22,324,554
貸出金残高	3,073,245	76,277	—	18,339,799
支払承諾 (注) 3. (支払承諾見返)	—	—	—	20,586
備考	(注) 4.	—	—	—

(注) 1. 上記の各業務別の数値は、公庫法第42条第1項により会社法を準用した監査を受けておりますが、金融商品取引法に基づく監査法人の監査はを受けておりません。

2. 信用保険等業務においては、日本国政府の出資について資本組入せず、全額を資本剰余金（資本準備金）に計上しております。期末の資本剰余金（資本準備金）残高は1,748,884百万円であります。

3. 当公庫の保証債務にかかる貸借対照表計上額であります。

4. 上記数値以外に、各業務において重要性が高いと考えられる科目は、以下のとおりであります。

(中小企業者向け証券化支援買取業務)

有価証券（社債）：証券化支援買取業務に係る当該業務の有価証券（社債）の保有残高 4,339百万円

(信用保険等業務)

保険契約準備金：保険引受に係る準備金 1,350,357百万円（保険引受残高：26,012,330百万円）

(危機対応円滑化業務)

補償損失引当金：指定金融機関に対する損害担保契約に係る引当金 24,497百万円

(補償引受残高：2,488,087百万円)

ロ 国民一般向け業務
(イ) 収支の状況

種類	期別	金額（百万円）
資金運用収支	前事業年度	111,511
	当事業年度	109,531
うち資金運用収益	前事業年度	132,146
	当事業年度	126,007
うち資金調達費用	前事業年度	20,635
	当事業年度	16,476
役務取引等収支	前事業年度	△744
	当事業年度	△663
うち役務取引等収益	前事業年度	0
	当事業年度	0
うち役務取引等費用	前事業年度	745
	当事業年度	664
その他業務収支	前事業年度	△328
	当事業年度	△304
うちその他業務収益	前事業年度	—
	当事業年度	—
うちその他業務費用	前事業年度	328
	当事業年度	304

(ロ) 資金運用／調達状況

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前事業年度	7,134,877	132,146	1.85
	当事業年度	7,059,687	126,007	1.78
うち貸出金	前事業年度	7,119,556	132,139	1.86
	当事業年度	7,044,306	126,003	1.79
うち有価証券	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うち預け金	前事業年度	10,301	3	0.03
	当事業年度	12,489	2	0.02
資金調達勘定	前事業年度	6,165,276	20,635	0.33
	当事業年度	6,104,332	16,476	0.27
うち短期社債	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うち社債	前事業年度	683,075	3,653	0.53
	当事業年度	671,507	2,642	0.39
うち借入金	前事業年度	5,440,587	16,934	0.31
	当事業年度	5,403,685	13,804	0.26

(注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

(ハ) 業種別貸出金残高の状況

種類	平成27年 3月31日現在		平成28年 3月31日現在	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内	7,126,194	100.00	7,001,234	100.00
製造業	679,299	9.53	644,618	9.21
農業	25,508	0.36	25,456	0.36
林業	6,707	0.09	7,096	0.10
漁業	19,557	0.27	18,673	0.27
鉱業	3,331	0.05	3,236	0.05
建設業	899,355	12.62	884,667	12.64
電気・ガス・熱供給・水道業	202,828	2.85	219,477	3.13
情報通信業	110,839	1.56	112,939	1.61
運輸業	204,422	2.87	196,212	2.80
卸売・小売業	1,449,018	20.33	1,380,908	19.72
金融・保険業	23,900	0.34	24,155	0.35
不動産業	706,911	9.92	691,934	9.88
各種サービス業	1,413,532	19.84	1,403,862	20.05
地方公共団体	—	—	—	—
その他	504,777	7.08	493,862	7.05
教育貸付等	876,203	12.30	894,133	12.77
海外	—	—	—	—
合計	7,126,194	100.00	7,001,234	100.00

(注) 1. 業種区分は、国民一般向け業務におけるものです。

2. 上記数値は、部分直接償却実施前かつ貸付受入金控除前の計数であり、前事業年度末における貸付金に係る部分直接償却額は157,222百万円（仮払金に係る部分直接償却額268百万円は除く。）、貸付受入金は17,769百万円であり、当事業年度末における貸付金に係る部分直接償却額は131,135百万円（仮払金に係る部分直接償却額218百万円は除く。）、貸付受入金は7,879百万円であります。

ハ 農林水産業者向け業務
(イ) 収支の状況

種類	期別	金額（百万円）
資金運用収支	前事業年度	7,418
	当事業年度	6,846
うち資金運用収益	前事業年度	39,329
	当事業年度	36,638
うち資金調達費用	前事業年度	31,910
	当事業年度	29,792
役務取引等収支	前事業年度	△3,402
	当事業年度	△3,026
うち役務取引等収益	前事業年度	27
	当事業年度	34
うち役務取引等費用	前事業年度	3,430
	当事業年度	3,061
その他業務収支	前事業年度	△44
	当事業年度	△44
うちその他業務収益	前事業年度	—
	当事業年度	—
うちその他業務費用	前事業年度	44
	当事業年度	44

(ロ) 資金運用／調達状況

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前事業年度	2,435,078	39,329	1.62
	当事業年度	2,474,046	36,638	1.48
うち貸出金	前事業年度	2,410,208	39,312	1.63
	当事業年度	2,447,277	36,623	1.50
うち有価証券	前事業年度	2,033	—	—
	当事業年度	2,131	—	—
うち預け金	前事業年度	19,084	14	0.08
	当事業年度	21,117	13	0.06
資金調達勘定	前事業年度	2,105,829	31,910	1.52
	当事業年度	2,150,013	29,792	1.39
うち短期社債	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うち社債	前事業年度	194,658	3,432	1.76
	当事業年度	199,218	3,268	1.64
うち借入金	前事業年度	1,908,354	28,475	1.49
	当事業年度	1,948,032	26,520	1.36

(注) 1. 資金運用勘定は、無利息貸出金及び預け金の平均残高を控除して表示しております。
2. 資金調達勘定は、無利息借入金の平均残高を控除して表示しております。

(ハ) 業種別貸出金残高の状況

種類	平成27年 3 月31日現在		平成28年 3 月31日現在	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内	2,642,901	100.00	2,673,335	100.00
製造業	337,498	12.77	334,862	12.53
農業	1,054,630	39.90	1,105,560	41.36
林業	259,921	9.83	250,793	9.38
漁業	67,838	2.57	76,533	2.86
鉱業	—	—	—	—
建設業	2,430	0.09	2,325	0.09
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—
運輸業	—	—	—	—
卸売・小売業	87,834	3.32	91,481	3.42
金融・保険業	—	—	—	—
不動産業	—	—	—	—
各種サービス業	210,264	7.96	212,437	7.95
地方公共団体	390,961	14.79	378,522	14.16
その他	231,520	8.76	220,817	8.26
海外	—	—	—	—
合計	2,642,901	100.00	2,673,335	100.00

- (注) 1. 業種区分は、農林水産業者向け業務におけるものであります。
2. 上記数値は、部分直接償却実施前かつ貸付受入金控除前の計数であり、前事業年度末における貸付金に係る部分直接償却額は11,291百万円（仮払金に係る部分直接償却額121百万円は除く。）、貸付受入金は68,851百万円であり、当事業年度末における貸付金に係る部分直接償却額は11,518百万円（仮払金に係る部分直接償却額83百万円は除く。）、貸付受入金は78,464百万円であります。

(ニ) 有価証券の状況

種類	平成27年 3 月31日現在残高	平成28年 3 月31日現在残高
	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	—	—
地方債	—	—
社債	—	—
株式	2,030	2,030
その他の証券	32	149
合計	2,062	2,179

ニ 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務
(イ) 収支の状況

種類	期別	金額（百万円）
資金運用収支	前事業年度	66,893
	当事業年度	66,184
うち資金運用収益	前事業年度	93,471
	当事業年度	87,336
うち資金調達費用	前事業年度	26,577
	当事業年度	21,152
役務取引等収支	前事業年度	△63
	当事業年度	△45
うち役務取引等収益	前事業年度	22
	当事業年度	34
うち役務取引等費用	前事業年度	86
	当事業年度	79
その他業務収支	前事業年度	△212
	当事業年度	△268
うちその他業務収益	前事業年度	—
	当事業年度	—
うちその他業務費用	前事業年度	212
	当事業年度	268

(ロ) 資金運用／調達状況

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前事業年度	6,234,638	93,471	1.50
	当事業年度	6,042,023	87,336	1.45
うち貸出金	前事業年度	6,210,510	93,457	1.50
	当事業年度	6,028,082	87,332	1.45
うち有価証券	前事業年度	66	1	2.13
	当事業年度	49	1	2.14
うち預け金	前事業年度	21,944	11	0.05
	当事業年度	12,563	2	0.02
資金調達勘定	前事業年度	4,935,305	26,577	0.54
	当事業年度	4,642,963	21,152	0.46
うち短期社債	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うち社債	前事業年度	1,087,527	8,042	0.74
	当事業年度	915,752	5,894	0.64
うち借入金	前事業年度	3,811,555	18,492	0.49
	当事業年度	3,672,386	15,198	0.41

(注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

(ハ) 業種別貸出金残高の状況

種類	平成27年 3 月31日現在		平成28年 3 月31日現在	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内	6,178,728	100.00	5,910,629	100.00
製造業	2,901,534	46.96	2,772,951	46.91
農業	—	—	—	—
林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業	10,449	0.17	9,578	0.16
建設業	293,792	4.75	274,489	4.64
電気・ガス・熱供給・水道業	240,893	3.90	250,905	4.24
情報通信業	67,155	1.09	66,062	1.12
運輸業	497,185	8.05	474,927	8.04
卸売・小売業	1,027,136	16.62	985,520	16.67
金融・保険業	722	0.01	914	0.02
不動産業	488,189	7.90	456,668	7.73
各種サービス業	651,669	10.55	618,612	10.47
地方公共団体	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
海外	—	—	—	—
合計	6,178,728	100.00	5,910,629	100.00

- (注) 1. 業種区分は、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務におけるものであります。
2. 上記数値には、社債の取得を含み、設備貸与機関貸付を含んでおりません。前事業年度末における社債の取得は54百万円、設備貸与機関貸付は3,245百万円であり、当事業年度末における社債の取得は46百万円、設備貸与機関貸付は2,089百万円であります。
3. 上記数値は、部分直接償却実施前かつ貸付受入金控除前の計数であり、前事業年度末における貸付金に係る部分直接償却額は96,068百万円（求償権等439百万円を除く。）、貸付受入金は68,621百万円であり、当事業年度末における貸付金に係る部分直接償却額は89,935百万円（求償権等403百万円を除く。）、貸付受入金は78,030百万円であります。

(二) 有価証券の状況

種類	平成27年 3 月31日現在残高	平成28年 3 月31日現在残高
	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	—	—
地方債	—	—
社債	54	46
株式	0	0
その他の証券	—	—
合計	54	46

ホ 中小企業者向け証券化支援買取業務
(イ) 収支の状況

種類	期別	金額（百万円）
資金運用収支	前事業年度	337
	当事業年度	337
うち資金運用収益	前事業年度	337
	当事業年度	337
うち資金調達費用	前事業年度	—
	当事業年度	0
役務取引等収支	前事業年度	△0
	当事業年度	△89
うち役務取引等収益	前事業年度	—
	当事業年度	12
うち役務取引等費用	前事業年度	0
	当事業年度	101
その他業務収支	前事業年度	△0
	当事業年度	△8
うちその他業務収益	前事業年度	—
	当事業年度	—
うちその他業務費用	前事業年度	0
	当事業年度	8

(ロ) 資金運用／調達状況

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前事業年度	24,523	337	1.38
	当事業年度	24,558	337	1.38
うち貸出金	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うち有価証券	前事業年度	21,037	335	1.59
	当事業年度	21,063	335	1.59
うち預け金	前事業年度	3,485	2	0.08
	当事業年度	3,494	2	0.07
資金調達勘定	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	76	0	0.03
うち短期社債	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うち社債	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	76	0	0.03
うち借入金	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—

(注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

(ハ) 有価証券の状況

種類	平成27年3月31日現在残高	平成28年3月31日現在残高
	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	21,026	21,004
地方債	—	—
社債	—	4,339
株式	—	—
その他の証券	—	—
合計	21,026	25,343

へ 信用保険等業務
(イ) 収支の状況

種類	期別	金額（百万円）
資金運用収支	前事業年度	2,530
	当事業年度	2,173
うち資金運用収益	前事業年度	2,530
	当事業年度	2,173
うち資金調達費用	前事業年度	—
	当事業年度	—
保険引受収支	前事業年度	△274,914
	当事業年度	17,685
うち保険引受収益	前事業年度	151,331
	当事業年度	273,555
うち保険引受費用	前事業年度	426,246
	当事業年度	255,869
その他業務収支	前事業年度	—
	当事業年度	—
うちその他業務収益	前事業年度	—
	当事業年度	—
うちその他業務費用	前事業年度	—
	当事業年度	—

(ロ) 資金運用／調達状況

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前事業年度	3,142,738	2,530	0.08
	当事業年度	3,090,408	2,173	0.07
うち貸出金	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うち有価証券	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うち預け金	前事業年度	3,142,738	2,530	0.08
	当事業年度	3,090,408	2,173	0.07
資金調達勘定	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うち短期社債	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うち社債	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うち借入金	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—

(注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

(ハ) 業種別保険引受残高の状況

種類	平成27年 3月31日現在		平成28年 3月31日現在	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内	27,970,281	100.00	26,011,227	100.00
製造業	6,553,741	23.43	5,956,096	22.90
農業	—	—	—	—
林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業	42,265	0.15	40,463	0.16
建設業	6,161,277	22.03	5,769,653	22.18
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—
運輸業	1,401,638	5.01	1,305,682	5.02
卸売・小売業	7,667,860	27.41	7,072,503	27.19
金融・保険業	—	—	—	—
不動産業	1,145,620	4.10	1,107,656	4.26
各種サービス業	4,800,916	17.16	4,536,206	17.44
地方公共団体	—	—	—	—
その他	196,960	0.70	222,963	0.86
海外	—	—	—	—
合計	27,970,281	100.00	26,011,227	100.00

- (注) 1. 業種区分は、信用保険等業務におけるものであります。
2. 上記数値には、機械保険経過業務の保険引受残高を含んでおりません。前事業年度末における機械保険経過業務の保険引受残高は1,623百万円であり、当事業年度末における機械保険経過業務の保険引受残高は1,103百万円であります。

ト 危機対応円滑化業務
(イ) 収支の状況

種類	期別	金額（百万円）
資金運用収支	前事業年度	618
	当事業年度	685
うち資金運用収益	前事業年度	35,590
	当事業年度	28,477
うち資金調達費用	前事業年度	34,971
	当事業年度	27,792
役務取引等収支	前事業年度	△5,461
	当事業年度	△6,276
うち役務取引等収益	前事業年度	3,534
	当事業年度	3,272
うち役務取引等費用	前事業年度	8,995
	当事業年度	9,549
その他業務収支	前事業年度	△12,484
	当事業年度	△11,059
うちその他業務収益	前事業年度	—
	当事業年度	—
うちその他業務費用	前事業年度	12,484
	当事業年度	11,059

(ロ) 資金運用／調達状況

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前事業年度	5,468,686	35,590	0.65
	当事業年度	4,544,753	28,477	0.63
うち貸出金	前事業年度	4,664,735	34,971	0.75
	当事業年度	3,748,461	27,792	0.74
うち有価証券	前事業年度	201,042	76	0.04
	当事業年度	—	—	—
うち預け金	前事業年度	602,908	542	0.09
	当事業年度	796,292	685	0.09
資金調達勘定	前事業年度	4,664,735	34,971	0.75
	当事業年度	3,748,461	27,792	0.74
うち短期社債	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うち社債	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うち借入金	前事業年度	4,664,735	34,971	0.75
	当事業年度	3,748,461	27,792	0.74

(注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

(ハ) 業種別貸出金残高の状況

危機対応円滑化業務における貸出先は、指定金融機関に対してのみであり、当事業年度末（平成28年3月31日）現在の貸出金残高は、前事業年度末比9,624億円減少して3兆732億円となっております。

(ニ) 損害担保残高の状況

危機対応円滑化業務における損害担保契約先は、指定金融機関であり、当事業年度末（平成28年3月31日）現在の損害担保契約の補償引受残高は、前事業年度末比1,810億円減少して2兆4,880億円となっております。

チ 特定事業等促進円滑化業務
(イ) 収支の状況

種類	期別	金額（百万円）
資金運用収支	前事業年度	0
	当事業年度	0
うち資金運用収益	前事業年度	414
	当事業年度	412
うち資金調達費用	前事業年度	414
	当事業年度	412
役務取引等収支	前事業年度	—
	当事業年度	—
うち役務取引等収益	前事業年度	—
	当事業年度	—
うち役務取引等費用	前事業年度	—
	当事業年度	—
その他業務収支	前事業年度	—
	当事業年度	—
うちその他業務収益	前事業年度	—
	当事業年度	—
うちその他業務費用	前事業年度	—
	当事業年度	—

(ロ) 資金運用／調達状況

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前事業年度	71,162	414	0.58
	当事業年度	78,178	412	0.53
うち貸出金	前事業年度	70,868	414	0.58
	当事業年度	77,920	412	0.53
うち有価証券	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うち預け金	前事業年度	293	0	0.02
	当事業年度	258	0	0.02
資金調達勘定	前事業年度	70,868	414	0.58
	当事業年度	77,920	412	0.53
うち短期社債	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うち社債	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うち借入金	前事業年度	70,868	414	0.58
	当事業年度	77,920	412	0.53

(注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

(ハ) 業種別貸出金残高の状況

特定事業等促進円滑化業務における貸出先は、指定金融機関に対してのみであり、当事業年度末（平成28年3月31日）現在の貸出金残高は、前事業年度末比55億円減少して762億円となっております。

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、業務の性格上、該当する情報がないので記載しておりません。

3【対処すべき課題】

当公庫では、次の「基本理念」に基づき、平成28年3月15日の取締役会において、「経営方針」及び平成28年度から3ヵ年の目標である「業務運営計画」を決定しました。「基本理念」、「経営方針」及び「業務運営計画」の内容は次のとおりです。

基本理念

(1) 政策金融の的確な実施

国の政策の下、民間金融機関の補完を旨としつつ、社会のニーズに対応して、種々の手法により、政策金融を機動的に実施する。

(2) ガバナンスの重視

高度なガバナンスを求め、透明性の高い効率的な事業運営に努めるとともに、国民に対する説明責任を果たす。さらに、継続的な自己改革に取り組む自律的な組織を目指す。

経営方針

(1) お客さまサービスの向上

- イ お客さまの立場に立って親身に対応し、身近で頼りになる存在を目指す。
- ロ 商品力を高めるとともに、コンサルティング機能・能力の充実を図ることでサービスの質を向上し、資金と情報を活用することにより、政策金融を必要とするさまざまなお客さまのニーズに迅速かつ的確に対応する。

(2) セーフティネット機能の発揮

- イ 自然災害や経済環境の変化等によるセーフティネット需要に機動的に対処する。
- ロ 内外の金融秩序の混乱または大規模災害等の危機による被害に対処する。

(3) 日本経済成長・発展への貢献

国の政策に基づき、新たな事業の創出、事業の再生、海外展開及び農林水産業の新たな展開への支援など、政策金融に求められる各層の各種ニーズに適切に対応し、もって日本経済の成長・発展に貢献する。

(4) 地域活性化への貢献

- イ 雇用の維持・創出など地域経済を支える中小企業・小規模事業者及び農林漁業者等の活力発揮に向けた支援を推進する。
- ロ 地方自治体の総合戦略等の地域プロジェクトへの参画など、日本公庫の総合力を発揮し、地域の活性化に貢献する。
- ハ 地域に根ざした活動を展開し、地域社会への貢献に取り組む。

(5) 環境やエネルギーへの配慮、低コストで効率的な業務運営

- イ 環境やエネルギーに配慮した企業活動に努め、社会に貢献する。
 - ロ お客さまサービスの充実、事務の合理化・効率化を図るために、TCO（注）低減の観点を踏まえつつ、効率的な情報システムを実現する。
 - ハ 職員からの積極的な改善提案を踏まえ、事務の合理化や業務の効率的な運営に取り組む。
- （注） TCO：トータル・コスト・オブ・オーナーシップ、コンピュータシステムの導入、維持、管理などにかかる費用の総額

(6) 働きがいのある職場づくり

- イ 職員一人ひとりが政策金融を担うための資質・能力及び専門性を高めるため、教育の強化を図る。
- ロ 誇りと使命感を持って、能力と多様性を存分に発揮できる職場をつくる。
- ハ 女性管理職の積極的な登用や女性のキャリア開発など女性活躍の推進を図る。

(7) リスク管理態勢の整備、コンプライアンス意識の定着

コーポレート・ガバナンスの観点から、リスク管理態勢の整備及び役職員におけるコンプライアンス意識の向上を図る。

業務運営計画（2016年度～2018年度）

日本公庫は、東日本大震災からの復興支援、台風などの自然災害からの復旧・復興支援及び経済状況に応じた需要へのきめ細かな対応など、セーフティネット機能の発揮に腰を据えて着実かつ機動的に取り組む。さらに、今後の日本経済の発展のため、創業・新事業、事業再生、ソーシャルビジネス、海外展開及び農林水産業の新たな展開への支援など、成長戦略分野等に積極的に力を注いでいく。加えて、地域の活性化に貢献するため、地域経済を支える事業者等の方々への支援はもとより、「地方版総合戦略」等の地域の課題解決に向けた地方自治体の取組みに対し、民間金融機関を始め関係機関等と連携しつつ、全国152支店のネットワークを活用し、公庫の総合力を発揮して支援を行う。

また、政策金融ならではの、質の高いサービスの提供を図るため、リスクテイク機能の適切な発揮やコンサルティング機能・能力の充実に努めるとともに、お客さまの声や現場のニーズを政策につなげる政策提言能力の発揮や広報活動の推進に不断に取り組む。

業務遂行に際しては、「凡事徹底」を旨としつつ、着実かつ的確に個々の業務を積み上げるとともに、「現場が第一」の考えの下、地域においてより身近で頼りになる存在を目指す。その際、統合支店長は、日本公庫のネットワークの“要”としての役割の発揮の充実に努める。また、組織運営においては、ITを活用した効率的・効果的な運営を追求しつつ、人材開発や女性活躍推進など、より働きがいのある職場づくりに取り組む。以上により、「一つの公庫」としての「熟成」を図る。

これらを踏まえ、職員一人ひとりが、その役割を十全に発揮し、政策金融を担う者として「政策」と事業に取り組む方々等とを「繋ぐ」という使命感をもって、以下の目標に向かって取り組む。

事業運営目標

1 東日本大震災からの復興支援

- イ 東日本大震災により影響を受けたお客さまからの融資・返済相談等への親身な対応
 - (イ) 「東日本大震災に関する特別相談窓口」を通じた円滑、迅速かつきめ細かな対応
 - (ロ) 「東日本大震災復興特別貸付」及び「農林漁業者・食品産業事業者向け震災特例融資」による適時適切な融資
 - (ハ) 返済相談や二重債務問題への丁寧かつ迅速な対応
 - (ニ) 「東日本大震災復興緊急保証」等についての保険を通じた迅速かつきめ細かな対応
- ロ 被災地域で実施される復興プロジェクトへのきめ細かな対応
- ハ 「東日本大震災に関する事案」として認定された危機に即応した業務的的確な実施

2 セーフティネット需要へのきめ細かな対応・資金の安定供給

- (1) お客さまからのセーフティネット需要へのきめ細かな対応
 - 資金繰り支援などセーフティネット機能の発揮
 - (イ) 経営環境の悪化等に直面している中小企業・小規模事業者及び経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者へのきめ細かな対応
 - (ロ) 自然災害、家畜伝染病、農産物の価格下落、飼料価格高騰等の影響を受けた農林漁業者及び経営改善に取り組む農林漁業者への支援
- (2) お客さまにタイムリーかつ円滑に十分な資金を供給
 - イ お客さまの資金ニーズ等への積極的な対応
 - 各種貸付・資金制度、証券化等のお客さまの資金ニーズに即した活用
 - ロ 危機の発生に即応した迅速かつ円滑な業務運営
 - 危機対応円滑化業務的的確な実施
- (3) 信用補完制度の着実な実施
 - イ 中小企業・小規模事業者への信用補完制度を通じた支援
 - (イ) 信用保証に係るセーフティネット需要等への的確な対応
 - (ロ) 信用補完制度を持続可能なものとするため、実施機関の立場から制度の充実・改善施策を検討
 - ロ 保証協会等との連携強化

3 成長戦略分野等への重点的な資金供給

創業・新事業、事業再生、ソーシャルビジネス、海外展開及び農林水産業の新たな展開への支援など、成長戦略分野等に対する積極的な対応

イ 創業や新事業への支援

(イ) 創業企業への支援強化を通じた、地域活性化及び雇用創出への貢献
新規開業貸付（企業数）〔創業前及び創業後1年以内〕：22,000企業

(ロ) 新事業に取組む企業への積極的な資金供給と成長支援
新事業・起業家支援貸付契約社数：1,150社

(ハ) 複数事業が一体となった金融サービスの強化

(ニ) 創業・新事業支援機関との連携

(ホ) 「高校生ビジネスプラン・グランプリ」の開催

ロ 事業再生等への支援

(イ) 事業再生の支援機能の強化
再生支援貸付契約社数：1,100社

(ロ) 再生支援協議会等との連携強化
再生支援協議会等への持込み：100社

(ハ) DDS、DES等の金融手法の積極的な活用

(ニ) 複数事業が連携した事業再生の取組み強化

(ホ) 産業競争力強化法に基づく事業再編に係るツーステップ・ローンの的確な実施

ハ ソーシャルビジネス支援

(イ) 資金需要への積極的な対応
ソーシャルビジネスを行う事業者への貸付件数：6,000件

(ロ) 経営課題の解決に向けた支援サービスの拡充

(ハ) ソーシャルビジネス支援機関との連携の強化

ニ 海外展開支援

(イ) 海外への展開を図る中小企業の資金調達（円貨・外貨）の円滑化支援や、スタンドバイ・クレジット業務の着実な実施

海外展開支援契約社数：500社

(ロ) 小規模事業者の海外展開に対する支援
海外展開・事業再編資金貸付件数：900件

(ハ) 複数事業が一体となった金融サービスの強化

(ニ) 海外展開を図るお客さまへの情報提供
海外展開セミナーの開催（国内）：80回以上

(ホ) 海外展開支援機関との連携

ホ 農林水産業の新たな展開への支援

(イ) 法人経営、大規模家族経営の経営改善の取組みを事業性を重視した評価手法を活用しつつ支援
人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体への融資先数：4,800先

(ロ) 新規就農者の確保に向けた取組みを支援
新たに農業経営を開始する者及び新規就農者を雇用する農業経営体への融資先数：1,200先

(ハ) 6次産業化により経営改善に取組む農林漁業者等の取組みを支援
6次産業化融資先数：1,000先

(ニ) 海外展開に取組む農林漁業者を支援

(ホ) 大規模木材関連事業者の国産材の利用促進に資する取組みを支援

(ヘ) 水産業の生産体制強化、構造改革に資する老朽漁船の代船建造の支援

(ト) 農林漁業者との連携強化により国産農林水産物の内外需要の拡大に取組む食品関係企業の支援
食品企業融資先数：210先

(チ) 政策情報や各種調査結果など情報提供の実施

ヘ 地球環境問題への対応支援

(イ) 中小企業・小規模事業者の環境エネルギー対策への取組みの推進

(ロ) 低炭素投資促進法に基づく特定事業に係るツーステップ・ローンの的確な実施

ト 教育の機会均等への貢献

4 日本公庫の総合力を発揮し、地域の活性化等に貢献

- (1) 地方版総合戦略等の地域プロジェクトへの積極的な参画などによる地域活性化への貢献「地方版総合戦略」に係る各種施策の実施・推進等への貢献
- (2) 複数事業が一体となった金融サービスの強化、お客さまや地域のニーズに合致した有益な情報の提供
 - イ 各事業本部の経営資源を活用した「総合力発揮」の強力な推進
 - (イ) 全国152支店のネットワークを活用した取組みの推進
 - (ロ) 「地方版総合戦略」に係る各種施策など地域プロジェクトへの参画状況や各地域の施策情報等を集約し提供
 - (ハ) 複数事業が連携し、お客さまや地域のニーズに合致した融資や情報提供の推進
 - (ニ) 事業間連携によるお客さまのマッチング
 - (ホ) 複数事業のお客さまが参加する商談会・セミナー等の開催
 - ロ 統合支店と国民生活事業単独支店との更なる連携強化
 - ハ 日本公庫全体の融資制度の習熟によるお客さまへの最適な融資提案の推進
支店長がリーダーシップを発揮し、融資制度の習熟に向けた取組みを強化
- (3) 民間金融機関との連携の充実及び関係団体等との連携の強化
 - イ 民間金融機関との連携の充実による協調融資等の推進
 - ロ 複数事業が一体となった関係団体との連携強化

5 お客さまサービスの向上と政策提言能力の発揮

- (1) リスクテイク機能の適切な発揮とコンサルティング機能の強化を始めとした各種サービス向上策の推進
 - イ リスクテイク機能の適切な発揮
 - ロ お客さまのニーズに合致した有益な情報提供とコンサルティング機能の強化等
 - (イ) 財務診断、収支シミュレーション等による、融資と一体となった経営支援の強化
 - (ロ) お客さまに対する適切な提案・アドバイスの推進
お客さまのニーズに合わせた顧客支援ツールの提供の推進
 - (ハ) 外部専門家・ネットワークとの連携
 - ハ お客さま満足度調査等の実施による、お客さまの目線に立った支店運営や各種サービス向上策の推進
- (2) 情報発信の強化などによる広報活動の推進
 - イ 広報誌の内容の充実を図り、広報活動を推進
 - ロ 地方メディアへの広報活動推進
地方紙記事掲載件数：5,000件
 - ハ 企画提案型広報活動の推進
記事化に成功した企画提案数：60件
 - ニ インターネットなど多様な媒体の特性を活かした広報活動の推進
- (3) 総合研究所における研究水準の向上、対外発信力の強化、他の研究機関との交流の強化、事業本部の運営や政策提言に資するための役割の発揮
 - イ 中小企業研究で世界的にも高い水準の追求
 - (イ) 景況関係調査の定期的実施
 - (ロ) テーマ別調査の実施とそれに基づく研究成果の公表
 - ロ 対外発信力の強化による、研究機関としての評価向上
 - (イ) 定期刊行物や書籍等の編集・発行
 - (ロ) 日本公庫シンポジウムの開催
 - (ハ) 大学への出講等による研究成果の発信
 - (ニ) 調査票データの一般学術公開
 - ハ 他の研究機関との交流の強化
 - (イ) 国内外での研究発表会・情報交換会などの開催・参加
 - (ロ) 共同研究の実施
 - (ハ) 外部の研究会・研究プロジェクトへの参加
 - ニ 事業本部の運営や政策提言に資するための役割の発揮
事業本部の運営や政策提言に資する調査研究の実施

- (4) お客さまの声や現場のニーズに即した政策提言による制度・施策の改善に向けた取組み
- イ お客さまの声を収集し、政策提言や施策に反映
中小企業・小規模事業者、農林漁業者等の声や顧客の動向を業務運営（貸付制度の新設・改善）に反映
 - ロ 地域における課題を把握し、その解決に向けた政策提言や取組みを推進
政策金融に対する地域のニーズをきめ細かく把握し、政策提言や業務運営に反映

6 信用リスクの適切な管理

- イ 適切な与信管理の実施
- ロ 適切な信用コストの管理
- ハ 保険引受リスク管理態勢の充実・強化
- ニ 損害担保取引に係る信用リスク管理態勢の整備

<信用リスクに係る統一指標>

指標	目的	算出式
初期デフォルト率（％） モニタリング指標（注５）	貸付後１年以内にデフォルト（倒産、延滞）した先数の割合（注１）を指標とすることにより、審査が機能しているかをモニタリングする。	＜期末報告＞ $\frac{\text{分母のうちデフォルトした先数等}}{\text{当年度に貸付（注２、３）を行った先数等}}$ ＜毎月報告＞ $\frac{\text{分母のうちデフォルトした先数等}}{\text{報告対象月以前（注４）過去１年間に貸付（注２、３）を行った先数等}}$
債務者区分の 上方・下方遷移 （先数等） モニタリング指標（注５） 〔農林・中小〕	債務者区分の上方遷移（前期決算時からの上方遷移）及び下方遷移（前期決算時からの下方遷移）の先数等を指標として管理することにより、適切な債権管理（経営改善支援を含む。）に資する対策の実施を促進する。	上方遷移先数：要管理先以下からその他要注意先以上へ遷移した先数等 下方遷移先数：その他要注意先以上から要管理先以下へ遷移した先数等 ＜半期報告（決算確定後）＞
与信関係費用比率（％） モニタリング指標（注５）	与信関係費用（注６）比率を指標として管理することにより、適切な審査・債権管理による財政負担の極小化（貸倒引当金等の極小化）に資する対策の実施を促進する。	$\frac{\text{与信関係費用}}{\text{期末総与信残高}}$ ＜半期報告（決算確定後）＞

- （注１） デフォルトは「貸出条件緩和債権」を除く。国民生活事業本部は金額割合。
- （注２） 国民生活事業本部は、直接貸付債権（経営改善貸付、生活衛生改善貸付、教育資金貸付、恩給担保貸付及び記名国債担保貸付を除く。）
- （注３） 中小企業事業本部は、直接貸付債権のほか、証券化融資に係る貸付債権、信用状発行業務（連携型）以外の信用状発行に係る支払承諾見返、取得した社債（新株予約権付）及び証券化融資に係る取得した社債を含む。
- （注４） 報告対象月を含む。
- （注５） 目標の達成度合い等を判断する上での参考指標とする。
- （注６） 与信関係費用は、貸倒引当金繰入額・戻入益、補償損失引当金繰入額・戻入益、貸出金償却、株式等償却、国債等債券償却、償却債権取立益、債権売却損、債権放棄損、求償権償却、その他経常費用（ＤＥＳ実施に伴うもの）の合計額

組織運営目標

1 支店機能の充実

- イ 統合支店長の日本公庫ネットワークの要としての役割の着実な発揮
- ロ 地区統轄の役割の的確な発揮（支店各事業に対する効率的・効果的な態勢整備の状況把握）
- ハ 「現場が第一」との考えに基づく支店運営態勢の不断の強化

2 B P Rなどによる事務の合理化と業務の効率的・効果的な運営の徹底

(1) 基本方針

- イ これまでのB P R（注）施策の点検を踏まえつつ、職務権限と責任の明確化、仕事のやり方の見直し・効率化、意思決定の透明化・迅速化の継続的な取り組み
- ロ 職員からの積極的な改善提案を踏まえた、事務の合理化や業務の効率的・効果的な運営への取り組み

(2) 全体目標

- イ 公正な契約・調達手続の実施
 - ロ 計画的な店舗、職員住宅の整備及び改善
 - ハ 遊休不動産の処分促進
 - ニ 施策の点検・見直しや職員からの改善提案による事務の合理化と業務の効率的・効果的な運営の推進
 - ホ 名刺、封筒及び印刷物における間伐材利用紙の利用を拡大
 - ヘ I Tの有効活用による効率的・効果的な業務の推進
 - ト 企画管理本部等におけるB P Rなどによる業務改善
- （注） B P R：ビジネス・プロセス・リエンジニアリング、企業の業務活動を根本から考え直し、根本的革新・業務の効率化を図る経営手法

(3) 個別目標

〔国民生活事業本部〕

- イ 契約事務集約化の一層の進展に向けた取り組み
- ロ 教育貸付に係る審査集約化の拡大
- ハ 信用調査票の電子化に向けた取り組み
- ニ 現場目線に立った事務改善の推進
- ホ 債権管理部門の管理先数削減に応じた拠点集中化の推進

〔農林水産事業本部〕

- イ 本支店B P R施策の着実な実行
- ロ 職員の日常の気づきを集約する提案制度の活用

〔中小企業事業本部〕

- イ 融資業務B P Rの実施
外部コンサルティング結果を踏まえたB P R施策の着実な実施と事務の合理化、効率化の一層の推進
- ロ 効率的な審査事務の実施
- ハ 保険業務B P Rの実施
- ニ 人員の効率的な配置の検討

〔企画管理本部〕

- イ 経費管理態勢の整備（「経費の多面的分析」の取り組みの継続）
- ロ 調達能力向上のため人材育成を強化

3 I T中期計画の着実な推進、次期最適化の基本計画の検討、システムの効率的・効果的な開発・運用

(1) I T中期計画に基づく次のプロジェクトの着実な推進

- イ 共通化・標準化に向けた個別開発項目
担保システムの共用化（2016年度完了）、信用保険システムの再構築（2017年度完了）
- ロ 各事業本部等のシステム開発要望に対する積極的な対応

(2) 次期全体システム最適化に向けた基本計画の検討

- イ 事業本部と一体となったプロジェクト体制の整備
- ロ システム化業務の分析、システム構造の見直し
- ハ 適用技術・構築手法等の具体的調査・検討

(3) 効率的かつ円滑なシステムの開発・運用に向けた取組みの推進

- イ 各事業本部等との連携態勢の整備
- ロ システム開発の一層の効率化
- ハ 効率的かつ円滑なシステム運用の推進
- ニ セキュリティ対策の強化

(4) I Tを活用した業務推進・業務改革に向けた人材の育成

- イ 職員のI Tリテラシーの向上
- ロ 研修や人材交流によるI T利活用の中核人材の育成
- ハ 幅広いI T知識を持ち、提案能力の高い人材の育成
- ニ サイバーセキュリティ脅威に対応する人材の育成

(5) システム監査の適切な実施

4 人材開発

(1) 基本方針

- イ 「質の高いお客さまサービスの実現」及び「高度なマネジメント能力・専門性の養成」を目的とした職員教育の充実
- ロ 人事給与制度の適切な運用と見直し
- ハ 人材活用の推進
- ニ 専門性の強化

(2) 全体目標

- イ 基本理念・経営方針・業務運営計画の浸透・理解
諸会議や集合研修の活用に加え、職員間で論じ合う勉強会実施による浸透・理解
- ロ 新入職員から上級管理職まで、一貫した教育を実施
事業本部固有のものを除き、全階層の研修、自己啓発支援制度を共通化して実施
- ハ マネジメント能力の強化
(イ) 人材アカデミー各コースの内容充実と円滑な運営の実施
(ロ) 階層別研修（新任上級業務職以上）の内容の充実等
- ニ 地域総合職の適切な運用
- ホ 柔軟な働き方を可能とする制度の導入と円滑な運用
- ヘ 新人事給与制度・考課制度の定着化
(イ) 制度運用に関するモニタリング及びアンケート調査を実施
(ロ) 再雇用制度の円滑な運営に関する態勢の整備
- ト 事業間人事異動の適切な運用
- チ 業務職育成制度等によるエリア職の活動範囲の拡大
- リ 専門性の強化策の実施
(イ) 社内公募、中途採用を拡充
(ロ) 専門性強化を狙いとした教育施策の推進・支援
(ハ) 中小企業診断士、農林水産業経営アドバイザーの資格取得推進及び有資格者の活用
(ニ) 企業派遣研修の実施
- ヌ 採用活動における認知度の向上
- ル 給与支給事務等の効率的な実施

(3) 目標数値

- ① 職員意識調査項目「基本理念、経営方針の認知度」 100%
- ② 職員意識調査項目「業務運営計画の認知度」 100%
- ③ 職員意識調査項目「業務目標の管理（面接十分、管理も適切）」 80%
- ④ 職員意識調査項目「人事考課等のフィードバック（十分にある）」 90%
- ⑤ 資格取得の促進等
中小企業診断士有資格者数
〔国民〕2016年度：240人 2017年度：250人 2018年度：260人
〔中小〕2016年度：225人 2017年度：230人 2018年度：235人
農林水産業経営アドバイザー有資格者数
〔農林〕2016年度：260人 2017年度：270人 2018年度：280人

(補足) 職員意識調査項目の内容

① 職員意識調査項目「基本理念、経営方針の認知度」

対象数値：全職員の肯定的比率

質問内容：あなたは、日本公庫の基本理念、経営方針の内容を知っていますか。

② 職員意識調査項目「業務運営計画の認知度」

対象数値：全職員の肯定的比率

質問内容：あなたは、配属されている事業本部／企画管理本部等の業務運営計画の内容を知っていますか。

③ 職員意識調査項目「業務目標の管理（面接十分、管理も適切）」

対象数値：全職員の肯定的比率

質問内容：あなたの業務目標は、期中の進捗管理や支援などを通じて、上司に適切に管理されていると思いますか。

④ 職員意識調査項目「人事考課等のフィードバック（十分にある）」

対象数値：全職員の肯定的比率

質問内容：業績や人事考課の結果に関して、上司からのフィードバックはありましたか。

5 女性活躍の推進と職場環境の向上

(1) 基本方針

イ 女性管理職の積極的登用

ロ 女性職員のキャリア開発の推進

ハ ワークライフ・マネジメント（WLM）の実践

ニ 女性活躍推進の活動について、全職員が参加し、業務に貢献する活動の実施

ホ ハラスメント対策の強化

(2) 全体目標

イ 女性の管理職登用に向けて、「プロジェクトChallenge!!フォローアップ」及び「プロジェクトChallenge!!（平成28～30年度）」等により、管理職候補者を育成

ロ 女性総合職に対して、メンタリング制度等によりキャリア形成を支援

ハ エリア職に対して、業務職育成制度により職域拡大を支援

ニ 女性職員に対して、管理職が「実践の場・チャレンジの機会」を積極的に付与し、女性職員の能力とチャレンジ意欲を向上

ホ 職員一人ひとりが能力を発揮できる職場環境の整備

（イ）ライフステージに応じた両立支援策の実施

（ロ）時間生産性を高め、メリハリある働き方を推進

ヘ 女性活躍推進の活動について、これまでの活動基盤を活かし、より一層業務に貢献する取組みを着実に実施

ト ハラスメント対策の強化（「6 リスク管理態勢、コンプライアンス態勢の整備・強化」と同様の取組み）

チ メンタルヘルス対策の強化

（イ）メンタルヘルス相談態勢の定着

（ロ）メンタルヘルスに関する研修の充実

（ハ）ストレスチェックの導入

リ 職員意識調査による経営課題の把握

(3) 目標数値

① 管理職に占める女性の割合 5%（2018年4月時点）

② 新卒女性総合職採用比率 30%

③ 職員意識調査項目「管理職による女性の能力開発支援度（女性）」 75%

④ ノー残業デー週2日の実施率 80%

⑤ 男性の育児関連休暇（出産休暇、育児参加休暇、育児休業）合計3日の取得率 100%

(補足) 職員意識調査項目の内容

③ 職員意識調査項目「管理職による女性の能力開発支援度（女性）」

対象数値：女性職員の肯定的比率

質問内容：管理職層は、日常的な業務指導を通じて、女性職員の能力開発を支援していると思いますか。

6 リスク管理態勢、コンプライアンス態勢の整備・強化

(1) 基本方針

- イ 政策要請に応えつつ適切なリスク管理を実施
- ロ コンプライアンス意識の強化・定着化を図るとともに、的確なモニタリングを実施
- ハ 危機管理態勢の一層の強化

(2) 全体目標

- イ リスク管理プログラム及びコンプライアンス・プログラムの策定、コーポレート・ガバナンス委員会等における同プログラムの実施状況のモニタリング
- ロ 統合支店運営に関する事務リスク管理の適切な実施
- ハ 反社会的勢力排除態勢に係る適切な対応
- ニ 研修実施及び学習ツールの活用による一人ひとりのコンプライアンス意識の強化
- ホ コンプライアンスに係る報告・相談の徹底
- ヘ B C P（注）に係る実践的な本支店訓練等を通じた、初動対応手順の習熟及びB C Pの見直し
- ト 危機管理・コンプライアンス事案対応における支店長の適切な役割発揮

（注） B C P：ビジネス・コンティニュイティ・プラン、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合、経済的損失を最小限にとどめ、中核事業の継続あるいは早期復旧を可能とするための計画

4【事業等のリスク】

当公庫の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。

なお、当公庫は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

(1) 日本国政府の政策等について

当公庫は、公庫法により、政府が当公庫の発行済株式の総数を常時保有する旨が定められているほか、前述（第1 企業の概況 3 事業の内容）のとおり、政府の監督や財務面の関与を受ける旨等が定められております。また、当公庫の業務運営は国の政策に基づき行われており、経済及び金融面での環境悪化におけるセーフティネット機能の発揮等、民間金融機関では対応が困難な分野を補完し、政策金融を機動的に実施する役割を有しております。今後においても、当公庫の業務運営、経営成績及び財政状態は、日本国政府の政策に影響を受けることとなります。

なお、以下の点についても留意が必要となります。

イ 政策金融改革について

政策金融改革の経緯については、前述（第1 企業の概況 2 沿革）のとおりです。

なお、統合前機関（旧国民生活金融公庫、旧農林漁業金融公庫、旧中小企業金融公庫及び旧国際協力銀行）が発行した債券の取扱いに関しては、行政改革推進法第13条第2号に「現行政策金融機関の行う資金の貸付けその他の業務の利用者及び現行政策金融機関が発行した債券の所有者の利益が不当に侵害されないようにすること。」とあること等を受け、公庫法附則第23条には、当該債券を当公庫の社債とするみなし規定が置かれております。

加えて、公庫法附則第46条の2及び株式会社国際協力銀行法附則第17条の定めにより、当公庫発足前の旧国際協力銀行が発行した債券については、株式会社国際協力銀行及び独立行政法人国際協力機構との連帯債務とすること、並びに当公庫発足時から株式会社国際協力銀行成立前までに当公庫が発行した社債については、当公庫及び株式会社国際協力銀行との連帯債務とすることとされております。

また、平成24年3月30日、沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律が可決・成立、同31日に公布され、同法附則第16条において行政改革推進法の一部を改正し、平成34年度以降に沖縄振興開発金融公庫が当公庫に統合するものとされております。

ロ 経済対策等への対応による影響について

平成20年秋以降の世界的な金融・経済危機に伴い、当公庫は、政府が実施した累次の経済対策への取組みに対応してきました。

具体的には、セーフティネット貸付け等の推進、景気対応緊急保証制度の保証枠拡大に伴う事業規模の拡大、危機対応円滑化業務及び海外事業支援緊急業務の実施に加え、中小・小規模企業者や農林漁業者の資金繰りに関するご相談に迅速かつきめ細かく対応するための相談態勢の強化等により、政府系金融機関としてセーフティネット機能の発揮に努めました。また、中小企業金融円滑化法の施行も踏まえ、既往融資に係る返済条件の緩和による資金繰り支援についても積極的に対応してきました。

こうした経済対策等の実施に伴う予算措置等により、日本国政府による出資の受入や政府借入れ、政府保証債等の発行による多額の資金調達等を行うことがあり、当公庫の財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

ハ 法的規制等について

当公庫は、会社法及び公庫法に基づく特殊会社であり、その運営においては同法及び関連法令等の規制を受けております。また、当公庫を当事者とする合併、会社分割、事業譲渡、解散等については、法律において定めることになっております。

従って、将来において、当該法的規制等に変化が生じた場合には当公庫の運営その他に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 東日本大震災の発生に伴うリスクについて

平成23年3月に発生した東日本大震災に起因して、被災した融資先を中心とした経営状態の悪化等の事由が生じる可能性があります。

その結果、当公庫の不良債権及び与信関係費用が増加する等により、当公庫の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 各業務におけるリスクについて

当公庫の各業務においては、信用リスク、市場リスク及び流動性リスクを含む業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております（当該内容は後述「第4 6 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの状況 ハ 内部管理上の重点6分野 ロ リスク管理」をご参照ください。）。

しかしながら、リスク管理においてすべての予期せぬリスクを管理することは困難であり、当公庫の各業務において何らかの想定外の事象が生じた場合には、当公庫の業務運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、各業務において主たるリスクと認識している事項は、以下のとおりであります。

イ 国民一般向け業務のリスクについて

(イ) 信用リスク

当業務においては、事業資金融資、教育資金融資等の業務を行っており、これらの業務における与信先の信用状態の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

当業務では、融資審査時の適正な融資判断、融資後の債務者の実態に応じたきめ細かな債権管理を行っているほか、統計手法を用いた管理の導入等、管理手法の高度化に努めております。また、与信ポートフォリオは小口の事業資金、小口の教育資金で構成されており、特定の地域や業種等への与信集中はなく、リスク分散が図られております。しかしながら、今後の経済動向等、与信先を取り巻く環境の変化によっては、信用状況が悪化する与信先が増加したり、貸出条件緩和等の金融支援を求められたりすることなどにより、当業務の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

なお、当業務は、外貨建ての資産・負債は保有していないため、為替リスクに起因した損失を被る可能性はありません。

(ハ) 流動性リスク

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(ニ) オペレーショナル・リスク

(事務リスク)

当業務は、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクを負っております。

当業務では、マニュアルの整備、事務手続におけるチェックの徹底、システム化推進などを通じ、適正な事務処理の確保に努めておりますが、不測の事態等においてそれに応じた損失等が発生する可能性があります。

(システムリスク)

当業務は、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクを負っております。

当業務では、①システム障害及び顧客情報の漏えい等の未然防止に努めるとともに、②災害等に伴うシステム停止への対応策としてバックアップセンターを設置し、被災時訓練を実施するなど、緊急時対応の実効性向上にも努め、システムリスクの極小化を図っておりますが、不測の事態等においてそれに応じた損失が発生する可能性があります。

ロ 農林水産業者向け業務のリスクについて

(イ) 信用リスク

当業務は、農林漁業者及び食品産業者向けの与信業務を行っており、与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

このため、適切な融資審査及び期中管理の実行により、資産の健全性の維持・向上に努めております。

しかし、融資先の大多数を占める農林漁業者は、零細経営が多く、気象災害などの自然条件の制約を受け易いという特徴を有しているため、今後の情勢によっては、当業務の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせること等により、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、農林漁業政策の必要性から償還期間が長期、金利は固定となっているなどの特性があり、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

なお、当業務は、外貨建ての資産・負債は保有していないため、為替リスクに起因した損失を被る可能性はありません。

(ハ) 流動性リスク

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(ニ) オペレーショナル・リスク

(事務リスク)

当業務は、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクを負っております。

当業務では、マニュアルの整備、事務手続におけるチェックの徹底、システム化推進などを通じ、適正な事務処理の確保に努めておりますが、不測の事態等においてそれに応じた損失等が発生する可能性があります。

(システムリスク)

当業務は、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクを負っております。

当業務では、①システム障害及び顧客情報の漏えい等の未然防止に努めるとともに、②災害等に伴うシステム停止への対応策としてバックアップセンターを設置し、被災時訓練を実施するなど、緊急時対応の実効性向上にも努め、システムリスクの極小化を図っておりますが、不測の事態等においてそれに応じた損失が発生する可能性があります。

ハ 中小企業者向け業務及び信用保険等業務のリスクについて

(イ) 信用リスク

中小企業者向け業務においては、①中小企業者に対する貸付け、②中小企業者が発行する社債の取得、③中小企業者に対する貸付債権・社債の証券化、④民間金融機関等の貸付債権を譲り受け証券化する業務、⑤民間金融機関等の貸付債権等の部分保証、証券化商品の一部買取りや保証を行う業務、⑥中小企業者等に対して海外で行われる貸付けに係る債務の保証、⑦公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する中小企業者の株式又は持分の取得であって、当該債務を消滅させるためにするものを行っております。

当業務では、適切な貸付審査への取組み並びに各種モニタリングを通じた信用リスクの把握及び評価等を行い、必要な管理を実施して信用コストの抑制に向けた対応を着実に進めております。しかしながら、国内外の経済動向の変化等に伴う、貸出先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動、その他想定外の事由が発生した場合には、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

(ロ) 信用保険引受リスク

信用保険等業務においては、中小企業者の金融機関からの借入れに対する信用保証協会の保証等について保険を引き受ける信用保険業務を行っており、中小企業者の信用状態や経済状況の大幅な変化等によって保険事故の発生率、回収率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被る可能性があります。

当業務では、信用保険制度の持続的な運営に資するため、信用保険引受ポートフォリオ、保険事故の状況などのモニタリング及び信用保険引受リスクの計量化を行い、リスクの把握・分析に努めております。なお、今後の経済動向等、保証先中小企業者等を取り巻く環境の変化によっては、保険事故発生増加や支払った保険金に係る回収納付の減少等により、当業務の保険引受費用が増加する可能性があります。

(ハ) 市場リスク

当業務が負う市場リスクは、金利リスク及び為替リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

また、中小企業者向け業務では、平成27年度から海外展開資金制度を拡充し、外貨貸付制度を導入したことに伴う新たな為替リスクを負っておりますが、為替予約取引の実施により為替リスクヘッジを行っており、為替リスクを極小化する方針を採っております。

(ニ) 流動性リスク

a 中小企業者向け業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

b 信用保険等業務では、預金受入を行っておらず、国からの出資金により長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えます。

(ホ) オペレーショナル・リスク

(事務リスク)

当業務は、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクを負っております。

当業務では、マニュアルの整備、事務手続におけるチェックの徹底、システム化推進などを通じ、適正な事務処理の確保に努めておりますが、不測の事態等においてそれに応じた損失等が発生する可能性があります。

(システムリスク)

当業務は、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクを負っております。

当業務では、①システム障害及び顧客情報の漏えい等の未然防止に努めるとともに、②災害等に伴うシステム停止への対応策としてバックアップセンターを設置し、被災時訓練を実施するなど、緊急時対応の実効性向上にも努め、システムリスクの極小化を図っておりますが、不測の事態等においてそれに応じた損失が発生する可能性があります。

ニ 危機対応等円滑化業務のリスクについて

(イ) 信用リスク

危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行うこれらの業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

また、危機対応円滑化業務では、指定金融機関が事業者に対して行う貸付け等により発生する損害額の一部の補填を行っております。事業者の信用状況や経済状況等の大幅な変化等により、補償金の支払額が補償料設定時の予測に反して変動することにより損失を被る可能性があります。

(ロ) 市場リスク

危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務は、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については、財政融資資金借入等により調達しております。これらの業務における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸付金利息等で回収していることから、金利リスクについては限定的と考えております。

なお、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務は、外貨建ての資産・負債は保有していないため、為替リスクに起因した損失を被る可能性はありません。

(ハ) 流動性リスク

危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金等による長期・安定的な資金を確保しております。また、危機対応円滑化業務では、指定金融機関に対する補償金支払資金等についての十分な手元流動性を確保しております。以上から、これらの業務における流動性リスクは限定的と考えますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(ニ) オペレーショナル・リスク

(事務リスク)

危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務は、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクを負っております。

危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務では、マニュアルの整備、事務手続におけるチェックの徹底、システム化推進などを通じ、適正な事務処理の確保に努めておりますが、不測の事態等においてそれに応じた損失等が発生する可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

(1) 経営成績の分析

イ 主な収支

当事業年度は、資金運用収支が前事業年度比35億円減少して1,857億円の黒字、役務取引等収支が前事業年度比4億円減少して101億円の赤字、保険引受収支が前事業年度比2,926億円増加して176億円の黒字、その他業務収支が前事業年度比13億円増加して116億円の赤字となり、粗利益は前事業年度比2,900億円増加して1,816億円の黒字となりました。これから営業経費1,142億円を控除した結果、業務純益は前事業年度比2,911億円増加して673億円の黒字となりました。特別損益等を含めた当期純利益は前事業年度比1,853億円増加して505億円となりました。

	前事業年度 (平成27年3月期)	当事業年度 (平成28年3月期)	前事業年度比
資金運用収支（億円） ①	1,893	1,857	△35
資金運用収益（億円）	3,038	2,813	△224
資金調達費用（億円）	1,145	956	△188
役務取引等収支（億円） ②	△96	△101	△4
役務取引等収益（億円）	35	33	△2
役務取引等費用（億円）	132	134	1
保険引受収支（億円） ③	△2,749	176	2,926
保険引受収益（億円）	1,513	2,735	1,222
保険引受費用（億円）	4,262	2,558	△1,703
その他業務収支（億円） ④	△130	△116	13
その他業務収益（億円）	—	—	—
その他業務費用（億円）	130	116	△13
粗利益（億円） (=①+②+③+④) ⑤	△1,083	1,816	2,900
営業経費（億円） ⑥	1,154	1,142	△11
業務純益（億円） ⑤－⑥	△2,237	673	2,911
政府補給金収入（億円）	364	449	85
その他経常収支（億円）	△267	△618	△351
その他経常収益（億円）	82	106	23
その他経常費用（億円）	349	725	375
経常利益又は経常損失（△）（億円）	△2,140	504	2,645
特別損益（億円）	793	1	△791
当期純利益又は当期純損失（△）（億円）	△1,347	505	1,853

ロ 与信関係費用

当事業年度の貸倒引当金繰入額は、一般貸倒引当金繰入額△196億円、個別貸倒引当金繰入額655億円を合わせて前事業年度比331億円増の458億円となりました。貸出金償却199億円、債権売却損等23億円、補償損失引当金戻入益45億円、償却債権取立益17億円を含めて与信関係費用全体としては前事業年度比330億円増加して618億円となりました。

	前事業年度 (平成27年3月期)	当事業年度 (平成28年3月期)	前事業年度比
貸倒引当金繰入額（億円） ①	127	458	331
一般貸倒引当金繰入額（億円）	△486	△196	289
個別貸倒引当金繰入額（億円）	613	655	41
貸出金償却（億円） ②	167	199	31
債権売却損等（億円） ③	16	23	7
補償損失引当金戻入益（億円） ④	6	45	38
償却債権取立益（億円） ⑤	17	17	0
与信関係費用（億円） (=①+②+③-④-⑤)	287	618	330

(2) 財政状態の分析

イ 貸出金

当事業年度末の貸出金残高は、18兆3,397億円となり、前事業年度末と比較して1兆3,088億円の減少となっております。

勘定別では、国民一般向け業務が前事業年度末比889億円減少して6兆8,622億円、農林水産業者向け業務が205億円増加して2兆5,833億円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務が2,725億円減少して5兆7,447億円、中小企業者向け証券化支援買取業務及び信用保険等業務が前事業年度末及び当事業年度末とも貸出金残高はなく、危機対応円滑化業務が9,624億円減少して3兆732億円、特定事業等促進円滑化業務が55億円減少して762億円となっております。

	前事業年度末 (平成27年3月末)	当事業年度末 (平成28年3月末)	前事業年度末比 増減
貸出金残高（末残）（億円）	196,486	183,397	△13,088
うちリスク管理債権（億円）	13,804	13,291	△512

○リスク管理債権の状況
(イ) 国民一般向け業務

債務者区分	前事業年度末 (平成27年3月末)	当事業年度末 (平成28年3月末)	前事業年度末比 増減
破綻先債権額(億円)	154	120	△34
延滞債権額(億円)	1,349	1,274	△74
3ヵ月以上延滞債権額(億円)	1	0	△0
貸出条件緩和債権額(億円)	4,950	4,632	△317
合計(億円)	6,455	6,028	△427

貸出金残高(末残)(億円)	69,512	68,622	△889
貸出金残高比(%)	9.29	8.78	△0.50

(ロ) 農林水産業者向け業務

債務者区分	前事業年度末 (平成27年3月末)	当事業年度末 (平成28年3月末)	前事業年度末比 増減
破綻先債権額(億円)	11	7	△4
延滞債権額(億円)	619	565	△54
3ヵ月以上延滞債権額(億円)	12	6	△5
貸出条件緩和債権額(億円)	222	196	△25
合計(億円)	866	776	△90

貸出金残高(末残)(億円)	25,627	25,833	205
貸出金残高比(%)	3.38	3.01	△0.38

(ハ) 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

債務者区分	前事業年度末 (平成27年3月末)	当事業年度末 (平成28年3月末)	前事業年度末比 増減
破綻先債権額(億円)	91	78	△13
延滞債権額(億円)	5,501	5,509	7
3ヵ月以上延滞債権額(億円)	—	—	—
貸出条件緩和債権額(億円)	889	899	9
合計(億円)	6,482	6,486	4

貸出金残高(末残)(億円)	60,172	57,447	△2,725
貸出金残高比(%)	10.77	11.29	0.52

(ニ) 中小企業者向け証券化支援買取業務

平成27年3月31日現在及び平成28年3月31日現在において貸出金の残高がありません。

(ホ) 信用保険等業務

平成27年3月31日現在及び平成28年3月31日現在において貸出金の残高がありません。

(ヘ) 危機対応円滑化業務

債務者区分	前事業年度末 (平成27年3月末)	当事業年度末 (平成28年3月末)	前事業年度末比 増減
破綻先債権額(億円)	—	—	—
延滞債権額(億円)	—	—	—
3カ月以上延滞債権額(億円)	—	—	—
貸出条件緩和債権額(億円)	—	—	—
合計(億円)	—	—	—

貸出金残高(末残)(億円)	40,356	30,732	△9,624
貸出金残高比(%)	—	—	—

(ト) 特定事業等促進円滑化業務

債務者区分	前事業年度末 (平成27年3月末)	当事業年度末 (平成28年3月末)	前事業年度末比 増減
破綻先債権額(億円)	—	—	—
延滞債権額(億円)	—	—	—
3カ月以上延滞債権額(億円)	—	—	—
貸出条件緩和債権額(億円)	—	—	—
合計(億円)	—	—	—

貸出金残高(末残)(億円)	818	762	△55
貸出金残高比(%)	—	—	—

ロ 証券化支援

証券化支援保証業務につきましては、市場環境の変化などを背景に平成22年度以来5年ぶりに実施されたCLO(貸付債権担保証券)の組成において、機関投資家向けに販売されるCLOの一部に保証を付したこと、また、スタンドバイ・クレジット制度の取扱いにより、当事業年度末の保証債務残高が前事業年度末と比較して19億円増加して、60億円となっております。なお、CLOの組成に関する保証債務残高は14億円増加して15億円、スタンドバイ・クレジット制度の保証債務残高は4億円増加して、44億円となっております。

証券化支援買取業務につきましては、上記CLOの組成に伴い、社債残高が前事業年度末と比較して43億円増加して、43億円となっております。なお、信託受益権(その他の証券)残高は前事業年度末と同様に0円となっております。

ハ 信用保険

当事業年度末の保険引受残高は26兆123億円となり、平成22年度末で取扱いが終了した景気対応緊急保証の償還が進展したこと等により、前事業年度末と比較して1兆9,595億円の減少となっております。

ニ 政府からの補給金及び出資金

前事業年度における政府からの補給金収入は、国民一般向け業務が158億円、農林水産業者向け業務が63億円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務が137億円、危機対応円滑化業務が4億円、特定事業等促進円滑化業務が0億円、当公庫全体で364億円となっております。

また、前事業年度における政府からの出資金の受入額は、国民一般向け業務が215億円、農林水産業者向け業務が77億円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務が913億円、信用保険等業務が1,088億円、危機対応円滑化業務が249億円、当公庫全体で2,543億円となっております。

当事業年度における政府からの補給金収入は、国民一般向け業務が199億円、農林水産業者向け業務が99億円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務が146億円、危機対応円滑化業務が3億円、特定事業等促進円滑化業務が0億円、当公庫全体で449億円となっております。

また、当事業年度における政府からの出資金の受入額は、国民一般向け業務が119億円、農林水産業者向け業務が76億円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務が299億円、信用保険等業務が600億円、危機対応円滑化業務が0億円、当公庫全体で1,095億円となっております。

(参考) 金融再生法開示債権の状況

当公庫は、金融再生法（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号））の適用はありませんが、民間金融機関の基準に準じて算出したものであります。

(イ) 国民一般向け業務

債務者区分	前事業年度末 (平成27年3月末)	当事業年度末 (平成28年3月末)	前事業年度末比 増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (億円)	631	551	△80
危険債権(億円)	877	848	△28
要管理債権(億円)	4,951	4,633	△318
合計(A)(億円)	6,460	6,033	△427
正常債権(億円)	63,129	62,662	△466

総与信残高(末残)(億円)	69,589	68,695	△894
総与信残高比(%)	9.28	8.78	△0.50

貸倒引当金(B)(億円)	997	884	△113
引当率(B/A×100)(%)	15.45	14.67	△0.78

(注) 正常債権に対する一般貸倒引当金は含んでおりません。

(ロ) 農林水産業者向け業務

債務者区分	前事業年度末 (平成27年3月末)	当事業年度末 (平成28年3月末)	前事業年度末比 増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (億円)	66	66	0
危険債権(億円)	565	506	△59
要管理債権(億円)	235	203	△31
合計(A)(億円)	867	777	△89
正常債権(億円)	24,897	25,189	291

総与信残高(末残)(億円)	25,764	25,966	201
総与信残高比(%)	3.37	2.99	△0.37

貸倒引当金(B)(億円)	188	163	△24
引当率(B/A×100)(%)	21.73	21.03	△0.70

(注) 正常債権に対する一般貸倒引当金は含んでおりません。

(ハ) 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

債務者区分	前事業年度末 (平成27年3月末)	当事業年度末 (平成28年3月末)	前事業年度末比 増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (億円)	289	249	△39
危険債権(億円)	5,304	5,339	34
要管理債権(億円)	889	899	9
合計(A)(億円)	6,483	6,488	4
正常債権(億円)	53,769	51,055	△2,713

総与信残高(末残)(億円)	60,254	57,544	△2,709
総与信残高比(%)	10.76	11.27	0.51

貸倒引当金(B)(億円)	1,457	1,541	83
引当率(B/A×100)(%)	22.49	23.76	1.27

- (注) 1. 正常債権に対する一般貸倒引当金は含んでおりません。
2. 平成27年3月末及び平成28年3月末の総与信残高は要管理先の求償権で弁済契約を締結したものを含み、合計(A)及び正常債権の合計と相違しております。

(ニ) 中小企業者向け証券化支援買取業務

平成27年3月31日現在及び平成28年3月31日現在において金融再生法開示債権の残高がありません。

(ホ) 信用保険等業務

平成27年3月31日現在及び平成28年3月31日現在において金融再生法開示債権の残高がありません。

(ヘ) 危機対応円滑化業務

債務者区分	前事業年度末 (平成27年3月末)	当事業年度末 (平成28年3月末)	前事業年度末比 増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (億円)	—	—	—
危険債権(億円)	—	—	—
要管理債権(億円)	—	—	—
合計(A)(億円)	—	—	—
正常債権(億円)	40,365	30,739	△9,626

総与信残高(末残)(億円)	40,365	30,739	△9,626
総与信残高比(%)	—	—	—

貸倒引当金(B)(億円)	—	—	—
引当率(B/A×100)(%)	—	—	—

- (注) 正常債権に対する一般貸倒引当金は含んでおりません。

(ト) 特定事業等促進円滑化業務

債務者区分	前事業年度末 (平成27年3月末)	当事業年度末 (平成28年3月末)	前事業年度末比 増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (億円)	—	—	—
危険債権 (億円)	—	—	—
要管理債権 (億円)	—	—	—
合計 (A) (億円)	—	—	—
正常債権 (億円)	819	764	△55

総与信残高 (末残) (億円)	819	764	△55
総与信残高比 (%)	—	—	—

貸倒引当金 (B) (億円)	—	—	—
引当率 (B/A×100) (%)	—	—	—

(注) 正常債権に対する一般貸倒引当金は含んでおりません。

(3) キャッシュ・フローの分析

当事業年度のキャッシュ・フローにつきまして、営業活動によるキャッシュ・フローは、預け金の純増減額の増加等により前事業年度比1兆2,852億円増加して6,023億円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の償還による収入の減少等により前事業年度比4,384億円減少して115億円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、株式の発行による収入の減少等により前事業年度比1,446億円減少して1,084億円の収入となりました。以上の結果、現金及び現金同等物の当事業年度末残高は、前事業年度末比6,991億円増加して9,478億円となりました。

イ 営業活動によるキャッシュ・フロー

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月期)	当事業年度 (平成28年3月期)	前事業年度比増減
国民一般向け業務	△15,796	24,564	40,360
農林水産業者向け業務	△5,273	△4,326	946
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	△112,692	11,322	124,015
中小企業者向け証券化支援買取業務	△169	7,499	7,668
信用保険等業務	△89,291	375,319	464,610
危機対応円滑化業務	△459,653	187,981	647,635
特定事業等促進円滑化業務	△15	△9	6
合計	△682,892	602,352	1,285,245

ロ 投資活動によるキャッシュ・フロー

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月期)	当事業年度 (平成28年3月期)	前事業年度比増減
国民一般向け業務	△7,704	△4,589	3,114
農林水産業者向け業務	△375	△945	△570
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	△694	△1,394	△700
中小企業者向け証券化支援買取業務	—	△4,339	△4,339
信用保険等業務	△1,328	△277	1,051
危機対応円滑化業務	436,980	△1	△436,982
特定事業等促進円滑化業務	△22	△0	21
合計	426,855	△11,548	△438,404

ハ 財務活動によるキャッシュ・フロー

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月期)	当事業年度 (平成28年3月期)	前事業年度比増減
国民一般向け業務	20,819	11,353	△9,465
農林水産業者向け業務	7,682	7,561	△121
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	91,028	29,731	△61,296
中小企業者向け証券化支援買取業務	△10	△160	△149
信用保険等業務	108,578	59,865	△48,713
危機対応円滑化業務	24,967	67	△24,899
特定事業等促進円滑化業務	△0	△0	△0
合計	253,066	108,419	△144,646

ニ 現金及び現金同等物の残高

(単位：百万円)

	前事業年度末 (平成27年3月末)	当事業年度末 (平成28年3月末)	前事業年度末比増減
国民一般向け業務	38,832	70,161	31,328
農林水産業者向け業務	40,771	43,061	2,289
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	43,566	83,198	39,632
中小企業者向け証券化支援買取業務	477	3,478	3,000
信用保険等業務	120,804	555,711	434,907
危機対応円滑化業務	3,920	191,968	188,047
特定事業等促進円滑化業務	272	262	△10
合計	248,645	947,840	699,195

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

平成28年3月期における設備投資等の概要は、以下のとおりであります。

(1) 設備投資の総額

(単位：百万円)

業務	設備投資の総額	目的及び内容
国民一般向け業務	4,870	店舗新築工事、情報システム関連投資等
農林水産業者向け業務	842	情報システム関連投資等
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	1,357	情報システム関連投資等
中小企業者向け証券化支援買取業務	—	—
信用保険等業務	303	情報システム関連投資等
危機対応円滑化業務	2	情報システム関連投資等
特定事業等促進円滑化業務	1	情報システム関連投資等
合計	7,378	

(2) 処分（売却及び除却）した設備の総額

(単位：百万円)

業務	処分（売却及び除却） した設備の総額	目的及び内容
国民一般向け業務	1,286	不動産、情報システム関連等
農林水産業者向け業務	0	動産
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	87	不動産、情報システム関連等
中小企業者向け証券化支援買取業務	—	—
信用保険等業務	0	動産
危機対応円滑化業務	—	—
特定事業等促進円滑化業務	—	—
合計	1,375	

2【主要な設備の状況】

平成28年3月末における当公庫の主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 国民一般向け業務

店舗名 その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
			面積 (㎡)	帳簿価額（百万円）				
本店ほか	東京都 千代田区等	事務所・舎宅等	226,212	66,118	27,388	915	94,422	4,400

(注) 動産は、事務機器等のその他有形固定資産です。

(2) 農林水産業者向け業務

店舗名 その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
			面積 (㎡)	帳簿価額（百万円）				
本店ほか	東京都 千代田区等	事務所・舎宅等	58,696	24,987	7,544	131	32,663	853

(注) 動産は、事務機器等のその他有形固定資産です。

(3) 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

店舗名 その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
			面積 (㎡)	帳簿価額（百万円）				
本店ほか	東京都 千代田区等	事務所・舎宅等	88,067	35,727	11,389	386	47,503	1,651

(注) 1. 動産は、事務機器等のその他有形固定資産です。

2. 従業員数については、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務及び中小企業者向け証券化支援買取業務の合計の人数を記載しております。

(4) 中小企業者向け証券化支援買取業務

該当事項はありません。

(5) 信用保険等業務

店舗名 その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
			面積 (㎡)	帳簿価額（百万円）				
本店ほか	東京都 千代田区等	事務所・舎宅等	4,698	13,968	4,773	39	18,781	283

(注) 動産は、事務機器等のその他有形固定資産です。

(6) 危機対応円滑化業務

該当事項はありません。

(7) 特定事業等促進円滑化業務

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

平成28年3月末現在において計画中である主要な設備の新設・除却等は、以下のとおりであります。

(1) 国民一般向け業務
新設・改修等

店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
本店ほか	東京都 千代田区等	改修等	事務所・情報シス テム等	5,563	3,375	自己資金	—	—

(2) 農林水産業者向け業務
新設・改修等

店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
本店ほか	東京都 千代田区等	改修等	事務所・情報シス テム等	1,284	1,005	自己資金	—	—

(3) 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務
新設・改修等

店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
本店ほか	東京都 千代田区等	改修等	事務所・情報シス テム等	1,981	1,602	自己資金	—	—

(4) 中小企業者向け証券化支援買取業務
該当事項はありません。

(5) 信用保険等業務
新設・改修等

店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
本店ほか	東京都 千代田区等	改修等	事務所・情報シス テム等	677	328	自己資金	—	—

(6) 危機対応円滑化業務
該当事項はありません。

(7) 特定事業等促進円滑化業務
該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,683,925,630,964
計	12,683,925,630,964

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成28年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年6月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	11,097,473,257,741	9,886,678,257,741	非上場	権利内容になんら限定のない 当公庫における標準的な株式 であります。なお、単元株制 度は採用しておりません。
計	11,097,473,257,741	9,886,678,257,741	—	—

- (注) 1. 公庫法第3条の規定に基づき、当公庫の発行済株式の総数は、政府が保有することとされております。
2. 統合前の国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行は公庫法附則第8条、第15条第2項、第16条第2項、第17条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、平成20年10月1日付けで当公庫に現物出資しており、同法附則第12条の規定に基づき取得した株式(3,170,981,407,741株)を日本国政府に無償譲渡しております。
3. 株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律(平成28年法律第41号)附則第4条第1項の規定に基づき、政府から当公庫の株式(1,291,000,000,000株)を無償譲渡され、また、平成28年5月17日開催の取締役会において、同条第2項及び会社法第178条の規定に基づき、当該株式を消却することを決議し、平成28年5月18日付けで当該株式を消却しております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本剰余金 増減額 (百万円)	資本剰余金 残高 (百万円)
平成23年 6月6日 (注) 25.	—	—	—	3,352,547	△812,011	1,195,339
平成23年 6月30日 (注) 2.	100,000,000,000	7,796,424,407,741	100,000	3,452,547	—	1,195,339
平成23年 7月4日 (注) 3.	74,614,000,000 8,973,000,000 62,500,000,000 358,400,000,000 44,100,000,000	8,345,011,407,741	74,614 8,973 62,500 — 44,100	3,642,734	— — — 358,400 —	1,553,739
平成23年 9月26日 (注) 4.	600,000,000 400,000,000 119,000,000	8,346,130,407,741	600 400 119	3,643,853	— — —	1,553,739
平成24年 2月2日 (注) 5.	69,131,000,000 7,490,000,000 61,550,000,000 340,200,000,000 112,485,000,000	8,936,986,407,741	69,131 7,490 61,550 — 112,485	3,894,509	— — — 340,200 —	1,893,939
平成24年 3月23日 (注) 6.	100,000,000,000	9,036,986,407,741	100,000	3,994,509	—	1,893,939
平成24年 3月26日 (注) 7.	102,700,000,000 147,500,000,000 342,300,000,000 122,000,000,000	9,751,486,407,741	102,700 147,500 — 122,000	4,366,709	— — 342,300 —	2,236,239
平成24年 4月1日 (注) 26.	—	—	△1,291,000	3,075,709	—	2,236,239
平成24年 6月5日 (注) 27.	—	—	—	3,075,709	△301,357	1,934,882
平成24年 7月5日 (注) 8.	157,000,000 59,300,000,000 68,000,000	9,811,011,407,741	157 — 68	3,075,934	— 59,300 —	1,994,182
平成24年 9月26日 (注) 9.	28,000,000	9,811,039,407,741	28	3,075,962	—	1,994,182
平成24年 12月4日 (注) 10.	17,500,000,000 5,995,000,000 17,700,000,000 39,200,000,000 30,647,000,000	9,922,081,407,741	17,500 5,995 17,700 — 30,647	3,147,804	— — — 39,200 —	2,033,382
平成25年 2月18日 (注) 11.	15,200,000,000 14,257,000,000 9,100,000,000 95,050,000,000	10,055,688,407,741	15,200 14,257 9,100 —	3,186,361	— — — 95,050	2,128,432

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本剰余金 増減額 (百万円)	資本剰余金 残高 (百万円)
平成25年 3月25日 (注) 12.	31,614,000,000 850,000,000 155,800,000,000 50,000,000,000 80,390,000,000	10,374,342,407,741	31,614 850 155,800 — 80,390	3,455,015	— — — 50,000 —	2,178,432
平成25年 6月4日 (注) 28.	—	—	—	3,455,015	△231,423	1,947,008
平成25年 7月3日 (注) 13.	7,640,000,000 59,700,000,000 68,000,000	10,441,750,407,741	7,640 — 68	3,462,723	— 59,700 —	2,006,708
平成26年 1月15日 (注) 14.	27,500,000,000 29,500,000,000 23,500,000,000	10,522,250,407,741	27,500 29,500 23,500	3,543,223	— — —	2,006,708
平成26年 3月5日 (注) 15.	53,866,000,000 3,049,000,000 55,900,000,000 45,000,000,000 13,500,000,000	10,693,565,407,741	53,866 3,049 55,900 — 13,500	3,669,538	— — — 45,000 —	2,051,708
平成26年 3月25日 (注) 16.	40,000,000,000	10,733,565,407,741	40,000	3,709,538	—	2,051,708
平成26年 6月3日 (注) 29.	—	—	—	3,709,538	△13,229	2,038,479
平成26年 6月13日 (注) 17.	5,777,000,000 58,700,000,000 68,000,000	10,798,110,407,741	5,777 — 68	3,715,383	— 58,700 —	2,097,179
平成27年 2月6日 (注) 18.	400,000,000	10,798,510,407,741	400	3,715,783	—	2,097,179
平成27年 3月6日 (注) 19.	21,103,000,000 2,000,000,000 91,300,000,000 50,100,000,000 24,900,000,000	10,987,913,407,741	21,103 2,000 91,300 — 24,900	3,855,086	— — — 50,100 —	2,147,279
平成27年 6月2日 (注) 30.	—	—	—	3,855,086	△276,895	1,870,384
平成27年 6月23日 (注) 20.	4,992,000,000 59,000,000,000 68,000,000	11,051,973,407,741	4,992 — 68	3,860,146	— 59,000 —	1,929,384
平成28年 1月15日 (注) 21.	9,112,000,000 8,000,000,000	11,069,085,407,741	9,112 8,000	3,877,258	— —	1,929,384
平成28年 2月3日 (注) 22.	2,300,000,000 2,400,000,000	11,073,785,407,741	2,300 2,400	3,881,958	— —	1,929,384

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本剰余金 増減額 (百万円)	資本剰余金 残高 (百万円)
平成28年 3月4日 (注) 23.	528,000,000 2,659,850,000 500,000,000 1,000,000,000	11,078,473,257,741	528 2,659 500 —	3,885,645	— — — 1,000	1,930,384
平成28年 3月25日 (注) 24.	19,000,000,000	11,097,473,257,741	19,000	3,904,645	—	1,930,384

(注) 1. 資本剰余金には、資本準備金に加え、経営改善資金特別準備金(国民一般向け業務)が含まれております。
2～24. 日本国政府に対する有償株主割当によるものです。当公庫では、公庫法第4条第3項の規定に基づき、日本国政府の出資により増加する資本金及び資本剰余金について業務ごとの経理区分に整理することとされており、上表については業務別の表示をしており、業務ごとの取締役会決議を経て各日付において出資金を受入れております。

なお、株式発行価格はすべて1円であります。資本組入額は信用保険等業務を除き全額であり、信用保険等業務はその全額を資本剰余金(資本準備金)組入れとしております。

2. (国際協力銀行業務) 増加株式数: 100,000百万株(割当比率1:0.013)
3. (国民一般向け業務) 増加株式数: 74,614百万株(割当比率1:0.0089)
(農林水産業者向け業務) 増加株式数: 8,973百万株(割当比率1:0.0011)
(中小企業者向け業務) 増加株式数: 62,500百万株(割当比率1:0.0075)
(信用保険等業務) 増加株式数: 358,400百万株(割当比率1:0.043)
(危機対応円滑化業務) 増加株式数: 44,100百万株(割当比率1:0.0053)
4. (国民一般向け業務) 増加株式数: 600百万株(割当比率1:0.000072)
(中小企業者向け業務) 増加株式数: 400百万株(割当比率1:0.000048)
(特定事業等促進円滑化業務) 増加株式数: 119百万株(割当比率1:0.000014)
5. (国民一般向け業務) 増加株式数: 69,131百万株(割当比率1:0.0077)
(農林水産業者向け業務) 増加株式数: 7,490百万株(割当比率1:0.00084)
(中小企業者向け業務) 増加株式数: 61,550百万株(割当比率1:0.0069)
(信用保険等業務) 増加株式数: 340,200百万株(割当比率1:0.038)
(危機対応円滑化業務) 増加株式数: 112,485百万株(割当比率1:0.013)
6. (国際協力銀行業務) 増加株式数: 100,000百万株(割当比率1:0.011)
7. (国民一般向け業務) 増加株式数: 102,700百万株(割当比率1:0.011)
(中小企業者向け業務) 増加株式数: 147,500百万株(割当比率1:0.015)
(信用保険等業務) 増加株式数: 342,300百万株(割当比率1:0.035)
(危機対応円滑化業務) 増加株式数: 122,000百万株(割当比率1:0.013)
8. (農林水産業者向け業務) 増加株式数: 157百万株(割当比率1:0.000016)
(信用保険等業務) 増加株式数: 59,300百万株(割当比率1:0.0060)
(危機対応円滑化業務) 増加株式数: 68百万株(割当比率1:0.0000069)
9. (特定事業等促進円滑化業務) 増加株式数: 28百万株(割当比率1:0.0000029)
10. (国民一般向け業務) 増加株式数: 17,500百万株(割当比率1:0.0018)
(農林水産業者向け業務) 増加株式数: 5,995百万株(割当比率1:0.00060)
(中小企業者向け業務) 増加株式数: 17,700百万株(割当比率1:0.0018)
(信用保険等業務) 増加株式数: 39,200百万株(割当比率1:0.0040)
(危機対応円滑化業務) 増加株式数: 30,647百万株(割当比率1:0.0031)
11. (国民一般向け業務) 増加株式数: 15,200百万株(割当比率1:0.0015)
(農林水産業者向け業務) 増加株式数: 14,257百万株(割当比率1:0.0014)
(中小企業者向け業務) 増加株式数: 9,100百万株(割当比率1:0.00090)
(信用保険等業務) 増加株式数: 95,050百万株(割当比率1:0.0095)
12. (国民一般向け業務) 増加株式数: 31,614百万株(割当比率1:0.0030)
(農林水産業者向け業務) 増加株式数: 850百万株(割当比率1:0.000082)
(中小企業者向け業務) 増加株式数: 155,800百万株(割当比率1:0.015)
(信用保険等業務) 増加株式数: 50,000百万株(割当比率1:0.0048)
(危機対応円滑化業務) 増加株式数: 80,390百万株(割当比率1:0.0077)

13. (農林水産業者向け業務) 増加株式数: 7,640百万株 (割当比率 1 : 0.00073)
(信用保険等業務) 増加株式数: 59,700百万株 (割当比率 1 : 0.0057)
(危機対応円滑化業務) 増加株式数: 68百万株 (割当比率 1 : 0.0000065)
14. (国民一般向け業務) 増加株式数: 27,500百万株 (割当比率 1 : 0.0026)
(中小企業者向け業務) 増加株式数: 29,500百万株 (割当比率 1 : 0.0028)
(危機対応円滑化業務) 増加株式数: 23,500百万株 (割当比率 1 : 0.0022)
15. (国民一般向け業務) 増加株式数: 53,866百万株 (割当比率 1 : 0.0050)
(農林水産業者向け業務) 増加株式数: 3,049百万株 (割当比率 1 : 0.00029)
(中小企業者向け業務) 増加株式数: 55,900百万株 (割当比率 1 : 0.0052)
(信用保険等業務) 増加株式数: 45,000百万株 (割当比率 1 : 0.0042)
(危機対応円滑化業務) 増加株式数: 13,500百万株 (割当比率 1 : 0.0013)
16. (中小企業者向け業務) 増加株式数: 40,000百万株 (割当比率 1 : 0.0037)
17. (農林水産業者向け業務) 増加株式数: 5,777百万株 (割当比率 1 : 0.00054)
(信用保険等業務) 増加株式数: 58,700百万株 (割当比率 1 : 0.0054)
(危機対応円滑化業務) 増加株式数: 68百万株 (割当比率 1 : 0.0000063)
18. (国民一般向け業務) 増加株式数: 400百万株 (割当比率 1 : 0.000037)
19. (国民一般向け業務) 増加株式数: 21,103百万株 (割当比率 1 : 0.0019)
(農林水産業者向け業務) 増加株式数: 2,000百万株 (割当比率 1 : 0.00018)
(中小企業者向け業務) 増加株式数: 91,300百万株 (割当比率 1 : 0.0083)
(信用保険等業務) 増加株式数: 50,100百万株 (割当比率 1 : 0.0046)
(危機対応円滑化業務) 増加株式数: 24,900百万株 (割当比率 1 : 0.0023)
20. (農林水産業者向け業務) 増加株式数: 4,992百万株 (割当比率 1 : 0.00045)
(信用保険等業務) 増加株式数: 59,000百万株 (割当比率 1 : 0.0053)
(危機対応円滑化業務) 増加株式数: 68百万株 (割当比率 1 : 0.0000062)
21. (国民一般向け業務) 増加株式数: 9,112百万株 (割当比率 1 : 0.00082)
(中小企業者向け業務) 増加株式数: 8,000百万株 (割当比率 1 : 0.00072)
22. (国民一般向け業務) 増加株式数: 2,300百万株 (割当比率 1 : 0.00021)
(中小企業者向け業務) 増加株式数: 2,400百万株 (割当比率 1 : 0.00022)
23. (国民一般向け業務) 増加株式数: 528百万株 (割当比率 1 : 0.000048)
(農林水産業者向け業務) 増加株式数: 2,659百万株 (割当比率 1 : 0.00024)
(中小企業者向け業務) 増加株式数: 500百万株 (割当比率 1 : 0.000045)
(信用保険等業務) 増加株式数: 1,000百万株 (割当比率 1 : 0.000090)
24. (中小企業者向け業務) 増加株式数: 19,000百万株 (割当比率 1 : 0.0017)
25. 資本剰余金の減少は、信用保険等業務に係る平成23年3月期の利益剰余金△812,011百万円について、資本準備金を減額して整理したことによるものであります。
26. 資本金の減少は、株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）に基づき、平成24年4月1日付けで国際協力銀行が分離したことに伴い、国際協力銀行業務に係る資本金1,291,000百万円について、減額して整理したことによるものであります。
27. 資本剰余金の減少は、信用保険等業務に係る平成24年3月期の利益剰余金△301,357百万円について、資本準備金を減額して整理したことによるものであります。
28. 資本剰余金の減少は、信用保険等業務に係る平成25年3月期の利益剰余金△231,423百万円について、資本準備金を減額して整理したことによるものであります。
29. 平成26年6月3日において、信用保険等業務に係る平成26年3月期の利益剰余金△13,229百万円について、資本準備金を減額して整理しております。
30. 平成27年6月2日において、信用保険等業務に係る平成27年3月期の利益剰余金△276,895百万円について、資本準備金を減額して整理しております。
31. 株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（平成28年法律第41号）附則第4条第1項の規定に基づき、政府から当公庫の株式1,291,000百万株を無償譲渡され、また、平成28年5月17日開催の取締役会において、同条第2項及び会社法第178条の規定に基づき、当該株式を消却することを決議し、平成28年5月18日付けで当該株式を消却しております。

32. 平成28年6月24日において、日本国政府（財務大臣）に対する76,725百万株の有償株主割当の払込を完了し、11,825百万円を資本組入れ、64,900百万円を資本剰余金（資本準備金）組入れとしております。

（国民一般向け業務） 増加株式数 5,356百万株（割当比率 1：0.00054）
（農林水産業者向け業務） 増加株式数 601百万株（割当比率 1：0.000061）
（中小企業者向け業務） 増加株式数 4,800百万株（割当比率 1：0.00049）
（信用保険等業務） 増加株式数 64,900百万株（割当比率 1：0.0066）
（危機対応円滑化業務） 増加株式数 1,068百万株（割当比率 1：0.00011）

33. 平成28年6月24日において、日本国政府（農林水産大臣）に対する3,480百万株の有償株主割当の払込を完了し、全額を資本組入れとしております。

（農林水産業者向け業務） 増加株式数 3,480百万株（割当比率 1：0.00035）

34. 本書提出日現在の業務別の状況は以下のとおりであります。

業務	発行済株式 総数残高（株）	資本金残高 （百万円）	資本剰余金残高 （百万円）
国民一般向け業務	1,250,872,000,000	1,069,372	181,500
農林水産業者向け業務	393,320,850,000	393,320	—
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	1,473,985,000,000	1,473,985	—
中小企業者向け証券化支援買取業務	24,476,000,000	24,476	—
信用保険等業務	5,785,227,407,741	—	1,813,784
危機対応円滑化業務	958,530,000,000	958,530	—
特定事業等促進円滑化業務	267,000,000	267	—

（注） 業務別に区分する当公庫の発行済株式は、すべて同一の普通株式であります。

（６）【所有者別状況】

（平成28年3月31日現在）

区分	株式の状況							単元 未満 株式の 状況 （株）
	政府及び 地方公共団体	金融 機関	金融 商品 取引 業者	その他 の法人	外国法人等		個人 その他	計
					個人 以外	個人		
株主数 （人）	4	—	—	—	—	—	—	4
所有株式数 （株）	11,097,473,257,741	—	—	—	—	—	—	11,097,473,257,741
所有株式数 の割合 （％）	100.00	—	—	—	—	—	—	100.00

（注） 定款において1単元の株式数の定めはありません。

（７）【大株主の状況】

（平成28年3月31日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数 （株）	発行済株式総数に 対する所有株式数の 割合（％）
財務大臣	東京都千代田区霞ヶ関三丁目1番1号	10,779,239,257,741	97.13
経済産業大臣	東京都千代田区霞ヶ関一丁目3番1号	281,380,000,000	2.54
農林水産大臣	東京都千代田区霞ヶ関一丁目2番1号	33,311,000,000	0.30
厚生労働大臣	東京都千代田区霞ヶ関一丁目2番2号	3,543,000,000	0.03
計	—	11,097,473,257,741	100.00

(8) 【議決権の状況】
イ【発行済株式】

(平成28年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の個数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,097,473,257,741	11,097,473,257,741	株主として権利内容になんら限定のない株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	普通株式 11,097,473,257,741	—	—
総株主の議決権	—	11,097,473,257,741	—

(注) 議決権の個数については、定款において1単元の株式数の定めがないことから、株式数をもって議決権の個数としております。

ロ【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第13号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	—	—
当期間における取得自己株式	1,291,000,000,000	—

(注) 株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律(平成28年法律第41号)附則第4条第1項の規定に基づき、政府から当公庫の株式を無償譲渡されたものであります。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	1,291,000,000,000	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

(注) 平成28年5月17日開催の取締役会において、株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（平成28年法律第41号）附則第4条第2項及び会社法第178条の規定に基づき、当該株式を消却することを決議し、平成28年5月18日付けで当該株式を消却しております。

3 【配当政策】

当公庫は、公庫法第47条に基づき、配当の制限を受けており、配当を実施しておりません。

当公庫の剰余金の額の計算は、区分経理を行っているそれぞれの勘定において会社法第446条を準用することとされております（公庫法第42条第1項）。

当公庫は、毎事業年度の決算において計上した各業務勘定の剰余金の額が、

- ① 零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3カ月以内に国庫に納付しなければならないとされております（公庫法第47条第1項）。
- ② 零を下回るときは、準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないとされております（公庫法第47条第2項）。

当公庫の剰余金の処分は①又は②のほか、経営改善資金特別準備金への戻入（公庫法第47条第6項）以外の方法をもって処分・配当を行ってはならないとされております（公庫法第47条第7項）。

なお、中小企業者向け証券化支援買取業務勘定において平成27年6月25日に160百万円、平成28年6月27日に78百万円の国庫納付を実施しております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

当公庫株式は、金融商品取引所に上場されておりません。また、店頭売買有価証券として金融商品取引業協会に登録されておりません。よって該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

当公庫株式は、金融商品取引所に上場されておりません。また、店頭売買有価証券として金融商品取引業協会に登録されておりません。よって該当事項はありません。

5【役員の状況】

男性20名、女性2名（役員のうち女性の比率 9.1%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 総裁	—	細川 興一	昭和22年6月17日生	昭和45年4月 大蔵省入省 平成19年4月 財団法人新エネルギー財団顧問 平成20年10月 当公庫代表取締役副総裁 平成25年10月 同 代表取締役総裁（現職）	(注)1.	—
代表取締役 副総裁	—	皆川 博美	昭和27年9月15日生	昭和50年4月 農林漁業金融公庫入庫 平成18年4月 同 顧客支援部長 平成19年9月 同 理事 平成20年10月 当公庫取締役 平成23年6月 同 常務取締役 平成25年10月 同 代表取締役副総裁（現職）	(注)1.	—
代表取締役 専務取締役	国民生活事業 本部長	上野 善晴	昭和34年5月10日生	昭和57年4月 大蔵省入省 平成21年7月 福岡財務支局長 平成22年8月 財務省大臣官房参事官 平成22年9月 岩手県副知事 平成25年7月 財務省理財局次長 平成26年6月 当公庫代表取締役専務取締役・国民生活事業本部長（現職）	(注)1.	—
代表取締役 専務取締役	農林水産事業 本部長	高橋 洋	昭和36年2月1日生	昭和58年4月 農林水産省入省 平成21年7月 同 大臣官房文書課長 平成23年8月 同 大臣官房参事官兼経営局 平成26年6月 当公庫代表取締役専務取締役・農林水産事業本部長（現職）	(注)1.	—
代表取締役 専務取締役	中小企業事業 本部長	黒田 篤郎	昭和35年2月1日生	昭和57年4月 通商産業省入省 平成21年8月 独立行政法人国際協力機構理事 平成23年8月 経済産業省大臣官房審議官 平成24年2月 内閣官房内閣審議官 平成26年7月 経済産業省製造産業局長 平成27年6月 同 大臣官房付 平成27年6月 当公庫代表取締役専務取締役・中小企業事業本部長（現職）	(注)1.	—
専務取締役	企画管理 本部長	紀村 英俊	昭和35年1月2日生	昭和57年4月 通商産業省入省 平成21年7月 環境省大臣官房総務課長 平成23年7月 中部経済産業局長 平成25年3月 経済産業省大臣官房付 平成25年4月 当公庫常務取締役・企画管理本部長 平成26年6月 同 専務取締役・企画管理本部長（現職）	(注)1.	—
常務取締役	—	野崎 与四郎	昭和30年7月14日生	昭和54年4月 農林漁業金融公庫入庫 平成20年10月 当公庫企画管理本部広報部長 平成23年4月 同 広報部長兼農林水産事業本部長付 平成23年5月 同 農林水産事業本部長付兼総合支援部長 平成23年6月 同 特別参与 平成25年10月 同 常務取締役（現職）	(注)1.	—
常務取締役	—	岡部 修	昭和33年8月26日生	昭和56年4月 厚生省入省 平成21年7月 年金積立金管理運用独立行政法人理事 平成24年9月 東北厚生局長 平成26年6月 厚生労働省大臣官房付 平成26年6月 当公庫常務取締役（現職）	(注)1.	—
常務取締役	—	伊藤 健二	昭和30年3月19日生	昭和53年3月 国民金融公庫入庫 平成20年10月 当公庫国民生活事業本部事業運営部長 平成22年8月 同 人材開発部長 平成24年4月 同 国民生活事業本部長付 平成24年6月 同 特別参与 平成27年6月 同 常務取締役（現職）	(注)1.	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
常務取締役	—	岩間 邦彦	昭和31年8月21日生	昭和55年4月 中小企業金融公庫入庫 平成20年10月 当公庫総裁室特命参事役 平成21年1月 同 総裁室副室長 平成22年4月 同 企画管理本部コーポレート・ガバナンス部長 平成22年8月 同 さいたま支店中小企業事業統轄 平成23年5月 同 さいたま支店長兼中小企業事業統轄 平成24年4月 同 中小企業事業本部事業企画部長 平成25年6月 同 特別参与 平成28年6月 同 常務取締役（現職）	(注)1.	—
取締役	—	上甲 肇祐	昭和31年9月24日生	昭和54年4月 国民金融公庫入庫 平成20年10月 当公庫国民生活事業本部事業管理部長 平成22年8月 同 事業運営部長 平成24年4月 同 南近畿地区総括 平成25年4月 同 国民生活事業本部長付 平成25年6月 同 特別参与 平成27年6月 同 取締役（現職）	(注)1.	—
取締役	—	大西 靖	昭和36年10月17日生	昭和60年4月 大蔵省入省 平成20年7月 財務省国際局調査課長 平成21年7月 同 大臣官房付兼内閣官房内閣参事官 平成23年7月 東京税関総務部長 平成24年8月 財務総合政策研究所研究部長 平成25年6月 米州開発銀行財務局次長 平成28年6月 財務省大臣官房付 平成28年6月 当公庫取締役（現職）	(注)1.	—
取締役	—	栗原 一福	昭和38年1月18日生	昭和60年4月 大蔵省入省 平成20年7月 財務省大臣官房参事官 平成22年7月 預金保険機構審議役兼RCC室企画調整役 平成24年7月 財務省大臣官房信用機構課長 平成25年6月 日本たばこ産業株式会社財務副責任者 平成26年6月 当公庫特別参与 平成28年6月 財務省大臣官房付 平成28年6月 当公庫取締役（現職）	(注)1.	—
取締役	—	田口 克幸	昭和34年4月14日生	昭和57年4月 農林漁業金融公庫入庫 平成20年10月 当公庫農林水産事業本部情報戦略部長 平成22年4月 同 帯広支店農林水産事業統轄 平成25年4月 同 農林水産事業本部営業推進部長 平成26年4月 同 農林水産事業本部長付 平成26年6月 同 特別参与 平成28年6月 同 取締役（現職）	(注)1.	—
取締役	—	横山 典弘	昭和38年2月14日生	昭和60年4月 通商産業省入省 平成20年7月 経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課長 平成22年4月 内閣官房地域活性化総合事務局参事官 平成23年4月 同 地域活性化総合事務局次長 平成25年3月 経済産業省大臣官房付 平成25年4月 当公庫特別参与 平成28年6月 経済産業省大臣官房付 平成28年6月 当公庫取締役（現職）	(注)1.	—
取締役	—	若井 克之	昭和33年1月1日生	昭和56年4月 国民金融公庫入庫 平成20年10月 当公庫大阪支店国民生活事業副事業統轄 平成22年4月 同 国民生活事業本部北近畿地区総括 平成24年4月 同 審査企画部長 平成25年4月 同 事業企画部長 平成27年4月 同 国民生活事業本部長付 平成27年6月 同 特別参与 平成28年6月 同 取締役（現職）	(注)1.	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
取締役	—	鵜澤 静	昭和21年1月30日生	昭和44年4月 日清紡績株式会社入社 平成21年4月 日清紡ホールディングス株式会社取締役専務執行役員 平成21年6月 同 代表取締役社長 平成25年6月 同 代表取締役会長（現職） 平成25年10月 当公庫取締役（現職）	(注)1.	—
取締役	—	渡辺 善子	昭和23年12月13日生	昭和46年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成15年1月 同 理事 平成16年1月 一般社団法人PMI日本支部理事 平成18年3月 日本アイ・ビー・エム株式会社常勤監査役 平成24年7月 同 顧問 平成24年10月 同 名誉顧問 平成26年1月 一般社団法人PMI日本支部監事（現職） 平成26年6月 当公庫取締役（現職）	(注)1.	—
常勤監査役	—	大和田 桂則	昭和30年6月4日生	昭和54年4月 国民金融公庫入庫 平成20年10月 当公庫国民生活事業本部企業融資部総務審議役兼事業運営部プロジェクトZ ERO推進室長 平成22年4月 同 融資部長 平成24年4月 同 営業推進部長 平成25年4月 同 東京地区総括 平成27年4月 同 国民生活事業本部長付 平成27年6月 同 監査役（現職）	(注)2.	—
常勤監査役	—	塩澤 裕晶	昭和31年11月1日生	昭和54年4月 千代田火災海上保険株式会社（現あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）入社 平成22年10月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社理事名古屋企業営業第一部長 平成25年4月 同 理事東京企業営業第三部長 平成26年4月 同 執行役員 平成28年4月 同 顧問 平成28年6月 当公庫監査役（現職）	(注)3.	—
監査役	—	高橋 伸子	昭和28年11月17日生	昭和51年4月 株式会社主婦の友社入社 昭和61年4月 生活経済ジャーナリストとして独立 平成21年6月 当公庫監査役（現職）	(注)4.	—
監査役	—	山田 雄一	昭和29年3月25日生	昭和59年10月 監査法人朝日会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社 平成22年6月 有限責任あずさ監査法人理事第4事業部長 平成23年7月 同 理事第2事業部長兼企業成長支援本部長 平成23年9月 同 理事副東京事務所長 平成27年7月 同 東京社員会議長（現職） 平成28年6月 当公庫監査役（現職）	(注)3.	—
計						—

- (注) 1. 任期は、平成28年6月17日から平成29年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
2. 任期は、平成27年6月18日から平成30年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
3. 任期は、平成28年6月17日から平成31年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 任期は、平成25年6月20日から平成28年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 取締役 鵜澤静及び渡辺善子は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
6. 監査役 塩澤裕晶、高橋伸子及び山田雄一は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

イ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当公庫は、政策金融機関としての使命を果たすため、社会的責任を常に認識しながら、適切かつ健全な業務運営に努めるとともに、経営の基本理念を実現するため、「透明性・公正性・迅速性」の3つの視点からガバナンス態勢の構築に取り組んでおります。

「透明性・公正性・迅速性」を実現するために、外部からの評価・審査（評価・審査委員会）並びに内部及び外部の監査（内部監査部署、監査役会、会計監査人）を受ける態勢を構築しております。

また、取締役会が総裁に権限を委任し、意思決定の迅速化を図りつつ、重要事項を総裁決定審議会等の会議体で審議することにより、透明性・公正性を確保しております。

<基本理念>

○政策金融を的確に実施します。

国の政策の下、民間金融機関の補完を旨としつつ、社会のニーズに対応して、種々の手法により、政策金融を機動的に実施します。

○ガバナンスを重視します。

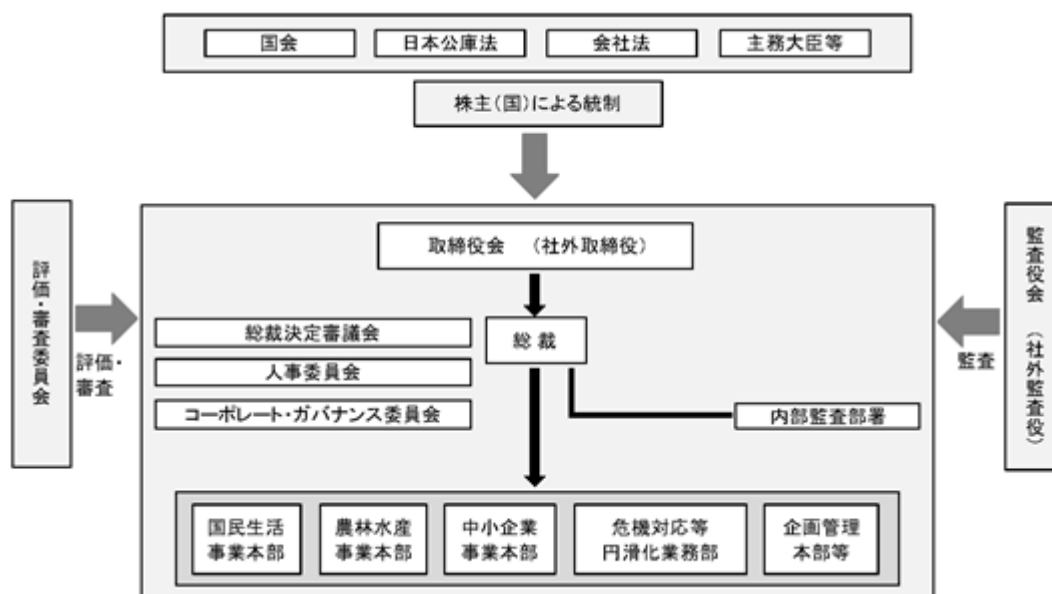
高度なガバナンスを求め、透明性の高い効率的な事業運営に努めるとともに、国民に対する説明責任を果たします。

さらに、継続的な自己改革に取り組む自律的な組織を目指します。

ロ 会社の機関及びその他のコーポレート・ガバナンス体制の内容

当公庫は、一般の株式会社とは異なり、特別の法律に基づき設立された株式会社です。

国による強い統制を受けるという特殊性を踏まえつつ、株式会社のガバナンスの仕組みを活用して、以下の体制を構築しております。



(イ) 取締役会及び取締役

取締役会は、18名以内の取締役で構成しており、うち2名を、意思決定の透明性確保と業務執行を担う取締役への監督・牽制を目的に社外取締役としております。

(ロ) 監査役会及び監査役

当公庫は、監査役会を設置しております。監査役会は社外監査役3名を含む4名の監査役で構成しております。監査役は、毎月1回程度、監査役会を開催し、監査に関する審議や主な監査活動の報告等を行っております。社外監査役は、会社執行役員経験者、公認会計士、生活経済ジャーナリストとしての高い見識に基づいた発言を行っております。

(ハ) 総裁決定審議会

総裁の諮問により当公庫の経営に関する重要事項の審議及び検討を行い、並びに報告を受ける総裁決定審議会を設置しております。総裁決定審議会は、当公庫の関係役員で構成し、毎月2回程度開催しております。

(ニ) 人事委員会

役職員に関する重要事項及び懲戒に関する事項を審議しております。人事委員会は、当公庫の関係役員で構成し、審議事項発生の都度、開催しております。

(ホ) 評価・審査委員会

政策目的に沿って事業が適切かつ効率的に行われているかという観点から、業務及び運営の評価・審査を行うとともに、業務執行に責任を負う取締役の業績評価を行っております。また、役員人事の公平性及び透明性の確保を目的に取締役及び監査役の候補者の評価・審査を実施しております。

評価・審査委員会は、外部の有識者及び社外取締役で構成し、業務及び運営に関する評価・審査の基準及び結果は、外部に公表しております。

(ヘ) コーポレート・ガバナンス委員会

当公庫は、高度なガバナンスの追求に向けて、内部管理上重点的に取り組むべき6つの重点分野を定めております。また、事業本部等（注）ごとにそれぞれ執行責任者を定め、権限と責任を明確にしております。各執行責任者は、所掌する事業本部等ごとに必要な態勢を整備しております。

6つの重点分野に関する事項のうち、当公庫全体の経営として把握し、又は管理すべきものを審議するため、コーポレート・ガバナンス委員会を設置しております。コーポレート・ガバナンス委員会は、当公庫の総裁以下役員6名で構成しております。

（注） 国民生活事業本部、農林水産事業本部、中小企業事業本部、危機対応等円滑化業務部及び企画管理本部等をいいます。

ハ 内部管理上の重点6分野

イ コンプライアンス

当公庫は、透明性の高い効率的な事業運営を目指し、法令を厳格に遵守することはもとより、社会的規範を十分にわきまえたコンプライアンス態勢を整備しております。

(イ) コンプライアンス・マニュアル

コンプライアンスを実践するための手引書としてコンプライアンス・マニュアルを策定し、全役職員に周知徹底しております。

(ロ) 内部通報制度

コンプライアンス上問題のある行為やそのおそれのある行為を的確に把握し、解決することを目的として、職員が当該行為を直接通報できるコンプライアンス・ヘルプラインを当公庫内及び弁護士事務所に設置しております。

(ハ) 反社会的勢力への対応

断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除することが、当公庫に対する公共の信頼を維持し、当公庫の業務の適切性及び健全性の確保のために不可欠であることを認識し、警察等関係機関とも連携して適切に対応しております。

(二) インサイダー取引の防止

役職員によるインサイダー取引を未然に防止するため、役職員が遵守すべき基本的事項を定めた規定を整備し、全役職員に周知徹底しております。

ロ リスク管理

当公庫は、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するため、直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

管理対象リスク

管理対象リスク	定義
信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含みます。）の価値が減少又は消失し、損失を被るリスク
信用保険引受リスク	保険事故の発生率、回収率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスク
市場リスク	金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含みます。）の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債（オフ・バランスを含みます。）から生み出される収益が変動し損失を被るリスク
流動性リスク	運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）
オペレーショナル・リスク	業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク
事務リスク	役職員が正確な事務を怠る、又は事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク
システムリスク	コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い損失を被るリスク及びコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク
人的リスク	不適切な就労状況、不適切な職場・安全環境、人材の流出・喪失、士気の低下、不十分な人材育成等により損失を被るリスク
法務リスク	法令や契約等に違反すること、不適切な契約を締結することその他法的原因等により損失を被るリスク
有形資産リスク	災害その他の事象から有形資産のき損・損害が発生するリスク
風評リスク	評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから損失・損害が発生するリスク

(イ) 国民一般向け業務におけるリスク管理

a 統合的リスク管理

当業務では、業務の特性を踏まえた「統合的リスク管理規則（国民）」を定め、業務上発生しうる様々なリスクを適切に管理する体制を整備しております。

具体的には、業務上認識すべきリスクを、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等のカテゴリーに区分して個別のリスクを所管する部署を定めるとともに、リスク管理部を統合的リスク管理部と定めて管理しています。個別のリスクの所管部署及びリスク管理部は、リスク管理の状況や必要な措置について事業本部長を議長とした「国民生活事業本部運営会議」で報告・審議するなど、全体のリスクの把握や管理を適切に行うよう努めております。また、事業本部運営会議での審議を踏まえ、リスク管理の態勢や具体的な方法について適宜見直しを行っております。

b 信用リスク管理

当業務においては、事業資金融資、教育資金融資等の業務を行っており、これらの業務における与信先の信用状態の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

当業務の与信ポートフォリオは小口の事業資金、小口の教育資金で構成されており、特定の地域や業種等への与信集中はなく、リスク分散が図られているという特徴があります。個別与信管理では、融資審査時の適正な融資判断、融資後の債務者の実態に応じたきめ細かな債権管理を行っているほか、統計手法を用いた管理の導入等、管理手法の高度化に努めております。

(a) 個別与信管理

当業務では、融資審査にあたり、融資対象としての適格性、資金使途の妥当性並びに事業者等の収益性及び維持力といった財務状況はもとより、技術力、販売力、事業の将来性、事業者等の資質等についても検討し、適正な融資判断に努めております。

また、債権管理にあたっては、今後の事業見通しや返済能力等の把握を行い、実態に応じたきめ細かな管理に努めております。

(b) 自己査定

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、支店による一次査定、審査企画部による二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。自己査定結果は適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

(c) 信用リスク計量化

当業務では、長年にわたり蓄積した信用供与先との取引データ分析に基づき信用スコアリングモデルを構築し、審査手続や与信ポートフォリオのモニタリングに活用しております。当業務の信用スコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

また、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、小口分散されているという当業務のポートフォリオの特徴を踏まえた手法により、信用リスクの計量化に取り組んでいます。

c 市場リスク管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務は、このギャップを原因とした金利リスクを負っているため、マチュリティ・ラダー分析及びデュレーション分析等の手法により金利リスクの把握に努め、社債発行年限の多様化等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、外貨建ての資産・負債は保有していないため、為替リスクに起因した損失を被る可能性はありません。

d 流動性リスク管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

e オペレーショナル・リスク管理

(a) 事務リスクについて、当業務では、事務リスクの軽減のために、マニュアルの整備、事務手続におけるチェックの徹底、システム化の推進などを通じ、事務処理の正確性確保に努めております。

(b) システムリスクについて、システムリスクや情報セキュリティに関する規定を定め、担当部署において適切に管理し、システムリスクの極小化を図っております。

また、災害等に伴うシステム停止への対応策としてバックアップセンターを設置し、被災時訓練を実施するなど、緊急時対応の実効性向上にも努めております。

(c) また、人的リスク、法務リスク、有形資産リスク等について管理担当部を定め、これらのリスクを含め、オペレーショナル・リスク統括部署をリスク管理部として、総合的なオペレーショナル・リスク管理を実施しております。

(ロ) 農林水産業者向け業務におけるリスク管理

a 統合的リスク管理

当業務は、国の農林漁業政策に基づく長期の設備資金等の融資を取り扱っており、当業務に伴うリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は民間金融機関と異なりますが、金融機関として適切なリスク管理を行っていくことが必要であると認識しております。

従って、当業務は、リスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、統合的リスク管理規則（農林）を制定しております。同規則の中で、当業務が政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するため、計量化するリスク及び計量化しないリスクも含め当業務が損失を被るリスクを総合的に管理することを定めております。

具体的には、リスクカテゴリー（信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク）ごとに管理部署を定め、当業務に設置している農林水産事業本部運営会議に各リスクの管理状況の報告等を行い、リスクに関する重要事項を集約することにより、総合的にリスク管理する態勢としております。

b 信用リスク管理

当業務は、(a) 個別与信管理、(b) 信用格付、(c) 自己査定、及び(d) 信用リスク計量化により、信用リスクを適切に管理しております。

(a) 個別与信管理

当業務では、融資にあたって、融資対象としての適格性、融資条件の妥当性、事業の長期的見通しを踏まえた返済の確実性について審査します。特に、返済の確実性については、業種（農林漁業等）のリスク特性を十分踏まえた審査基準の下、対象者の信用力、投資リスク及び投資効果を精査し、収支・償還計画の実現可能性及び融資条件の適切性を総合的に勘案して返済可能性を検証・確認しております。

また、顧客の経営状況の継続的な把握に努め、積極的かつ丁寧な支援活動に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上を図っております。

(b) 信用格付

当業務では、信用格付により、経営悪化が懸念される顧客を早期に発見し、経営支援に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上に取り組んでおります。格付は、内部データに基づき構築したモデルにより付与しております。当業務のスコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

信用格付は、上記のほか、自己査定、個別与信の判断、信用リスク計量化等にも活用しており、当業務の信用リスク管理の基礎をなしております。このため、信用格付体系は必要に応じ、適時見直しを行っております。

(c) 自己査定

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。

自己査定にあたっては、支店による一次査定、審査部及び再生支援部による二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。

自己査定結果は、適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

(d) 信用リスク計量化

当業務では、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行い、内部管理に活用しております。

c 市場リスク管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせること等により、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、農林漁業政策の必要性から償還期間が長期、金利は固定となっているなどの特性があり、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務は、このギャップを原因とした金利リスクを負っているため、マチュリティ・ラダー分析及びデュレーション分析等の手法により金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、外貨建ての資産・負債は保有していないため、為替リスクに起因した損失を被る可能性はありません。

d 流動性リスク管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

e オペレーショナル・リスク管理

(a) 事務リスクについて、当業務では、事務リスクの軽減のために、マニュアルの整備、事務手続におけるチェックの徹底、システム化の推進などを通じ、事務処理の正確性確保に努めております。

(b) システムリスクについて、システムリスクや情報セキュリティに関する規定を定め、担当部署において適切に管理し、システムリスクの極小化を図っております。

また、災害等に伴うシステム停止への対応策としてバックアップセンターを設置し、被災時訓練を実施するなど、緊急時対応の実効性向上にも努めております。

(c) また、人的リスク、法務リスク、有形資産リスク等についても、各リスク管理担当部を定め、適切なリスク管理に努めております。

(ハ) 中小企業者向け業務及び信用保険等業務におけるリスク管理

a 統合的リスク管理

当業務は、中小企業者の行う事業の振興に必要な長期資金について、一般の金融機関が供給することを困難とするものの供給を自ら行い、又は一般の金融機関による供給を支援するための貸付債権の譲受け、債務の保証等を行うもののほか、中小企業者等に対して海外で行われる貸付けに係る債務の保証、公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する中小企業者の株式又は持分の取得であって、当該債務を消滅させるためにするもの、中小企業者に対する貸付けに係る債務の保証等についての保険及び信用保証協会に対する資金の貸付けを行っております。

当業務を行うにあたっては、政策金融機関としての健全性を確保するため、統合的リスク管理規則及び同細則を制定し、当業務が管理するリスクの種類及びその内容並びにその所管部室を明らかにしてリスク管理に対する組織としての基本姿勢と役職員の責務を明らかにしております。リスク管理の状況については、各リスク管理部署が中小企業事業本部最高リスク管理責任者（CRO）へ報告を行うとともに、統合的リスク管理部署が集約し、総合的にリスクを管理する態勢を整備しております。また、リスクを総合的に評価・管理するために、主要なリスクについては、ストレス・テストを実施しております。

b 信用リスク管理

(a) 個別与信管理

融資業務は、公平・中立な立場から借入申込企業の実態を把握し、償還の確実性と資金使途の妥当性を検討し、融資などの判断を行っております。

融資業務では、事業用の長期資金の融資などを専門とすることから、審査にあたっては、今後の事業収益を中心とする長期的返済能力を検討し、償還の確実性について総合的に判断しております。

単に財務諸表を中心とする定量分析にとどまらず、企業の構成要素である「ヒト」「モノ」「カネ」とその組合せである経営の様々な活動について、申込企業の置かれている環境を含めて多面的な実態把握を行うとともに、申込企業の将来性を勘案し総合的な企業力を判断しております。

また、融資後も決算書などの提出を受けるほか、定期的な訪問などにより継続的な業況把握に努めております。自己査定 of 債務者区分や必要に応じ提供を受ける経営改善計画書の検討結果などを踏まえ、取引方針を明確にし、適切な事後フォローを実施しております。

さらに、融資先企業の成長発展を支援するため、審査結果をできる限りフィードバックしているほか、経営課題解決のためのコンサルティングに努めております。特に、事業環境の変化などへの対応に苦慮する企業に対しては、経営改善提案書の作成・提供などにより経営の改善や経営計画の策定を支援しております。

(b) 信用格付

融資業務では、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づく当事業独自のスコアリングモデルと、実態把握等による定性分析に基づき、取引先等の信用状況を把握する信用格付制度を構築、取引方針の策定や審査手続等に活用しております。

(c) 自己査定

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。

営業部店が債務者区分の一次査定を実施し、営業部門とは分離した審査部門において二次査定を行います。査定結果については、他のセクションから独立した監査部が内部監査を行い、その正確性を検証しております。

また、査定結果に基づき、担保処分等による回収見込額及び貸倒実績率等を勘案した貸倒引当金を計上しております。

(d) 信用リスク計量化

融資業務では、信用リスク計量について信用格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体のリスク量を計量し、モニタリングを行っています。こうしたモニタリングを通じて、リスクの制御について検討を進めております。

(e) 証券化支援業務における信用リスク管理

証券化支援業務についても、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した当事業独自のスコアリングモデルやCRD（注）などの外部モデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法によりの確に把握し、信用リスクに応じた適切なリターンや保証料率の設定を行っております。

証券化案件の組成後は、原債権の償還状況を確認し、モニタリングを行います。公庫が保有または保証を付しているCLO（貸付債権担保証券）については、外部格付の利用またはモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法を用いることにより、信用リスクを的確に把握しています。

（注） Credit Risk Databaseの略です。

c 信用保険引受リスク管理

信用保険等業務では、信用保険制度の持続的な運営に資するため、信用保険引受ポートフォリオや保険事故の状況など信用保険引受リスクの状況を定期的にモニタリングしております。また、長年蓄積してきた信用保険引受に関するデータを活用し、信用保険引受リスクの計量モデルを構築しており、信用保険引受リスクの数量的な計測及び分析を行っております。

d 市場リスク管理

当業務が負う市場リスクは、金利リスク及び為替リスクであります。金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務は、このギャップを原因とした金利リスクを負っているため、中小企業者向け業務においては、マチュリティ・ラダー、デュレーション、VaR及びBPVを計測・分析することにより、金利リスクの把握に努め、社債発行年限の多様化や借入期間の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

また、中小企業者向け業務では、平成27年度から海外展開資金制度を拡充し、外貨貸付制度を導入したことに伴う新たな為替リスクを負っておりますが、為替予約取引の実施により為替リスクヘッジを行っており、為替リスクを極小化する方針を採っております。

e 流動性リスク管理

(a) 中小企業者向け業務における流動性リスク管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

(b) 信用保険等業務における流動性リスク管理

当業務では、預金受入を行っておらず、国からの出資金により長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めております。

f オペレーショナル・リスク管理

(a) 事務リスクについて、当業務では、事務リスクの軽減のために、マニュアルの整備、事務手続におけるチェックの徹底、システム化の推進などを通じ、事務処理の正確性確保に努めております。

(b) システムリスクについて、システムリスクや情報セキュリティに関する規定を定め、担当部署において適切に管理し、システムリスクの極小化を図っております。

また、災害等に伴うシステム停止への対応策としてバックアップセンターを設置し、被災時訓練を実施するなど、緊急時対応の実効性向上にも努めております。

(c) また、人的リスク、法務リスク、有形資産リスク等を含め、オペレーショナル・リスク統括部署であるリスク管理部の下に各リスク管理担当部を定め、総合的なオペレーショナル・リスク管理を実施しております。

(二) 危機対応等円滑化業務におけるリスク管理

a 統合的リスク管理

危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務は、政府機関として政策目的実現のための金融を業務としており、これらの業務に伴うリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は民間金融機関と異なりますが、金融機関として適切なリスク管理を行っていることが必要であります。

具体的には、リスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、統合的リスク管理規則（危対・企管）を制定して統合的リスク管理を行っております。

b 信用リスク管理

危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定に当たっては、監査部門による監査を受けております。

c 流動性リスク管理

危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金等による長期・安定的な資金を確保するとともに、借入期間と貸付期間を一致させております。また、危機対応円滑化業務では、指定金融機関に対する補償金支払資金等についての十分な手元流動性を確保しております。以上から、これらの業務における流動性リスクは限定的と考えます。

一方で、資金計画の精緻化に努め、流動性リスクを最小化する努力を継続しております。

d オペレーショナル・リスク管理

危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務においては、直接的、間接的に様々なオペレーショナル・リスクが存在し、このようなリスクの把握、分析及び管理を積極的に進めていく方針であります。

特に、事務リスクについては、事務リスクの軽減のために、マニュアルの整備、事務手続におけるチェックの徹底、システム化の推進などを通じ、事務処理の正確性確保に努めております。

ハ 情報資産の保存及び管理

当公庫では、セキュリティポリシー及びプライバシーポリシーを定め公表するとともに、高い水準の情報セキュリティを確保し、適正かつ効率的な業務運営を行うための態勢を整備しております。

ニ 緊急時対策その他の危機管理

当公庫では、地震・火災等の災害、事件・事故、感染症などの緊急事態の発生時における、適正な業務遂行体制の維持・復旧を図るため、災害・事故等対策本部や海外危機管理委員会などを整備しております。また、首都直下型地震や新型インフルエンザが発生した場合を想定し、想定災害が業務に与える影響を可能な限り回避し、その早期回復を図るための事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定しております。

ホ お客さまサービスの向上

当公庫では、お客さまの利益を保護し利便性の向上を図るため顧客保護等管理方針を策定し、本方針に基づいたお客さまの視点に立った取組みに努めております。

ヘ 職場環境の向上

当公庫では、職場環境等に関する課題の把握及び今後の対策検討等への活用を目的に、年に一度、全職員を対象に意識調査を行っています。本調査によって得た職員の意見等を職場環境の向上等に積極的に役立てています。

ニ 内部統制基本方針

当公庫は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役及び職員の職務執行についての法令等遵守や業務の適正を確保するための体制の整備等について内部統制基本方針を定めております。

内部統制基本方針

（取締役及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制）

第1条 公庫は、取締役及び職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）の職務の執行が法令及び定款（以下「法令等」という。）に適合することを確保するため、法令等の遵守に関する規程その他のコンプライアンスに関する規定を定め、これらの規定を公庫の取締役及び職員に周知する。

2 取締役及び職員は、コンプライアンスに関する諸規定を遵守する。

3 公庫は、コンプライアンスに関する責任者を置き、法令等遵守態勢の整備及び強化を図る。

4 公庫は、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、法令等遵守状況のモニタリングを行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。

5 公庫は、コンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう、有効な内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。

6 公庫は、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶する。

（取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制）

第2条 公庫は、取締役の職務の執行に係る情報、お客さまの情報その他の公庫が取扱う情報の保存及び管理を適切に行うため、情報資産管理規程その他の情報資産の保存及び管理に関する規定を定める。

2 公庫は、法令又は情報資産の保存及び管理に関する諸規定に従い、取締役会の議事録のほか、取締役の職務の執行に係る文書を適切に保存し、及び管理する。

3 取締役及び職員は、情報資産の保存及び管理に関する諸規定に基づき、情報資産を適切に保存し、及び管理する。

（損失の危険の管理に関する規程その他の体制）

第3条 公庫は、リスク管理を行うことの重要性を認識し、業務遂行上認識すべきリスクの種類に応じたリスク管理及び統合的リスク管理を行うための組織体制等について、統合的リスク管理規程その他のリスク管理に関する諸規定を定め、各種リスクに関して適切なリスク管理を行う。

2 公庫は、各種リスクの管理に関する責任者を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議、検討等を行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。

3 公庫は、災害その他の危機事象の発生に備え、あらかじめ危機管理規程その他の危機管理に関する規定を定め、危機管理の態勢整備に努める。

4 公庫は、危機事象が発生し正常な業務遂行に支障が生じる場合又はそのおそれがある場合には、危機管理に関する諸規定に従い、必要に応じて対策本部を設置して、業務の迅速かつ効率的な回復に向けた対応を行う。

（取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制）

第4条 公庫は、毎月及び必要に応じて臨時に取締役会を開催し、公庫全体の業務運営の基本方針に関する重要な事項について決議するとともに、取締役の業務執行の状況について報告を受ける。

2 公庫は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、総裁決定審議会その他の会議体を設置する。

3 公庫は、総裁、事業本部長その他の業務を執行する取締役、特別参与、本店の部長等の職務権限を明確に定め、それぞれの者は定められた職務権限に基づき、効率的に業務を遂行する。

（業務の適正を確保するための内部監査体制）

第5条 公庫は、業務の適正性及び健全性を確保するため、内部監査規程その他の内部監査に関する規定を定める。

2 公庫は、被監査部門から独立し、総裁に直属して内部監査に関する事務をつかさどる内部監査部署を置く。

3 内部監査部署は、総裁の指示の下、内部監査に関する諸規定に基づき内部監査を行い、その結果を総裁に報告する。

4 内部監査部署は、総裁の指示により定期的に若しくは必要に応じて、又は他の取締役若しくは監査役の求めに応じて、取締役会その他の機関又は会議体に対し、内部監査の結果を報告する。

5 内部監査部署は、総裁の指示の下、監査役及び会計監査人と必要な情報交換を行い、内部監査の効率的な実施に努める。

- (監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項)
- 第6条 公庫は、監査役の職務を補助すべき者として、専任の職員を置く。
- 2 前項の職員は、監査役の指示に従いその職務を行う。
- 3 監査役は、必要と認めるときは、総裁の承諾を得て、第1項の職員以外の職員を臨時に監査の補助に従事させることができる。
- (監査役の職務を補助する職員の取締役からの独立性に関する事項)
- 第7条 公庫は、監査役の職務を補助する職員の人事考課、異動その他の人事に関する事項の決定について、事前に常勤監査役の承認を得る。
- (監査役の職務を補助する職員に対する指示の実効性の確保に関する事項)
- 第8条 公庫は、前2条を遵守するほか、監査役の職務を補助する職員が、監査役の指示に基づき行う職務の遂行を妨げてはならない。
- (取締役及び職員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制)
- 第9条 代表取締役及び業務を執行する取締役は、取締役会その他の監査役が出席する重要な会議において、随時、その職務の執行状況等を的確に報告する。
- 2 取締役及び職員は、公庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したときは、当該事実について監査役に速やかに報告する。
- (監査役への報告をした取締役及び職員が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制)
- 第10条 公庫は、前条第2項の報告を行ったことを理由として、当該報告を行った取締役及び職員に対して一切の不利な取扱いをしてはならない。
- (監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項)
- 第11条 公庫は、監査役が実効的な監査の実施に当たって弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めるなどのため所要の費用を請求するときは、これを拒むことができない。
- (監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制)
- 第12条 監査役は、監査を実効的に行うために必要と判断したときは、取締役及び職員に職務の執行状況についていつでも報告を求めることができる。報告を求められた取締役及び職員はその求めに応じて速やかに報告しなければならない。
- 2 監査役は、取締役会のほか、総裁決定審議会その他の重要な会議に出席し、必要な意見を述べるることができる。出席しない会議についても、議事録その他の関係書類を閲覧することができる。
- 3 総裁は、監査役と定期的な会合を実施し、意見交換を行う。
- 4 監査役は、リスク管理及びコンプライアンスを統括する部署並びに内部監査部署に協力を求めることができる。
- 5 監査役は、実効的な監査の実施のため必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めることができる。

ホ 内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

(イ) 内部監査の状況

当公庫では、業務全般に係る内部管理態勢について、その適切性、有効性を評価するとともに改善への提言を行うことなどを通じて、業務運営の円滑化や業務目的の達成に資するための内部監査部署として、監査部及びシステム監査室を設置しております。

監査部及びシステム監査室は、他の部署から独立した総裁直属の内部監査担当部署として、当公庫の本店、支店、海外駐在員事務所などすべての部署を対象とした内部監査を行っております。

監査に当たっては、各部署における内部管理態勢の適切性・有効性、業務処理の適切性、資産査定の妥当性、法令や内部規定等の遵守状況などを検証・評価し、必要に応じて業務改善の提言を行っております。

内部監査の年度計画については総裁が決定し、また、内部監査の結果についても総裁に報告することで、対応が必要な事項について速やかな措置がとられることとなります。

このように、内部監査部署による内部監査が適切かつ効果的に実施されることにより、当公庫の政策金融機関としての適正な業務運営の確保と健全性の維持が図られることとなります。

平成28年5月31日現在の監査部の人員は42名、システム監査室の人員は4名となっております。

(ロ) 監査役監査の状況

監査役は4名の体制となっており、うち3名を社外監査役としております。

監査役は、監査役会で策定した監査基本方針及び監査計画に基づき、取締役会その他重要な会議への出席、重要書類の閲覧、取締役との定期的な意見交換、支店往査等を通じて、取締役の執行状況を監査しております。

また、監査役は、会計監査人や内部監査部署と定期的に情報や意見を交換しており、相互に補完・協力しながら、監査の実効性及び効率性の向上を図っております。

(ハ) 会計監査の状況

当公庫の当事業年度の会計監査業務を執行した公認会計士は、茂木哲也氏、長尾礎樹氏、伊澤賢司氏の3名であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当公庫の会計監査業務に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。また、当公庫の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士29名、その他38名の計67名となっております。

ヘ 社外取締役及び社外監査役との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係の概要

社外取締役である鶴澤静氏はサッポロホールディングス株式会社の社外取締役ですが、サッポロホールディングス株式会社と当公庫との間には融資取引があります。

その他の社外取締役及び社外監査役と当公庫の間には、特別な利害関係はありません。

ト 社外取締役及び監査役との間の会社法第427条第1項に規定する契約（責任限定契約）の概要

当公庫は、会社法第427条第1項及び定款の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外取締役及び監査役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする旨の契約を、社外取締役及び監査役と締結しております。

チ 取締役の定数

当公庫の取締役は、18名以内とする旨、定款に定めております。

リ 取締役の選解任の決議要件

公庫法第6条の規定により、当公庫の取締役の選解任の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこととなっております。

ヌ 役員報酬の内容

平成27年4月1日から平成28年3月31日における当公庫の取締役及び監査役に対する報酬等は、以下のとおりであります。

(イ) 取締役に対する報酬等 322百万円 (うち社外取締役 19百万円)

(ロ) 監査役に対する報酬等 48百万円 (うち社外監査役 32百万円)

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 報酬等の額には、取締役及び監査役に対する役員賞与引当金繰入額20百万円（取締役18百万円、監査役2百万円）が含まれております。

3. 報酬等の額以外に、取締役及び監査役に対する役員退職慰労引当金繰入額16百万円（取締役13百万円、監査役2百万円）を計上しております。

4. 報酬等の額以外に、平成27年6月18日開催の第7回定時株主総会の決議及び平成28年2月2日付けの株主総会の書面決議に基づき、退任取締役及び退任監査役に対し役員退職慰労金を以下のとおり支給しております。

退任取締役 3名 13百万円

退任監査役 1名 5百万円

(2) 【監査報酬の内容等】

イ【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	227	20	225	16

(注) 「監査公認会計士等」とは、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4に規定する監査公認会計士等であります。なお、上記報酬の内容は、当公庫の監査公認会計士等である新日本有限責任監査法人に対する報酬であります。

ロ【その他重要な報酬の内容】

前事業年度

該当事項はありません。

当事業年度

該当事項はありません。

ハ【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前事業年度

当公庫は、監査公認会計士等に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「監査人から引受事務幹事会社への書簡」及び「財務諸表等以外の財務情報に関する調査の報告」作成業務等を委託し、対価を支払っています。

当事業年度

当公庫は、監査公認会計士等に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「監査人から引受事務幹事会社への書簡」及び「財務諸表等以外の財務情報に関する調査の報告」作成業務等を委託し、対価を支払っています。

ニ【監査報酬の決定方針】

当公庫の監査公認会計士等に対する報酬は、監査日数・業務の内容等を勘案し、監査役会の同意のもと適切に決定しております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当公庫の財務諸表は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令（平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第3号）及びエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第6条に規定する業務を行う場合における株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令の特例を定める省令（平成22年財務省・経済産業省令第1号）に準拠しております。

2. 監査証明について

当公庫は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。

3. 連結財務諸表について

当公庫は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】
（1）【財務諸表】
①【貸借対照表】

（単位：百万円）

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
現金預け金	4,095,015	4,094,720
現金	38	23
預け金	4,094,977	4,094,697
有価証券	23,143	27,569
国債	21,026	21,004
社債	54	4,385
株式	※1 2,030	※1 2,030
その他の証券	32	149
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6 19,648,688	※2, ※3, ※4, ※5, ※6 18,339,799
証書貸付	19,648,688	18,339,799
その他資産	50,610	44,223
前払費用	1,217	1,224
未収収益	23,817	22,033
代理店貸	1,866	1,561
その他の資産	23,708	19,404
有形固定資産	※8 196,930	※8 196,339
建物	51,501	51,096
土地	141,748	140,801
リース資産	1,634	1,922
建設仮勘定	838	1,045
その他の有形固定資産	1,206	1,472
無形固定資産	18,882	18,262
ソフトウェア	17,557	15,646
リース資産	666	441
その他の無形固定資産	658	2,175
支払承諾見返	6,540	20,586
貸倒引当金	△430,869	△416,948
資産の部合計	23,608,940	22,324,554

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
借入金	15,428,632	14,254,666
借入金	15,428,632	14,254,666
社債	※7 1,865,652	※7 1,720,820
寄託金	30,562	30,318
保険契約準備金	1,480,020	1,350,357
その他負債	36,579	37,368
未払費用	17,529	15,225
前受収益	5,912	5,358
金融派生商品	—	0
リース債務	2,475	2,572
その他の負債	10,662	14,212
賞与引当金	4,659	4,864
役員賞与引当金	21	20
退職給付引当金	95,969	93,716
役員退職慰労引当金	60	59
補償損失引当金	※10 32,934	※10 24,497
支払承諾	6,540	20,586
負債の部合計	18,981,634	17,537,277
純資産の部		
資本金	3,855,086	3,904,645
資本剰余金	2,147,279	1,930,384
経営改善資金特別準備金	181,500	181,500
資本準備金	1,965,779	1,748,884
利益剰余金	△1,375,058	△1,047,753
利益準備金	2,666	2,826
その他利益剰余金	△1,377,724	△1,050,579
繰越利益剰余金	△1,377,724	△1,050,579
株主資本合計	4,627,306	4,787,276
純資産の部合計	4,627,306	4,787,276
負債及び純資産の部合計	23,608,940	22,324,554

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
経常収益	503,386	613,879
資金運用収益	303,820	281,382
貸出金利息	300,294	278,163
有価証券利息配当金	413	336
買現先利息	7	4
預け金利息	3,104	2,878
その他の受入利息	0	0
役務取引等収益	3,585	3,354
損害担保補償料	3,534	3,272
その他の役務収益	50	81
保険引受収益	151,331	273,555
保険料	140,655	137,030
責任共有負担金収入	10,676	6,862
保険契約準備金戻入額	—	129,663
政府補給金収入	36,433	44,978
一般会計より受入	36,402	44,946
特別会計より受入	30	32
その他経常収益	8,215	10,607
補償損失引当金戻入益	645	4,518
償却債権取立益	1,764	1,785
株式等売却益	7	—
その他の経常収益	※2 5,798	※2 4,303
経常費用	717,478	563,437
資金調達費用	114,509	95,625
コールマネー利息	92	90
借入金利息	99,288	83,728
社債利息	15,128	11,805
役務取引等費用	13,257	13,456
損害担保補償金	8,995	9,549
その他の役務費用	4,262	3,906
保険引受費用	426,246	255,869
保険金	426,180	352,873
回収金	△108,642	△97,003
保険契約準備金繰入額	108,708	—
その他業務費用	13,071	11,685
外国為替売買損	—	18
社債発行費償却	586	607
金融派生商品費用	—	0
利子補給金	12,484	11,059
営業経費	115,412	114,299
その他経常費用	34,981	72,500
貸倒引当金繰入額	12,731	45,843
貸出金償却	16,785	19,956
その他の経常費用	5,464	6,700
経常利益又は経常損失(△)	△214,092	50,441
特別利益	80,782	493
固定資産処分益	150	493
厚生年金基金代行返上益	80,632	—
特別損失	1,480	364
固定資産処分損	1,262	172
減損損失	※1 217	※1 192
当期純利益又は当期純損失(△)	△134,789	50,570

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
		経営改善資金特別準備金	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
						繰越利益剰余金			
当期首残高	3,709,538	181,500	1,870,208	2,051,708	2,655	△1,256,143	△1,253,487	4,507,759	4,507,759
当期変動額									
新株の発行	145,548		108,800	108,800				254,348	254,348
準備金繰入					10	△10	－	－	－
国庫納付						△10	△10	△10	△10
資本準備金の取崩（欠損填補）			△13,229	△13,229		13,229	13,229	－	－
当期純損失（△）						△134,789	△134,789	△134,789	△134,789
当期変動額合計	145,548	－	95,570	95,570	10	△121,581	△121,570	119,547	119,547
当期末残高	3,855,086	181,500	1,965,779	2,147,279	2,666	△1,377,724	△1,375,058	4,627,306	4,627,306

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
		経営改善資金特別準備金	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
						繰越利益剰余金			
当期首残高	3,855,086	181,500	1,965,779	2,147,279	2,666	△1,377,724	△1,375,058	4,627,306	4,627,306
当期変動額									
新株の発行	49,559		60,000	60,000				109,559	109,559
準備金繰入					160	△160	—	—	—
国庫納付						△160	△160	△160	△160
資本準備金の取崩（欠損填補）			△276,895	△276,895		276,895	276,895	—	—
当期純利益						50,570	50,570	50,570	50,570
当期変動額合計	49,559	—	△216,895	△216,895	160	327,144	327,304	159,969	159,969
当期末残高	3,904,645	181,500	1,748,884	1,930,384	2,826	△1,050,579	△1,047,753	4,787,276	4,787,276

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
当期純利益又は当期純損失(△)	△134,789	50,570
減価償却費	8,640	9,217
減損損失	217	192
貸倒引当金の増減(△)	△46,479	△13,920
保険契約準備金の増減額(△は減少)	108,708	△129,663
賞与引当金の増減額(△は減少)	290	204
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	1	△0
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△103,344	△2,253
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△21	△1
補償損失引当金の増減額(△は減少)	△5,003	△8,437
資金運用収益	△303,820	△281,382
資金調達費用	114,509	95,625
有価証券関係損益(△)	2	42
為替差損益(△は益)	△0	27
固定資産処分損益(△は益)	1,112	△320
貸出金の純増(△) 減	1,011,769	1,308,888
借入金の純増減(△)	△968,563	△1,173,965
寄託金の純増減(△)	△928	△244
預け金の純増(△) 減	△365,430	699,490
普通社債発行及び償還による増減(△)	△193,000	△144,937
資金運用による収入	305,238	283,188
資金調達による支出	△117,073	△97,717
その他	5,070	7,750
小計	△682,892	602,352
営業活動によるキャッシュ・フロー	△682,892	602,352
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△509,985	△4,498
有価証券の償還による収入	947,050	7
有形固定資産の取得による支出	△2,471	△4,182
有形固定資産の売却による収入	489	1,279
無形固定資産の取得による支出	△8,228	△4,154
投資活動によるキャッシュ・フロー	426,855	△11,548
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	254,348	109,559
リース債務の返済による支出	△1,270	△979
国庫納付の支払額	△10	△160
財務活動によるキャッシュ・フロー	253,066	108,419
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	△27
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△2,970	699,195
現金及び現金同等物の期首残高	251,615	248,645
現金及び現金同等物の期末残高	※1 248,645	※1 947,840

【注記事項】

(重要な会計方針)

	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1. 有価証券の 評価基準及び 評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
2. デリバティ ブ取引の評価 基準及び評価 方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。ただし、クレジット・デフォルト・スワップ取引のうち市場価格に基づく価額又は合理的に算定された価額がなく時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、債務保証に準じて処理しております。
3. 固定資産の 減価償却の方 法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 2年～50年 その他 2年～20年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。
4. 繰延資産の 処理方法	社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。
5. 外貨建の資 産及び負債の 本邦通貨への 換算基準	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。 なお、破綻先及び実質破綻先等に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は233,295百万円（前事業年度末は265,412百万円）であります。 債権額から直接減額したものについては、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令第4条の規定に基づき主務大臣から承認を受けて、取立不能見込額に対する貸倒引当金と債権額を相殺し、翌事業年度期首に当該貸倒引当金と債権額を振り戻す洗い替え方式によっております。 (2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。 過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理 (5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。 (6) 補償損失引当金 補償損失引当金は、損害担保契約に関して生じる損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
7. 保険契約準備金の計上基準	保険契約準備金は、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令第9条第1項に基づき、次に掲げる金額の合計額を計上しており、また、同条第2項に基づき当該保険契約準備金では将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、追加して保険契約準備金を計上しております。 ① 責任準備金 保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した額 ② 支払備金 保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金及びまだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認められる保険金から、当該保険金に基づく回収金の見込額を控除した金額
8. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び流動性預け金であります。
9. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

(貸借対照表関係)

※ 1. 関係会社の株式の総額

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
株式	2,030百万円	2,030百万円

※ 2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

国民一般向け業務勘定

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
破綻先債権額	15,448百万円	12,040百万円
延滞債権額	134,954百万円	127,476百万円

農林水産業者向け業務勘定

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
破綻先債権額	1,172百万円	708百万円
延滞債権額	61,980百万円	56,569百万円

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
破綻先債権額	9,137百万円	7,835百万円
延滞債権額	550,166百万円	550,943百万円

中小企業者向け証券化支援買取業務勘定、信用保険等業務勘定、危機対応円滑化業務勘定及び特定事業等促進円滑化業務勘定には該当する債権はありません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※ 3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

国民一般向け業務勘定

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	101百万円	41百万円

農林水産業者向け業務勘定

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	1,247百万円	691百万円

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定、中小企業者向け証券化支援買取業務勘定、信用保険等業務勘定、危機対応円滑化業務勘定及び特定事業等促進円滑化業務勘定には該当する債権はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※ 4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

国民一般向け業務勘定

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
貸出条件緩和債権額	495,049百万円	463,263百万円

農林水産業者向け業務勘定

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
貸出条件緩和債権額	22,262百万円	19,693百万円

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
貸出条件緩和債権額	88,912百万円	89,907百万円

中小企業者向け証券化支援買取業務勘定、信用保険等業務勘定、危機対応円滑化業務勘定及び特定事業等促進円滑化業務勘定には該当する債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※ 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

国民一般向け業務勘定

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
合計額	645,553百万円	602,823百万円

農林水産業者向け業務勘定

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
合計額	86,662百万円	77,662百万円

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
合計額	648,216百万円	648,686百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- ※ 6. 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。なお、未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
貸付け未実行残高	155,241百万円	164,374百万円

- ※ 7. 株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第52条の規定により、当公庫の総財産を社債の一般担保に供しております。なお、社債の残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
社債	1,865,652百万円	1,720,820百万円

- ※ 8. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
減価償却累計額	19,245百万円	22,969百万円

9. 当公庫は株式会社国際協力銀行が承継した次の株式会社日本政策金融公庫既発債券について、連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）附則第17条第2項の規定により、当公庫の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
財投機関債	120,000百万円	20,000百万円
政府保証外債	992,227百万円	591,622百万円

- ※10. 損害担保契約の補償引受額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
補償引受残高	(106,087件) 2,669,136百万円	(108,271件) 2,488,087百万円
補償損失引当金	32,934百万円	24,497百万円
差引額	2,636,201百万円	2,463,590百万円

11. 株式会社日本政策金融公庫法第47条（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成22年法律第38号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

※ 1. 次の資産について減損損失を計上しております。

前事業年度 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)

地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)
首都圏	遊休資産 2 物件	土地、建物	14
その他	遊休資産 14物件	土地、建物	203

当事業年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)

地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)
首都圏	遊休資産 14物件	土地、建物、その他の無形固定資産	139
その他	遊休資産 14物件	土地、建物	52

当公庫の事業用資産には、減損損失の認識が必要となるものはなく、遊休資産について、当事業年度末における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。

減損損失を認識した遊休資産のグルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。

また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は原則として不動産鑑定評価額に基づき、重要性が乏しい不動産については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて算定しております。

なお、今後、使用が見込めない資産については、回収可能価額を 0 円としております。

※ 2. 関係会社との取引による収益は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)
その他の経常収益	0百万円	0百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	10,733,565,407	254,348,000	—	10,987,913,407	
種類株式	—	—	—	—	
合計	10,733,565,407	254,348,000	—	10,987,913,407	
自己株式					
普通株式	—	—	—	—	
種類株式	—	—	—	—	
合計	—	—	—	—	

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 254,348,000千株

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	10,987,913,407	109,559,850	—	11,097,473,257	
種類株式	—	—	—	—	
合計	10,987,913,407	109,559,850	—	11,097,473,257	
自己株式					
普通株式	—	—	—	—	
種類株式	—	—	—	—	
合計	—	—	—	—	

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 109,559,850千株

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
現金預け金勘定	4,095,015百万円	4,094,720百万円
定期性預け金等	△3,846,370百万円	△3,146,880百万円
現金及び現金同等物	248,645百万円	947,840百万円

2. 重要な非資金取引の内容

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期中増加したファイ ナンス・リース取引	1,328百万円	997百万円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

動産であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画（財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等）についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定（以下、「業務勘定」という。）を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておられません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

国民一般向け業務勘定は、小口主体の事業資金融資及び教育資金融資等の業務を行っております。当該業務を行うため、財政融資資金の借入のほか、社債の発行によって資金調達を行っております。これらの金融資産及び金融負債について、金利変動による不利な影響が生じないように、当業務勘定では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

農林水産業者向け業務勘定は、農林漁業者や食品の製造等の事業を営む者に対し、農林漁業の持続的かつ健全な発展又は食料の安定供給の確保に資する事業について、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、長期かつ低利の資金の供給を主な業務として行っております。当該業務を行うため、財政融資資金の借入のほか、社債の発行等によって資金調達を行っております。このような金融資産及び金融負債を有しているため、これらに伴うリスクを総合的に管理しております。

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定は、中小企業の成長発展を支援するため、民間金融機関を補完して長期資金の安定的な供給を行っております。当該業務を行うため、政府からの借入による間接金融を主とする他、社債の発行による直接金融によって資金調達を行っております。また、外貨貸付に伴う為替リスクを回避する目的から、為替予約取引を行っております。

中小企業者向け証券化支援買取業務勘定は、証券化手法を活用した民間金融機関等による中小企業者への無担保資金供給の促進及び中小企業者向け貸付債権の証券化市場の育成を目的としております。当該業務を行うため、社債の発行による直接金融によって資金調達を行っております。

信用保険等業務勘定は、中小企業者に対する貸付けに係る債務の保証等についての保険等を行っております。当該業務を行うため、政府からの出資金によって資金調達を行っております。

危機対応円滑化業務勘定は、主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、主務大臣が指定する指定金融機関に対して、①貸付け、②損害担保（指定金融機関が行う貸付け等に損失が発生した場合において、当公庫が一定割合の補填を行うもの）、③利子補給（当公庫による信用供与を受けて指定金融機関が行った貸付け等について、当公庫が指定金融機関に対し利子補給金を支給するもの）の業務を行っております。当該業務を行うため、①貸付けについては、必要資金の調達は財政融資資金借入及び政府保証債の発行によっておりますが、借入期間と貸付期間を一致させており、また、調達コストは貸出金利息等で回収しております。②損害担保、③利子補給に係る必要資金については、政府からの出資金により調達しております。

特定事業等促進円滑化業務勘定は、エネルギー環境適合製品を開発又は製造する事業の実施に必要な資金及び産業競争力強化の観点から事業再編等の実施に必要な資金の調達の円滑化に資するため、主務大臣が指定する指定金融機関に対して貸付けの業務を行っております。当該業務を行うため、必要資金の調達は財政融資資金借入によることとしておりますが、借入期間と貸付期間を一致させて、調達コストは貸出金利息で回収することとしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しており、各業務勘定の保有する金融資産及び金融負債の内容及びそのリスク等は次のとおりであります。

イ 国民一般向け業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に国内の小企業等に対する貸出金であり、金融負債は、主に借入金及び社債であり、次のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定では、事業資金融資、教育資金融資等の業務を行っており、これらの業務における与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

当業務勘定では、融資審査時の適正な融資判断、融資後の債務者の実態に応じたきめ細やかな債権管理を行っているほか、統計手法を用いた管理の導入等、管理手法の高度化に努めております。また、与信ポートフォリオは小口の事業資金、小口の教育資金で構成されており、特定の地域や業種等への与信集中はなく、リスク分散が図られております。しかしながら、今後の経済動向等、与信先を取り巻く環境の変化によっては、信用状況が悪化する与信先が増加したり、貸出条件緩和等の金融支援を求められたりすることなどにより、当業務勘定の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、日々の資金繰りに備え、複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど適切な対策をしており、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

ロ 農林水産業者向け業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に農林漁業及び食品産業に対する貸出金であり、金融負債は、主に借入金、社債及び寄託金であり、次のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定では、農林漁業及び食品産業向けの与信業務を行っており、与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

このため、適切な融資審査及び期中管理の実行により、資産の健全性の維持・向上に努めております。

しかし、融資先の大多数を占める農林漁業は、零細経営が多く、気象災害などの自然条件の制約を受けやすいという特徴を有しているため、今後の情勢によっては、当業務勘定の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせること等により、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、農林漁業政策の必要性から償還期間が長期、金利は固定となっているなどの特性があり、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

ハ 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に中小企業者に対する貸出金及び有価証券であり、金融負債は、主に借入金及び社債であり、次のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定では、①中小企業者に対する貸付け、②中小企業者が発行する社債の取得、③中小企業者に対する貸付債権・社債の証券化、④民間金融機関等の貸付債権等の部分保証、証券化商品の保証を行う業務、⑤公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する中小企業者の株式又は持分の取得であって、当該債務を消滅させるためにするものを行っております。当業務勘定では、適切な貸付審査への取組並びに各種モニタリングを通じた信用リスクの把握及び評価等を行い、必要な管理を実施して信用コストの抑制に向けた対応を着実に進めております。しかしながら、国内外の経済動向の変化等に伴う、貸出先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動、その他想定外の事由が発生した場合には、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスク及び為替リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

為替リスクについては、当業務勘定で行っている外貨貸付に伴い発生するもので、為替予約取引の実施により、為替リスクを極小化する方針を採っております。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達には財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

ニ 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に有価証券であり、金融負債は、社債であり、次のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定では、①民間金融機関等の貸付債権を譲り受け証券化する業務、②証券化商品の一部買取りを行う業務を行っており、これらの業務において中小企業者への与信に取り組んでいることから、当該中小企業者の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、その結果保有する証券化商品が毀損し、損失を被る可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っております。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財投機関債などにより長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

ホ 信用保険等業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に預け金であり、次のリスクがあります。

(イ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

当業務勘定では、政府からの出資により調達した資金については、財政融資資金への預託等の安全性の高いもので運用していることから、金利リスクは限定的と考えております。

(ロ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、政府からの出資金により長期・安定的な資金を確保していることから、流動性リスクは限定的と考えております。

ヘ 危機対応円滑化業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に指定金融機関に対する貸出金であり、金融負債は、借入金であり、次のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行う危機対応業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

また、指定金融機関が事業者に対して行う貸付け等により発生する損害額の一部の補填を行っております。事業者の信用状況や経済状況等の大幅な変化等により、補償金の支払額が補償料設定時の予測に反して変動することにより損失を被る可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務勘定における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸出金利息で回収していることから、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金等による長期・安定的な資金を確保しております。また、指定金融機関に対する補償金支払資金等についての十分な手元流動性を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられますが、借入金は、不測の事態において支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

ト 特定事業等促進円滑化業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に指定金融機関に対する貸出金であり、金融負債は、借入金であり、次のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行う特定事業促進業務、事業再構築等促進業務及び事業再編促進業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務勘定における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸出金利息で回収していることから、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金による長期・安定的な資金を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられますが、借入金は、不測の事態において支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

各業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

イ 国民一般向け業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

(イ) 信用リスクの管理

当業務では、融資業務・債権管理業務に関する諸規定及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、(i) 個別与信管理、(ii) 自己査定、(iii) 信用リスク計量化により、貸出金の信用リスクを管理する体制を整備し運営しております。これらの信用リスク管理は、各支店のほか審査企画部、リスク管理部等により行われ、定期的に事業本部長を議長とした事業本部運営会議を開催し、審議・報告を行っております。

具体的な管理方法は次のとおりであります。

(i) 個別与信管理

当業務では、融資審査にあたり、融資対象としての適格性、資金使途の妥当性並びに事業者等の収益性及び維持力といった財務状況はもとより、技術力、販売力、事業の将来性、事業者等の資質等についても検討し、適正な融資判断に努めております。

また、融資後の債権管理にあたっては、今後の事業見通しや返済能力等の把握を行い、実態に応じたきめ細かな管理に努めております。

(ii) 自己査定

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、支店による一次査定、審査企画部による二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。自己査定結果は適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

(iii) 信用リスク計量化

当業務では、長年にわたり蓄積された信用供与先との取引データ分析に基づく信用スコアリングモデルを構築し、審査手続や与信ポートフォリオのモニタリングに活用しております。当業務の信用スコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

また、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、ポートフォリオが小口分散されているという当業務の特徴を踏まえた手法により、信用リスクの計量化に取り組んでおります。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務では、資産と負債の間でのキャッシュ・フロー・ギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当業務では、マチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、社債発行年限の多様化等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務では、リスク管理上、金利リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成28年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は13,879百万円増加(前事業年度は金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、時価は13,844百万円増加)するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、13,134百万円減少(前事業年度は金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、13,103百万円減少)するものと考えられます。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は、財政融資資金、政府保証債及び財投機関債など長期・安定的な資金を確保しているほか、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備え複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

ロ 農林水産業者向け業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

(イ) 信用リスクの管理

当業務では、(i) 個別与信管理、(ii) 信用格付、(iii) 自己査定及び(iv) 信用リスク計量化により、信用リスクを適切に管理しております。

(i) 個別与信管理

当業務では、融資にあたって、融資対象としての適格性、融資条件の妥当性、事業の長期的見通しを踏まえた返済の確実性について審査します。特に、返済の確実性については、業種（農林漁業等）のリスク特性を十分踏まえた審査基準の下、対象者の信用力、投資リスク及び投資効果を精査し、収支・償還計画の実現可能性及び融資条件の適切性を総合的に勘案して返済可能性を検証・確認しております。

また、顧客の経営状況の継続的な把握に努め、積極的かつ丁寧な支援活動に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上を図っております。

(ii) 信用格付

当業務では、信用格付により、経営悪化が懸念される顧客を早期に発見し、経営支援に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上に取り組んでおります。格付は、内部データに基づき構築したモデルにより付与しております。当業務のスコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

信用格付は、上記のほか、自己査定、個別与信の判断、信用リスク計量化等にも活用しており、当業務の信用リスク管理の基礎をなしております。このため、信用格付体系は必要に応じ、適時見直しを行っております。

(iii) 自己査定

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、支店による一次査定、審査部及び再生支援部による二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。自己査定結果は、適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

(iv) 信用リスク計量化

当業務では、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行い、内部管理に活用しております。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務では、資産と負債の間でのキャッシュ・フロー・ギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当業務ではマチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務では、リスク管理上、金利リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」、「社債」及び「寄託金」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成28年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント（0.5%）低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は、8,518百万円増加（前事業年度は金利が50ベース・ポイント（0.5%）低ければ、時価は2,168百万円増加）するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント（0.5%）高ければ、7,353百万円減少（前事業年度は金利が50ベース・ポイント（0.5%）高ければ、1,651百万円減少）するものと考えられます。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスクの管理に努めております。

ハ 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

(イ) 信用リスクの管理

(i) 個別与信管理

当業務のうち融資業務は、公平・中立な立場から借入申込企業の実態を把握し、償還の確実性と資金使途の妥当性を検討し、融資などの判断を行っております。

融資業務では、事業用の長期資金の融資などを専門とすることから、審査にあたっては、今後の事業収益を中心とする長期的返済能力を検討し、償還の確実性について総合的に判断しております。

単に財務諸表を中心とする定量分析にとどまらず、企業の構成要素である「ヒト」「モノ」「カネ」とその組合せである経営の様々な活動について、申込企業の置かれている環境を含めて多面的な実態把握を行うとともに、申込企業の将来性を勘案し総合的な企業力を判断しております。

また、融資後も決算書などの提出を受けるほか、定期的な訪問などにより継続的な業況把握に努めております。自己査定で債務者区分や必要に応じ提供を受ける経営改善計画書の検討結果などを踏まえ、取引方針を明確にし、適切な事後フォローを実施しております。

さらに、融資先企業の成長発展を支援するため、審査結果をできる限りフィードバックしているほか、経営課題解決のためのコンサルティングに努めております。特に、事業環境の変化などへの対応に苦慮する企業に対しては、経営改善提案書の作成・提供などにより経営の改善や経営計画の策定を支援しております。

(ii) 信用格付

融資業務では、長年にわたり蓄積された中小企業者との取引データ分析に基づく独自のスコアリングモデルと、実態把握等による定性分析に基づき、取引先等の信用状況を把握する信用格付制度を構築、取引方針の策定や審査手続等に活用しております。

(iii) 自己査定

融資業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。営業部店が債務者区分の一次査定を実施し、営業部門とは分離した審査部門において二次査定を行っております。査定結果については、他のセクションから独立した監査部が内部監査を行い、その正確性を検証しております。

また、査定結果に基づき、担保処分等による回収見込額及び貸倒実績率等を勘案した貸倒引当金を計上しております。

(iv) 信用リスク計量化

融資業務では、信用リスク計量について信用格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体のリスク量を計量し、モニタリングを行っております。こうしたモニタリングを通じて、リスクの制御について検討を進めております。

(v) 証券化支援業務における信用リスク管理

当業務のうち証券化支援業務では、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルやCRD（Credit Risk Database）などの外部モデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法によりの確に把握し、信用リスクに応じた適切な保証料率の設定を行っております。

保証型組成後は、保証先の決算データなどの提出を受けるとともに、保証先の延滞倒産状況を確認し、信用リスクを的確に把握しております。

(ロ) 市場リスクの管理

(i) 金利リスク

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務では、このギャップを原因とした金利リスクを負っているため、マチュリティ・ラダー、デュレーション、VaR及びBPVを計測・分析することにより、金利リスクの把握に努め、社債発行年限の多様化や借入期間の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

(ii) 為替リスク

為替リスクについては、当業務では原則として為替予約取引を利用し、為替リスクを極小化する方針を採っております。

為替予約取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離した内部牽制体制を確立しております。また、為替予約取引は、実需に基づいて実施しており、投機的なポジションは保持しておりません。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当業務では、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析は利用しておりません。

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成28年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント（0.5%）低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は36,792百万円増加（前事業年度は金利が50ベース・ポイント（0.5%）低ければ、時価は37,527百万円増加）するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント（0.5%）高ければ、34,196百万円減少（前事業年度は金利が50ベース・ポイント（0.5%）高ければ、34,990百万円減少）するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

融資業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

ニ 中小企業者向け証券化支援買取業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

(イ) 信用リスクの管理

当業務では、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルやCRD（Credit Risk Database）などの外部モデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法により的確に把握し、信用リスクに応じた適切なリターンの設定を行っております。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っており、金利リスクは限定的と考えております。

なお、当業務では、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析は利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成28年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント（0.5%）低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は45百万円増加（前事業年度は金利が50ベース・ポイント（0.5%）低ければ、時価は215百万円増加）するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント（0.5%）高ければ、46百万円減少（前事業年度は金利が50ベース・ポイント（0.5%）高ければ、213百万円減少）するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクを極小化する制度設計を行っていること、及び政府からの十分な支援が見込まれることから、流動性リスクは限定的と考えております。

ホ 信用保険等業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

(イ) 市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

当業務では、政府からの出資により調達した資金については、財政融資資金への預託等の安全性の高いもので運用し、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」であります。当該金融商品は、当業務を行うために政府から出資により調達した資金を主として短期で運用しているものであり、金利の変動に対する感応度の重要性はありません。

(ロ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金調達は政府からの出資金によっております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めております。

ヘ 危機対応円滑化業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

(イ) 信用リスクの管理

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、監査部門による監査を受けております。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「貸出金」及び「借入金」であります。

当業務では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一としているため、「貸出金」から発生するキャッシュ・イン・フローと「借入金」から発生するキャッシュ・アウト・フローが一致する結果、総体としては、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金等による長期・安定的な資金を確保しており、また、借入期間と貸付期間を一致させております。また、指定金融機関に対する補償金支払資金等についての十分な手元流動性を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられます。

一方で、資金計画の精緻化に努め、流動性リスクを最小化する努力を継続しております。

ト 特定事業等促進円滑化業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

(イ) 信用リスクの管理

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、監査部門による監査を受けております。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「貸出金」及び「借入金」であります。

当業務では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一としているため、「貸出金」から発生するキャッシュ・イン・フローと「借入金」から発生するキャッシュ・アウト・フローが一致する結果、総体としては、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金による長期・安定的な資金を確保しており、また、借入期間と貸付期間を一致させており、流動性リスクは限定的と考えられます。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注3）参照）。

前事業年度（平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	4,095,015	4,096,821	1,806
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	21,080	21,724	643
その他有価証券	9	9	—
(3) 貸出金	19,357,921		
貸倒引当金（※）	△332,445		
	19,025,476	19,782,392	756,915
資産計	23,141,581	23,900,947	759,365
(1) 借入金	15,278,671	15,547,395	268,724
(2) 社債	1,865,652	1,903,690	38,037
負債計	17,144,323	17,451,085	306,761
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—

（※） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

当事業年度（平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	4,094,720	4,099,079	4,358
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	21,051	21,401	350
その他有価証券	6	6	—
(3) 貸出金	17,986,392		
貸倒引当金（※1）	△296,887		
	17,689,504	18,585,158	895,653
資産計	21,805,283	22,705,646	900,362
(1) 借入金	14,101,331	14,470,910	369,578
(2) 社債	1,720,820	1,764,972	44,151
負債計	15,822,152	16,235,882	413,729
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(0)	(0)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(0)	(0)	—

（※1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※2） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期が3カ月超の預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、対応する期間のリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

債券は市場価格によっております。ただし、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定における債券については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。組合出資金については、組合財産を時価評価できるものには時価評価を行ったうえ、当該時価に対する持分相当額を組合出資金の時価とみなして計上しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、次により算定しております。

イ 国民一般向け業務勘定

貸出金は、資本性劣後ローンを除き、すべて固定金利であり、要管理先以上の貸出金について債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

ロ 農林水産業者向け業務勘定

貸出金は、資本性劣後ローンの一部を除き、すべて固定金利であり、債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しております。

ハ 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

貸出金は、資本性劣後ローンを除き、すべて固定金利であり、破綻懸念先以上の貸出金について債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先及び実質破綻先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

ニ 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定及び信用保険等業務勘定

該当ありません。

ホ 危機対応円滑化業務勘定及び特定事業等促進円滑化業務勘定

貸出金は、すべて固定金利であり、債務者及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を、債務者が発行する債券の市場利回りより推定した利率で割り引いて時価を算定しております。

負債

(1) 借入金

借入金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しております。

(2) 社債

社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

- (注2) 損害担保契約については、与信判断は指定金融機関が行い、当公庫は、貸付時点において個別補償先に対する与信判断に関与しない仕組みとなっていることから、当公庫は個別補償先の財務データを保有しておらず、将来にわたるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。
- なお、損害担保契約に係る補償引受額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
補償引受残高	2,669,136百万円	2,488,087百万円
補償損失引当金	32,934百万円	24,497百万円

- (注3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) 有価証券」、「資産(3) 貸出金」及び「負債(1) 借入金」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
① 非上場株式(※1)	2,030	2,030
② 社債(特定資産担保証券)(※2)	—	4,339
③ 組合出資金(※3)	23	142
④ 証書貸付(資本性劣後ローン)(※4)	290,766	353,407
⑤ 一般会計借入金(※5)	131,300	131,300
⑥ 産業投資借入金(※6)	18,660	22,034
合計	442,781	513,253

- (※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。
- (※2) 社債(特定資産担保証券)については、市場価格がありません。これらは、複数の金融機関がオリジネートした中小企業者向けの貸出債権を裏付資産として発行された証券であります。当該証券の優先劣後構造を設ける際、①まず各金融機関の貸出債権の集合をそれぞれサブプールとみなした上で、サブプールごとに最劣後部分を切出し、②次にサブプールの最劣後以外の部分を合同化した上で優先劣後構造に切り分けております。このため、当公庫が保有する合同化された社債(特定資産担保証券)の時価評価にあたっては、裏付資産となる債務者個々の財務データが必要となりますが、当公庫は当該情報を継続して入手できる仕組みにはなっていないため、時価を把握するのは極めて困難であることから、時価開示の対象とはしていません。
- (※3) 組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。
- (※4) 挑戦支援資本強化特例制度等を適用した証書貸付(資本性劣後ローン)については、貸付時において金利は決定されず、毎年の債務者の事業実績に基づく成功判定の結果による利率が適用されるスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。
- (※5) 国民一般向け業務勘定における一般会計借入金については、償還期限の定めはなく、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積もることができないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。
- (※6) 産業投資借入金については、借入時において金利は設定されず、最終割賦金償還後、一括して利息を支払うスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
前事業年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金(※1)	3,024,277	1,070,700	—	—	—	—
有価証券 満期保有目的の債券	38	21,000	—	—	—	—
貸出金(※2)	4,326,417	6,416,862	3,831,921	1,971,738	1,490,742	1,347,473
合計	7,350,732	7,508,562	3,831,921	1,971,738	1,490,742	1,347,473

(※1) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない263,532百万円は含めておりません。

当事業年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金(※1)	3,591,597	383,100	120,000	—	—	—
有価証券 満期保有目的の債券	21,006	24	—	—	—	—
貸出金(※2)	3,947,759	5,957,783	3,549,908	1,887,491	1,449,586	1,308,509
合計	7,560,363	6,340,907	3,669,908	1,887,491	1,449,586	1,308,509

(※1) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない238,760百万円は含めておりません。

(注5) 社債及び借入金の決算日後の返済予定額
前事業年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
借入金(※)	3,797,924	5,355,737	3,175,513	1,369,712	994,924	603,518
社債	475,000	741,000	290,000	110,000	160,000	90,000
合計	4,272,924	6,096,737	3,465,513	1,479,712	1,154,924	693,518

(※) 借入金のうち、償還期限の定めのない一般会計借入金131,300百万円は含めておりません。

当事業年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
借入金(※)	3,360,754	5,075,745	2,892,573	1,304,401	969,275	520,616
社債	541,000	575,000	230,000	135,000	150,000	90,000
合計	3,901,754	5,650,745	3,122,573	1,439,401	1,119,275	610,616

(※) 借入金のうち、償還期限の定めのない一般会計借入金131,300百万円は含めておりません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

前事業年度(平成27年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	国債	21,026	21,669	643
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	社債	54	54	—
合計		21,080	21,724	643

当事業年度(平成28年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	国債	21,004	21,355	350
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	社債	46	46	—
合計		21,051	21,401	350

3. その他有価証券

前事業年度(平成27年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの	その他	1,298,579	1,298,581	△2

当事業年度(平成28年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの	その他	1,141,086	1,141,090	△3

4. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

6. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前事業年度（平成27年3月31日現在）

該当事項はありません。

当事業年度（平成28年3月31日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	為替予約 売建	4,587	—	△0	△0
合計		4,587	—	△0	△0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引先金融機関から提示された価格によっております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連取引

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当公庫の報告セグメントは、当公庫の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高経営責任者及び取締役会が、業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般（生活衛生関係営業者を含む。）、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的とした業務を行っております。

また、エネルギー環境適合製品製造事業の促進に関する法律に基づく業務の特例として、内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に適合した製品等（以下、「エネルギー環境適合製品」という。）を開発し、又は製造する事業のうち、我が国産業活動の発達及び改善に特に資するものを事業者が実施するために必要な資金を銀行その他の金融機関が貸し付ける場合において、当該金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができることとされております。このほか、産業競争力強化法に基づく業務の特例として、産業競争力強化の観点から事業再編等を事業者が実施するために必要な資金を銀行その他の金融機関が貸し付ける場合において、当該金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができることとされております。

したがって、当公庫は、その目的を達成するため、株式会社日本政策金融公庫法その他法令により定められた業務について、業務ごとに経理を区分し運営しており、「国民一般向け業務」、「農林水産業者向け業務」、「中小企業者向け融資・証券化支援保証業務」、「中小企業者向け証券化支援買取業務」、「信用保険等業務」、「危機対応円滑化業務」及び「特定事業等促進円滑化業務」の7つを報告セグメントとしております。

「国民一般向け業務」は、独立して継続が可能な事業について当該事業の経営の安定を図るための資金の貸付け、小口の教育資金の貸付け、生活衛生関係営業について衛生水準を高めるため及び近代化を促進するために必要な資金等の貸付け並びに恩給等を担保とする小口貸付けを行っております。

「農林水産業者向け業務」は、農林漁業者や食品の製造等の事業を営む者に対し、農林漁業の持続的かつ健全な発展又は食料の安定供給の確保に資する事業について、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、長期かつ低利の資金を供給しております。また、民間金融機関が行う農業者向け融資の証券化支援業務を行っております。

「中小企業者向け融資・証券化支援保証業務」は、中小企業の成長発展を支援するため、民間金融機関を補完して長期資金の安定的な供給を行っております。融資業務において、中小企業者に対する貸付け、中小企業者が発行する社債の取得並びに中小企業投資育成株式会社及び設備貸与機関に対する貸付け等を、証券化支援保証業務において、証券化支援保証業務、売掛金債権証券化等支援業務等を行っております。

「中小企業者向け証券化支援買取業務」は、中小企業者への無担保資金供給の促進及び証券化市場の育成を目的に、民間金融機関等の中小企業者向け無担保債権等を譲り受け、又はCDS（クレジット・デフォルト・スワップ）契約を活用し、証券化の取り組みを支援するとともに、その信用リスクの一部を引き受ける業務を行っております。

「信用保険等業務」は、信用保証協会が行う中小企業者の金融機関からの借入れ又は中小企業者が発行する社債のうち金融機関が引き受けるものに係る債務等の保証についての保険の引受け、信用保証協会に対する貸付け、機械保険経過業務及び破綻金融機関等関連特別保険等業務を行っております。

「危機対応円滑化業務」は、主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、主務大臣が指定する指定金融機関による事業者への円滑な資金供給を促進するため、当該指定金融機関に対して一定の信用の供与を行っております。

「特定事業等促進円滑化業務」は、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う認定事業者並びに事業再編等を行う認定事業者等に対して、主務大臣が指定する指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けを行っております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と同一であります。報告セグメントの利益（又は損失）は、純利益（又は純損失）ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	国民一般向け 業務	農林水産業者 向け業務	中小企業者 向け融資・ 証券化支援 保証業務	中小企業者 向け証券化 支援買取業務	信用保険等 業務
経常収益					
(1) 外部顧客に対する経常収益	150,448	47,209	115,971	355	154,156
(2) セグメント間の内部経常収益	365	104	40	—	99
計	150,814	47,313	116,011	355	154,255
セグメント利益又は損失（△）	79,433	—	77,249	320	△276,895
セグメント資産	6,976,882	2,645,382	5,848,878	24,846	3,175,190
セグメント負債	6,276,080	2,261,138	4,801,741	40	1,486,306
その他の項目					
減価償却費	4,318	1,290	2,013	—	987
資金運用収益	132,146	39,329	93,471	337	2,530
資金調達費用	20,635	31,910	26,577	—	—
特別利益	49,363	9,763	17,596	6	3,992
（厚生年金基金代行返上益）	(49,214)	(9,763)	(17,596)	(6)	(3,991)
特別損失	968	13	413	—	52
（減損損失）	(217)	(0)	—	—	—
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	17,832	513	3,987	—	3,560
貸倒引当金繰入額	13,631	6,272	—	—	—
保険契約準備金繰入額	—	—	—	—	108,708

	危機対応 円滑化業務	特定事業等 促進円滑化 業務	調整額	財務諸表 計上額
経常収益				
(1) 外部顧客に対する経常収益	41,924	491	△7,172	503,386
(2) セグメント間の内部経常収益	—	—	△608	—
計	41,924	491	△7,781	503,386
セグメント利益又は損失（△）	△14,909	10	—	△134,789
セグメント資産	4,856,781	82,300	△1,322	23,608,940
セグメント負債	4,075,592	82,055	△1,322	18,981,634
その他の項目				
減価償却費	26	3	—	8,640
資金運用収益	35,590	414	—	303,820
資金調達費用	34,971	414	—	114,509
特別利益	39	20	—	80,782
（厚生年金基金代行返上益）	(39)	(20)	—	(80,632)
特別損失	31	1	—	1,480
（減損損失）	—	—	—	(217)
有形固定資産及び無形固定資産の増加 額	69	22	—	25,985
貸倒引当金繰入額	—	—	△7,172	12,731
保険契約準備金繰入額	—	—	—	108,708

（注）１．一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

２．調整額は次のとおりであります。

- （１）セグメント収益の調整額7,781百万円は、セグメント間取引消去及びセグメント間相殺消去であります。
- （２）セグメント資産の調整額1,322百万円は、セグメント間取引消去であります。
- （３）セグメント負債の調整額1,322百万円は、セグメント間取引消去であります。
- （４）貸倒引当金繰入額の調整額7,172百万円は、セグメント間相殺消去であります。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	国民一般向け 業務	農林水産業者 向け業務	中小企業者 向け融資・ 証券化支援 保証業務	中小企業者 向け証券化 支援買取業務	信用保険等 業務
経常収益					
(1) 外部顧客に対する経常収益	147,139	48,128	104,112	354	275,961
(2) セグメント間の内部経常収益	390	94	38	—	87
計	147,530	48,222	104,150	354	276,048
セグメント利益又は損失（△）	25,641	—	24,715	157	11,155
セグメント資産	6,931,399	2,670,507	5,615,576	40,664	3,116,207
セグメント負債	6,193,016	2,278,611	4,513,824	15,860	1,356,168
その他の項目					
減価償却費	5,033	1,285	1,928	—	950
資金運用収益	126,007	36,638	87,336	337	2,173
資金調達費用	16,476	29,792	21,152	0	—
特別利益	490	—	2	—	—
（厚生年金基金代行返上益）	—	—	—	—	—
特別損失	321	1	42	—	0
（減損損失）	(166)	(0)	(25)	—	—
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	9,053	962	2,033	—	307
貸倒引当金繰入額	17,814	593	27,430	5	—
保険契約準備金繰入額	—	—	—	—	—

	危機対応 円滑化業務	特定事業等 促進円滑化 業務	調整額	財務諸表 計上額
経常収益				
(1) 外部顧客に対する経常収益	37,692	489	—	613,879
(2) セグメント間の内部経常収益	—	—	△610	—
計	37,692	489	△610	613,879
セグメント利益又は損失(△)	△11,090	△9	—	50,570
セグメント資産	3,874,051	76,715	△568	22,324,554
セグメント負債	3,103,884	76,479	△568	17,537,277
その他の項目				
減価償却費	15	5	—	9,217
資金運用収益	28,477	412	—	281,382
資金調達費用	27,792	412	—	95,625
特別利益	—	—	—	493
(厚生年金基金代行返上益)	—	—	—	—
特別損失	—	—	—	364
(減損損失)	—	—	—	(192)
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	2	1	—	12,361
貸倒引当金繰入額	—	—	—	45,843
保険契約準備金繰入額	—	—	—	—

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 調整額は次のとおりであります。

- (1) セグメント収益の調整額610百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (2) セグメント資産の調整額568百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (3) セグメント負債の調整額568百万円は、セグメント間取引消去であります。

【関連情報】

1. サービスごとの情報

当公庫は業務ごとに経理を区分し運営しており、「サービスごとの情報」は、「報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」に記載してありますので、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

本邦の外部顧客への経常収益が損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当公庫は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報は、「報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」に記載してありますので、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。当公庫の企業年金基金制度は複数事業主制度ではありますが、年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金基金制度（積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

また、当公庫は平成26年10月1日に厚生年金基金制度を廃止し、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度へ移行しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
退職給付債務の期首残高	298,143	198,045
勤務費用	5,561	5,494
利息費用	2,458	1,980
従業員からの拠出額	201	—
数理計算上の差異の発生額	622	20,377
退職給付の支払額	△10,923	△8,485
過去勤務費用の発生額	△9,760	2,982
厚生年金基金の代行返上に伴う退職給付債務の消滅	△88,258	—
その他	—	—
退職給付債務の期末残高	198,045	220,394

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
年金資産の期首残高	75,378	100,789
期待運用収益	1,527	2,015
数理計算上の差異の発生額	3,896	△1,844
事業主からの拠出額	25,905	2,914
従業員からの拠出額	201	—
退職給付の支払額	△6,120	△3,276
その他	—	—
年金資産の期末残高	100,789	100,598

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(百万円)

区分	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	116,136	129,071
年金資産	△100,789	△100,598
	15,347	28,472
非積立型制度の退職給付債務	81,908	91,322
未積立退職給付債務	97,255	119,795
未認識数理計算上の差異	△12,517	△32,984
未認識過去勤務費用	11,232	6,904
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	95,969	93,716
退職給付引当金	95,969	93,716
前払年金費用	—	—
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	95,969	93,716

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

区分	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
勤務費用	5,561	5,494
利息費用	2,458	1,980
期待運用収益	△1,527	△2,015
数理計算上の差異の費用処理額	2,997	1,755
過去勤務費用の費用処理額	△1,493	△1,345
その他	—	—
確定給付制度に係る退職給付費用	7,997	5,869

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
株式	13%	12%
債券	38%	39%
一般勘定	8%	8%
現金及び預金	41%	41%
合計	100%	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

区分	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
割引率	1.0%	0.1%
長期期待運用収益率	2.0%	2.0%
予想昇給率	2.1%～5.5%	1.7%～5.9%

3. 確定拠出制度

当公庫の確定拠出制度への要拠出額は前事業年度185百万円、当事業年度374百万円であります。

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用していません。

(持分法損益等)

1. 関連会社に関する事項

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
関連会社に対する投資の金額	2,030	2,030
持分法を適用した場合の投資の金額	1,833	1,885
持分法を適用した場合の投資利益の金額	26	52

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	財務省 (財務大臣) (注1、2)	東京都千 代田区	—	政策金融 行政	被所有 直接 97.22	資金の借入 等	増資の引受 (注3)	248,836	—	—
							政府補給金収 入	10,261	—	—
							資金の受入 (注4)	3,096,903	借入金	15,253,893
							借入金の返済	4,057,067		
							借入金利息の 支払	99,285	未払費用	13,733
							資金の預託 (注5)	6,491,600	預け金	2,547,800
							資金の払戻	6,788,600		
							社債への被保 証(注6)	1,089,690	—	—

(注) 1. 財務省（財務大臣）以外の省庁の議決権等の所有（被所有）割合は次のとおりであります。

厚生労働省（厚生労働大臣） 0.03%

農林水産省（農林水産大臣） 0.26%

経済産業省（経済産業大臣） 2.49%

2. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

農林水産省 増資の引受 5,512百万円

厚生労働省 政府補給金収入 1,498百万円

農林水産省 政府補給金収入 6,371百万円

経済産業省 政府補給金収入 77百万円

資源エネルギー庁 政府補給金収入 4百万円

中小企業庁 政府補給金収入 18,220百万円

農林水産省 借入金の返済 8,398百万円

3. 増資の引受は、当公庫が行った増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

4. 資金の受入は、財政融資資金の借入等であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

5. 資金の預託は、財政融資資金への預託であり、財政融資資金預託金利が適用されております。

6. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

7. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	財務省 (財務大臣) (注1、2)	東京都千 代田区	—	政策金融 行政	被所有 直接 97.13	資金の借入 等	増資の引受 (注3)	96,425	—	—
							政府補給金収 入	13,008	—	—
							資金の受入 (注4)	2,833,767	借入金	14,087,079
							借入金の返済	4,000,581		
							借入金利息の 支払	83,727	未払費用	12,085
							資金の預託 (注5)	5,319,600	預け金	2,005,800
							資金の払戻	5,861,600		
							社債への被保 証(注6)	919,853	—	—

(注) 1. 財務省（財務大臣）以外の省庁の議決権等の所有（被所有）割合は次のとおりであります。

厚生労働省（厚生労働大臣） 0.03%
農林水産省（農林水産大臣） 0.30%
経済産業省（経済産業大臣） 2.54%

2. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

厚生労働省 増資の引受 412百万円
農林水産省 増資の引受 4,722百万円
経済産業省 増資の引受 8,000百万円
厚生労働省 政府補給金収入 2,160百万円
農林水産省 政府補給金収入 9,996百万円
経済産業省 政府補給金収入 77百万円
資源エネルギー庁 政府補給金収入 3百万円
中小企業庁 政府補給金収入 19,731百万円
農林水産省 借入金の返済 7,151百万円

3. 増資の引受は、当公庫が行った増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

4. 資金の受入は、財政融資資金の借入等であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

5. 資金の預託は、財政融資資金への預託であり、財政融資資金預託金利が適用されております。

6. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

7. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (会社等) が議決権の 過半数を所 有している 会社等	株式会社国際 協力銀行	東京都千 代田区	1,391,000	金融業	なし	連帯債務関 係	連帯債務	1,112,227 (注1、3)	—	—
								710,000 (注2、3)	—	—

- (注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号に基づき、株式会社国際協力銀行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当公庫が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第17条第2項の規定により、当公庫の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。
2. 株式会社日本政策金融公庫法附則第46条の2第1項に基づき、当公庫が償還する株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、株式会社国際協力銀行が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第46条の2第2項の規定により、株式会社国際協力銀行の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。
3. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。
4. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (会社等) が議決権の 過半数を所 有している 会社等	株式会社国際 協力銀行	東京都千 代田区	1,391,000	金融業	なし	連帯債務関 係	連帯債務	611,622 (注1、3)	—	—
								450,000 (注2、3)	—	—

- (注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号に基づき、株式会社国際協力銀行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当公庫が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第17条第2項の規定により、当公庫の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。
2. 株式会社日本政策金融公庫法附則第46条の2第1項に基づき、当公庫が償還する株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、株式会社国際協力銀行が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第46条の2第2項の規定により、株式会社国際協力銀行の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。
3. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。
4. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	0円42銭	0円43銭
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△)	△0円1銭	0円0銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。また、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、潜在株式がないので記載しておりません。

		前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益又は当期純損失(△)	百万円	△134,789	50,570
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失(△)	百万円	△134,789	50,570
普通株式の期中平均株式数	千株	10,798,752,306	11,042,513,035

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度末 (平成27年3月31日)	当事業年度末 (平成28年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	4,627,306	4,787,276
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	—	—
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	4,627,306	4,787,276
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数	千株	10,987,913,407	11,097,473,257

(重要な後発事象)

1. 自己株式の取得

当公庫は、株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（平成28年法律第41号）附則第4条第1項の規定に基づき、自己株式を取得しております。

(1) 取得した株式の種類

普通株式

(2) 取得した株式の数

1,291,000,000,000株

(3) 取得価額

0円

(4) 取得日

平成28年5月18日

(5) 取得の方法

政府からの無償譲渡

2. 自己株式の消却

当公庫は、平成28年5月17日開催の取締役会において、株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律附則第4条第2項及び会社法（平成17年法律第86号）第178条の規定に基づき、当該株式を消却することを決議し、平成28年5月18日付けで当該株式を消却しております。

(1) 消却した株式の種類

普通株式

(2) 消却した株式の数

1,291,000,000,000株

(3) 消却後の発行株式総数

9,806,473,257,741株

(4) 消却日

平成28年5月18日

3. 普通株式の募集

当公庫は、平成28年6月2日開催の取締役会決議により、平成28年6月24日付で次のとおり財務省（財務大臣）及び農林水産省（農林水産大臣）を引受先とした新株式の発行を実施する予定です。

新株式の発行の概要

(1) 国民一般向け業務勘定

発行する株式の種類及び数	普通株式5,356,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	5,356,000,000円
資本組入額	一株につき1円
資本準備金組入額	一株につき0円
資本組入額の総額	5,356,000,000円
資本準備金組入額の総額	0円
払込期日	平成28年6月24日
資金の用途	平成28年熊本地震特別貸付の金利引下げ等に伴うもの

(2) 農林水産業者向け業務勘定

発行する株式の種類及び数	普通株式4,081,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	4,081,000,000円
資本組入額	一株につき1円
資本準備金組入額	一株につき0円
資本組入額の総額	4,081,000,000円
資本準備金組入額の総額	0円
払込期日	平成28年6月24日
資金の用途	青年等就農資金、肉用牛肥育経営維持安定緊急対応融資円滑化事業に係る農林漁業セーフティネット資金及び漁業経営改善支援資金の実質無担保・無保証人での貸付に係るもの並びに東日本大震災に関する災害復旧・復興関係資金の実質無担保・無保証人での貸付に係るもの

(3) 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

発行する株式の種類及び数	普通株式4,800,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	4,800,000,000円
資本組入額	一株につき1円
資本準備金組入額	一株につき0円
資本組入額の総額	4,800,000,000円
資本準備金組入額の総額	0円
払込期日	平成28年6月24日
資金の用途	平成28年熊本地震特別貸付の金利引下げ等に伴うもの

(4) 信用保険等業務勘定

発行する株式の種類及び数	普通株式64,900,000,000株
発行価額	一株につき 1 円
発行価額の総額	64,900,000,000円
資本組入額	一株につき 0 円
資本準備金組入額	一株につき 1 円
資本組入額の総額	0 円
資本準備金組入額の総額	64,900,000,000円
払込期日	平成28年 6 月24日
資金の使途	保険基盤の増強及び安定的な制度運営に係るもの並びに平成28年熊本地震に係るセーフティネット保証 4 号の適用対象地域の指定に伴うもの

(5) 危機対応円滑化業務勘定

発行する株式の種類及び数	普通株式1,068,000,000株
発行価額	一株につき 1 円
発行価額の総額	1,068,000,000円
資本組入額	一株につき 1 円
資本準備金組入額	一株につき 0 円
資本組入額の総額	1,068,000,000円
資本準備金組入額の総額	0 円
払込期日	平成28年 6 月24日
資金の使途	損害担保の原資に係るもの及び「平成28年熊本地震による災害に関する事案」の危機認定に伴う利子補給の原資に係るもの

⑤【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末 減価償却 累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	67,662	3,108	334 (23)	70,435	19,338	3,340	51,096
土地	141,748	—	947 (163)	140,801	—	—	140,801
リース資産	2,986	994	453	3,527	1,604	705	1,922
建設仮勘定	838	3,068	2,862	1,045	—	—	1,045
その他の有形固定資産	2,939	690	131	3,499	2,026	418	1,472
有形固定資産計	216,176	7,862	4,729 (187)	219,308	22,969	4,465	196,339
無形固定資産							
ソフトウェア	25,527	2,629	3,791	24,365	8,719	4,521	15,646
リース資産	1,032	2	196	837	396	227	441
その他の無形固定資産	658	1,867	346 (4)	2,179	4	3	2,175
無形固定資産計	27,218	4,498	4,334 (4)	27,382	9,119	4,752	18,262

(注) 当期減少額欄における()内は減損損失の計上額(内書き)であります。

【債券明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限	摘要
政府保証第17回、第19回、第21回、第22回国民生活債券、政府保証第22回、第24回、第25回、第29回、第30回、第32回、第34回～第36回、第39回、第40回日本政策金融公庫債券	平成18年 3月17日 ～ 平成28年 3月15日	249,913	280,020 [19,994]	0.001～1.70	一般担保	平成28年 3月17日 ～ 平成38年 3月13日	
政府保証第2回、第8回、第13回、第16回、第20回日本政策金融公庫債券	平成21年 7月27日 ～ 平成23年 12月19日	140,066	90,030 [60,010]	0.30～0.80	一般担保	平成27年 7月27日 ～ 平成29年 12月19日	※
株式会社日本政策金融公庫第33回、第36回、第38回、第40回、第43回、第45回、第46回、第48回、第49回社債	平成25年 5月8日 ～ 平成27年 11月2日	290,000	290,000 [150,000]	0.10～0.196	一般担保	平成27年 5月8日 ～ 平成29年 11月2日	
第5回、第7回、第9回～第13回農林漁業金融公庫債券、株式会社日本政策金融公庫第25回、第30回、第35回、第42回、第51回社債	平成16年 4月26日 ～ 平成27年 11月2日	130,973	150,977 [25,999]	0.10～2.66	一般担保	平成28年 6月20日 ～ 平成40年 3月17日	
株式会社日本政策金融公庫第4回、第10回、第15回、第18回、第22回社債	平成21年 10月29日 ～ 平成23年 10月28日	59,991	59,991	1.853～2.20	一般担保	平成41年 9月20日 ～ 平成43年 10月28日	※
政府保証第186回～第188回、第190回、第191回、第194回中小企業債券、政府保証第21回、第23回、第26回～第28回、第31回、第33回、第37回、第38回日本政策金融公庫債券	平成17年 9月15日 ～ 平成27年 9月16日	289,885	309,934 [29,993]	0.14～1.80	一般担保	平成27年 9月15日 ～ 平成37年 9月16日	

銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限	摘要
政府保証第1回、第3回～第6回、第12回、第14回、第15回、第17回～第19回 日本政策金融公庫債券	平成21年 6月16日 ～ 平成23年 12月19日	409,824	239,867 [119,992]	0.40～1.30	一般担保	平成27年 6月16日 ～ 平成33年 12月17日	※
第6回、第12回、中小企業債券、株式会社日本政策金融公庫第24回、第29回、第34回、第37回、第39回、第41回、第44回、第47回、第50回、第52回社債	平成15年 6月27日 ～ 平成28年 3月25日	194,997	235,998 [75,000]	0.03～1.66	一般担保	平成28年 3月18日 ～ 平成31年 3月25日	
株式会社日本政策金融公庫第14回、第20回社債	平成22年 10月29日 ～ 平成23年 8月4日	100,000	60,000 [60,000]	0.371～0.471	一般担保	平成27年 9月18日 ～ 平成28年 9月20日	※
株式会社日本政策金融公庫第53回社債	平成28年 3月25日	—	4,000	0.03	一般担保	平成31年 3月25日	
合計	—	1,865,652	1,720,820 [540,989]	—	—	—	—

- (注) 1. 「当期末残高」欄の [] 書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。
2. 株式会社日本政策金融公庫法附則第46条の2第1項に基づき、当公庫が償還する株式会社日本政策金融公庫既発債券（前記※）に対し、当公庫及び株式会社国際協力銀行が連帯して弁済の責めに任ずることとされておりあります。
3. 決算日後5年以内における償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
金額（百万円）	541,000	385,000	190,000	130,000	100,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	15,428,632	14,254,666	0.52	—
借入金	15,428,632	14,254,666	0.52	平成28年4月～ 平成48年3月
1年以内に返済予定のリース債務	917	983	—	
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	1,557	1,588	—	平成28年4月～ 平成33年3月

（注） 1. 「平均利率」は、借入金の当期末残高から無利子の政府借入金及び産業投資借入金を除いた額に対する加重平均利率を記載しております。

2. 借入金のうち、167,587百万円は無利子の政府借入金であります。

3. リース債務については、簡便法を採用しているため、平均利率は記載しておりません。

4. 借入金及びリース債務等の決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
借入金（百万円）	3,360,754	2,809,221	2,266,523	1,743,942	1,148,630
リース債務（百万円）	983	788	452	224	123

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
保険契約準備金	1,480,020	—	—	129,663	1,350,357
貸倒引当金	430,869	416,948	23,284	407,584	416,948
一般貸倒引当金	250,797	231,170	—	250,797	231,170
個別貸倒引当金	180,071	185,777	23,284	156,787	185,777
賞与引当金	4,659	4,864	4,659	—	4,864
役員賞与引当金	21	20	21	—	20
役員退職慰労引当金	60	16	17	0	59
補償損失引当金	32,934	24,497	3,919	29,015	24,497
計	1,948,566	446,348	31,902	566,263	1,796,748

（注） 当期減少額（その他）欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

保険契約準備金・・・・・・当期首残高と当期末残高の差額による戻入額

一般貸倒引当金・・・・・・洗替による取崩額

個別貸倒引当金・・・・・・洗替による取崩額

役員退職慰労引当金・・・・・・引当超過による戻入額

補償損失引当金・・・・・・洗替による取崩額

【資産除去債務明細表】

該当事項が無いため作成しておりません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（平成28年3月31日現在）の主な資産及び負債の内訳は、次のとおりであります。

① 資産の部

預け金	財政融資資金預託金2,005,800百万円、銀行等への預け金2,088,897百万円であります。
未収収益	未収貸出金利息21,642百万円その他であります。
その他の資産	未収金15,172百万円その他であります。

② 負債の部

未払費用	未払借用金利息12,085百万円その他であります。
その他の負債	仮受金6,064百万円、預り金5,574百万円その他であります。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	—
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	—
1単元の株式数	—
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区大手町一丁目9番4号 株式会社日本政策金融公庫本店
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	—
公告掲載方法	当公庫の公告は、電子公告により行います。ただし、やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行います。
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当公庫には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当公庫は、当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、以下の書類を提出しております。

(1) 発行登録書及びその添付書類

提出日	提出先
平成28年3月24日	関東財務局長

(2) 発行登録追補書類及びその添付書類

提出日	提出先
平成28年4月26日	関東財務局長

(3) 訂正発行登録書

提出日	提出先
平成28年6月3日	関東財務局長

(4) 有価証券報告書及びその添付書類

提出日	事業年度	提出先
平成27年6月26日	第7期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）	関東財務局長

(5) 半期報告書

提出日	事業年度	提出先
平成27年12月4日	第8期中（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）	関東財務局長

(6) 臨時報告書

提出日	提出先	
平成27年12月16日	関東財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号に基づく臨時報告書であります。
平成28年1月20日	関東財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号に基づく臨時報告書であります。
平成28年2月17日	関東財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号に基づく臨時報告書であります。
平成28年6月3日	関東財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月22日

株式会社 日本政策金融公庫

取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 茂木哲也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長尾礎樹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊澤賢司
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本政策金融公庫の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本政策金融公庫の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当公庫（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。